

平成22年度 第3回倉敷市環境審議会

日時 平成22年10月27日(水) 10:00~

場所 倉敷市役所 水道局3階大会議室

1 開会・あいさつ

2 議 題

(1) 次期環境基本計画(原案)について

3 報告事項

(1) 倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定状況について

(2) 自然環境保全実施計画(くらしきネイチャープラン)平成21年度実績・平成22年度計画の報告について

(3) 環境白書について

4 その他

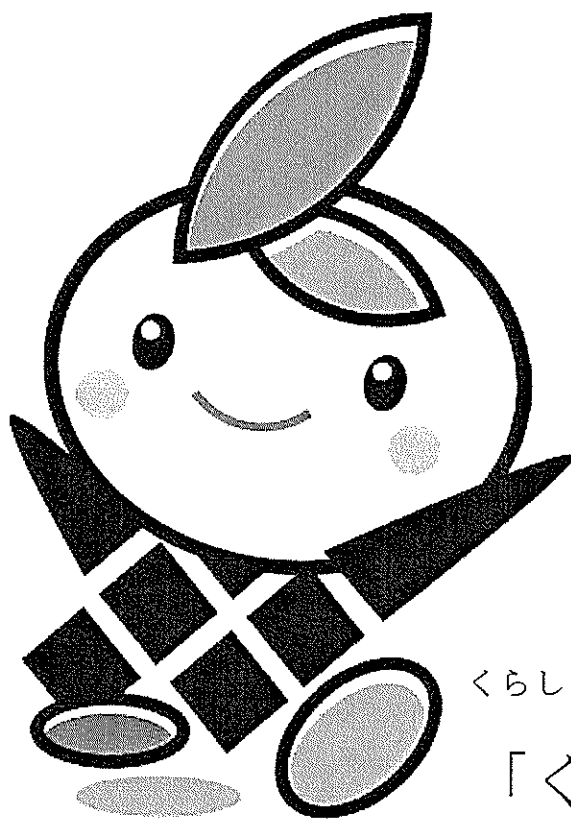
5 閉 会

素案(平成22年9月7日審議)に対する意見及び修正事項等について

修正意見等	原案ページ	修正事項等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2期目の計画であることがわかるように ・ 基本計画の歴史性・改定の姿勢などをわかり易く最初に追加しては 	表紙・はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正式名称を「倉敷市第二次環境基本計画」に ・ 「はじめに」を追加し、簡単な経緯を記入 ・ また、策定の経緯等については、資料編へ詳しく記載予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの計画レベルなど現在の施策・計画体系が見えない 	別紙追加資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の資料編へ、追加資料のような、法令・計画等一覧を作成する
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「計画策定の意義と背景」では、策定の目的がない 	P2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「目的と意義」を持たせるため、「意義と背景」を「<u>趣旨と背景</u>」へ変更
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本目標1の「環境と社会経済が・・・」の部分については、「環境」と「社会」と「経済」の3つが一体となって問題を解決していくと言う意味では 	P9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本目標1の文中「環境と地域の社会経済・・・」を「環境と地域の社会・経済・・・」に修正 ・ 分野別目標4「環境と共生する社会経済づくりをつうじて地域の活性化を目指します」を、国や県計画及び総合計画の方針を踏まえ「環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します」に修正
<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー循環型と言うと、エネルギーは無くなるので、物理学者が聞くと変な表現になるのでは 	P10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所間でのエネルギーの共同利用や、地域内での余剰エネルギーの高度有効活用なども含んでおり、国等においても使われている表現であり、このままの表現で記載したい
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「現状と課題」について、表題として分野別目標があるのは、判りにくい ・ 「現状と課題」について、これまでの取組内容を盛り込む ・ わかり易く、グラフ等の活用を 	P12～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「現状と課題」について、分野別目標のタイトルは削除して、計画の対象範囲ごとの大項目に、小項目ごとのタイトルをつけて、それぞれに、現状と課題を記載した。 ・ 記載方法として、現状・取組それを踏まえた課題となるように配慮した。 ・ データ化した方がわかり易いものについては、グラフを挿入した。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題、施策の方向性ともに、文章のボリューム等に違いがある。統一したほうが良い。 	P12～ P30～	<ul style="list-style-type: none"> 全体を通して、構成及びボリュームの統一を行った。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の保全の現状と課題に「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります」との表現があるが、「水」と「緑」と「花」はバランスが取れていて快適な環境であり、綺麗じゃなくてもいいと思うが 	P15	<ul style="list-style-type: none"> この表現は市民憲章の基本理念であり、このままの表現で活用したい。

<ul style="list-style-type: none"> ・景観の部分に「瀬戸内海と高梁川の恵み」に関する記述が必要では 	P35	施策の基本方針へ記載
<ul style="list-style-type: none"> ・「地球環境保全で・・・世界に貢献するまち」の部分で、水島コンビナートの公害対策の部分に記載したらどうか ・世界に貢献する施策がない 	P10 P20	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画との整合性の観点から基本目標を「地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち」に変更 ・公害対策の部分については、大気環境の保全に記載
<ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽の推進など、施設整備率などの指標を入れてはどうか 	P39	<ul style="list-style-type: none"> ・指標に「汚水処理施設整備率」を追加
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの視点がでてこない 	P37・38	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マスタープランにおいて、「活用可能な資源を保全し、次世代に過大な環境負荷を残さないようにしながら、今の生活を発展させていく持続可能なまちづくりを目指す。」とされ施策が出ている。 ・このように、持続可能な社会の実現を目指し、まちづくりの部分は「都市マスタープラン」がになっており、特に環境基本計画では、環境保全と経済発展の部分について記載していますので、ご理解いただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の記載がないが 	P24 P48	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物に関しては廃棄物の適正処理の項目で、厳正対処や不法投棄対策などを記載しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーの無駄遣いをしない、節約していく。使うときなどの注意事項も欲しい。 	P57～	<ul style="list-style-type: none"> ・第五章の主体別配慮指針において、新エネルギーだけではないが、それぞれの項目での行動指針を、市民委員会で設定した。
<ul style="list-style-type: none"> ・「アンケート結果」の記載方法等が統一されていない。 ・アンケートの調査概要などわかり易く乗せて欲しい 	資料編等	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民アンケート調査」で統一 ・詳しい調査概要は資料編に記載予定

倉敷市第二次環境基本計画（原案）



くらしき環境キャラクター

「くらいふ」

倉 敷 市

平成 2 3 年 〇 月

目 次

第一章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨と背景 2
- 2 計画の役割 3
- 3 計画の対象範囲 5
- 4 計画の期間 5
- 5 計画の構成 6

第二章 目指すべき姿

- 1 望ましい環境像 8
- 2 基本目標 8
- 3 分野別目標 9
- 4 施策体系図 11

第三章 現状と課題

- 1 目標ごとの現状と課題 12

第四章 施策の方向性

- 1 目標ごとの施策の方向性 30

第五章 主体別環境配慮指針

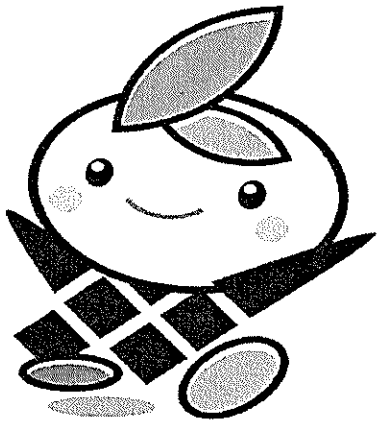
- 1 主体別環境配慮指針の役割 58
- 2 日常生活での環境配慮指針 59
- 3 事業活動での環境配慮指針 69

第六章 計画の総合的な推進

- 1 計画の推進体制 79
- 2 計画の進行管理 80

資料編

はじめに



本市では、平成11年に施行した「倉敷市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市で初めての環境行政の指針となる「倉敷市環境基本計画」を平成12年度に策定し、計画に掲げた4つの基本目標、「緑豊かな自然と人の共生する環境」「健康で安心して暮らせる環境」「環境にやさしい循環型社会の構築」「市民参加による環境づくり」を実現するために、さまざまな環境施策に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年私たちが便利で快適な生活を続けてきた結果、大量のエネルギーを消費し、開発行為等により自然環境を破壊するなど、環境への負荷を増大させ、いまでは、地球温暖化など深刻な環境問題に直面しています。

これらの問題を解決し、持続可能な社会を築くためには、私たち一人ひとりがこうした問題を認識したうえで、ライフスタイルを省資源・省エネルギー型に切り替えるとともに、豊かで多様な自然環境の保全・再生についても力を注いでいく必要があります。

こうした環境を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、前計画を全面的に見直し、「地球温暖化対策の取組」を基本目標に加えるとともに、施策に「環境と地域経済の調和」や「子どもの環境教育」などを新たに追加した、「倉敷市第二次環境基本計画」を策定しました。

新計画の策定に当たっては、市民の皆様の意見を反映させるため、一般公募により計画策定市民委員会を設置しました。市民委員会の方々には、計画策定の初期段階から積極的かつ熱心にご検討を頂き、その内容をもとに、倉敷市環境審議会において、ご審議を経て答申をいただきました。

この計画の策定にご尽力を頂いた皆様に心よりお礼申し上げますとともに、今後は、行政の取り組みとともに、市民、NPO、事業者など、多くの皆さまと手を携えて、市民一人ひとりが環境保全活動に取り組むまち、環境最先端都市「グリーン自治体」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

平成23年 月

倉敷市長 伊東 香織

第 一 章
基 本 的 事 項

1 計画策定の趣旨と背景

本市では、平成11年12月に、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に「倉敷市環境基本条例」を制定しました。さらに、この条例の基本理念の着実な実現に向けて、平成12年2月に計画期間を平成22年度までの11年間とした、本市で最初の環境基本計画を策定し、地域の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

その後、京都議定書の発効や法律改正、国の第三次環境基本計画の策定、船穂町及び真備町の合併による市域の拡大など、本市を取り巻く状況の変化に対応するため、平成19年3月に環境基本計画の改定を行いました。今日まで環境施策推進にあたっての指針としての役割を担ってきました。

その間、地球温暖化問題が人類の生存に関わる脅威であるとし、未来の子どもたちへ地球環境を引き継いでいくために、今後の政策を示した地球温暖化対策基本法案の公表や、温室効果ガスを25%削減するための国民運動が展開されるなど、これまでの消費型の社会から枯渇性の資源やエネルギーに過度に依存しない、持続可能な社会への転換が求められています。

このような環境を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、前計画を全面的に見直しするとともに、計画策定市民委員会を設置し10年後の目標を設定するなど、市民ニーズを反映させた長期的な視点のもと、今後の施策の方向性を示す新たな環境基本計画を策定しました。

2 計画の役割

本計画は、倉敷市環境基本条例第3条に掲げる基本理念にのっとり、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、市民及び事業者との協働により、施策を計画的に推進するための方向性を定めたものです。

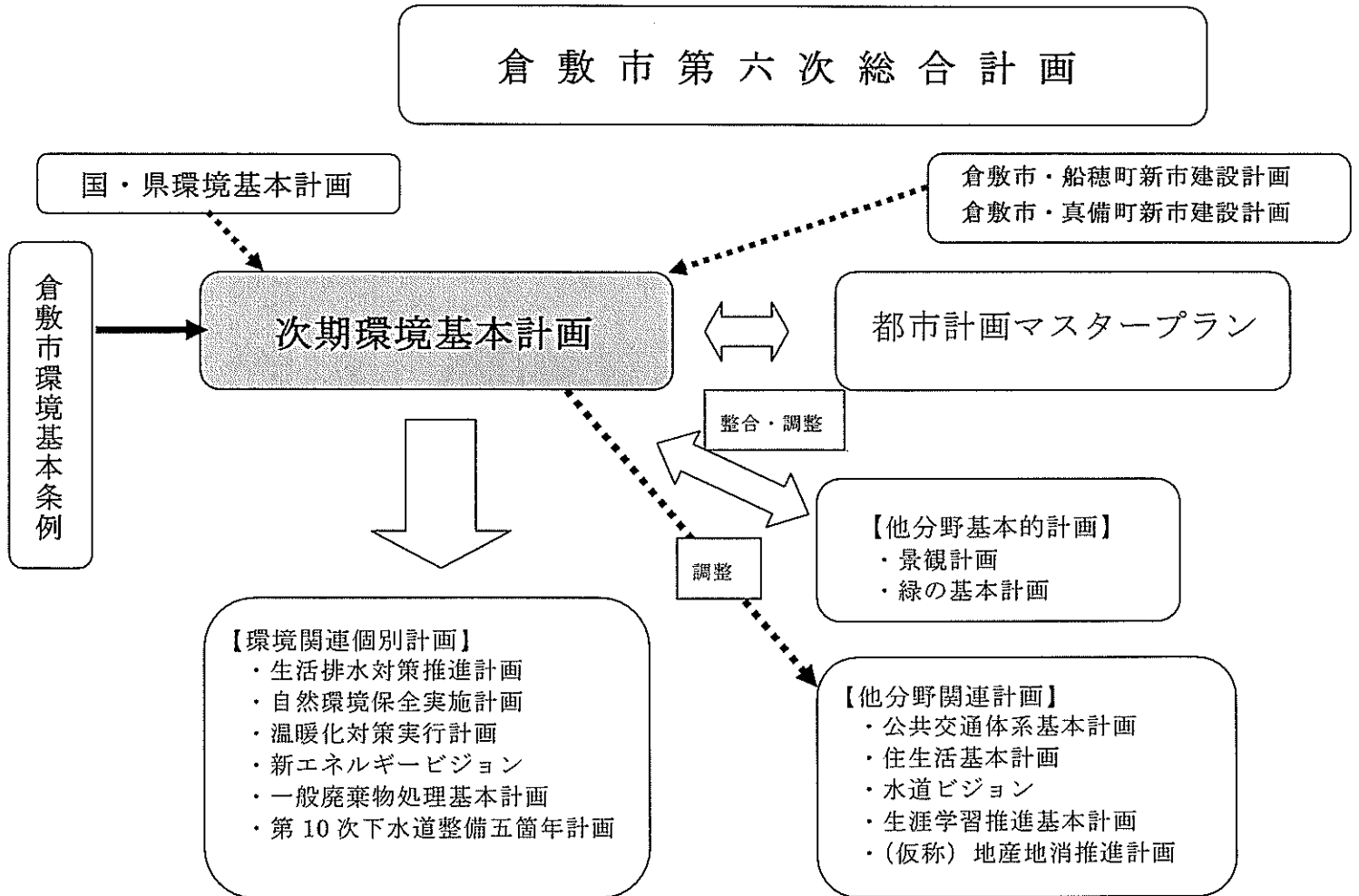
【倉敷市環境基本条例 第3条（基本理念）】

- 1 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生が確保されるとともに、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

また、倉敷市総合計画に掲げられたまちづくりの基本理念を、環境面から実現するための役割を担います。

各環境分野における基本目標・分野別目標や施策の方向性を明らかにし、個別計画や環境に関連する分野の施策等を実施するにあたっての基本となるものです。

【環境基本計画の位置づけ】



3 計画の対象範囲

計画の対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、都市環境及び地球環境とします。

- (1) 自然環境・・・植生・植物、動物、生態系、生物多様性、自然とのふれあい等
- (2) 都市環境・・・景観、歴史的町並み、緑化等
- (3) 生活環境・・・水質、大気、土壌、有害物質、廃棄物等
- (4) 地球環境・・・温暖化対策、再生可能エネルギー導入等

4 計画の期間

計画期間等については、上位計画である総合計画との整合性を図る観点からも平成23年度～平成32年度までの10年間とします。

5 計画の構成

計画は次の章から構成されています。

第一章 「基本的事項」では、計画策定の趣旨、役割、位置付け、範囲、期間などを示しています。

第二章 「目指すべき姿」では、望ましい環境像と、その実現のための、5つの基本目標及び分野ごとの分野別目標を掲げています。

第三章 「現状と課題」では、計画の対象範囲ごとの現状と課題を示しています。

第四章 「施策の方向性」では、分野別目標ごとの基本方針と数値目標及び主要な施策を示しています。

第五章 「主体別環境配慮指針」では、市民、事業者が環境に配慮して取り組むべきガイドラインとなる指針を示しています。

第六章 「計画の総合的な推進」では、環境基本計画の進行管理と推進体制及び評価の方法等を示しています。

資料編 「倉敷市環境基本条例」や計画策定経緯などを掲載しています。

第二章

目指すべき姿

1 望ましい環境像

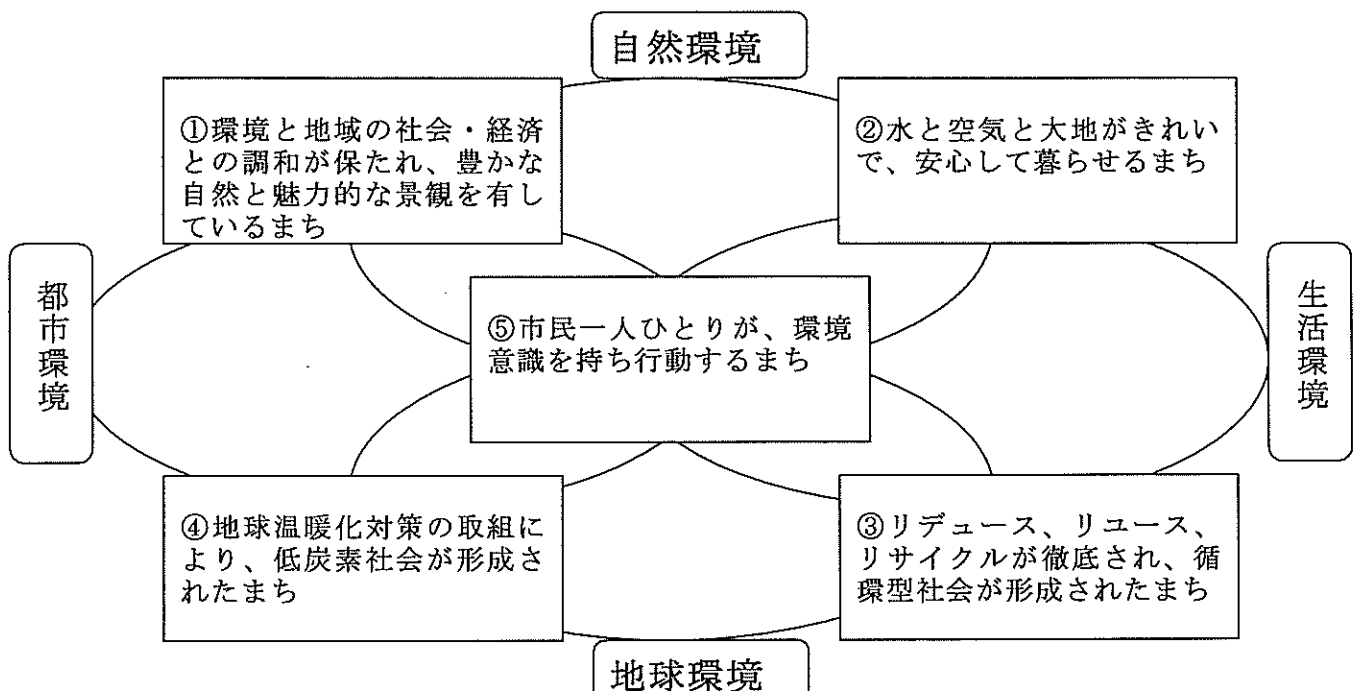
倉敷市環境基本条例の基本理念や、第六次総合計画に掲げられたまちづくりの基本理念「自然の恵みとひとの豊かさで個性きらめく倉敷」を環境面から実現するために、10年後の倉敷市の望ましい環境像を次のように定めます。

自然と人とが共生し

未来につなぐ健全で恵み豊かな環境

2 基本目標

望ましい環境像「自然と人とが共生し 未来につなぐ 健全で恵み豊かな環境」を実現するために、総合計画の生活課題のうち、環境基本計画の範囲に入るものを整理して、次の5つの基本目標を設定しました。



3 分野別目標

5つの基本目標のもとに、環境分野ごとの目標を設定して、目標実現に向けての施策を展開します。

【基本目標1】

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

【分野別目標】

(自然環境の保全)

1 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します

(緑の保全、緑化の推進)

2 まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します

(景観づくり)

3 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

(環境と地域経済の調和)

4 環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します

【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

【分野別目標】

(水環境)

1 良好な水環境を保全・整備します

(大気環境)

2 クリーンな大気環境の保全に努めます

(生活環境：環境衛生、化学物質対策等)

3 安心・安全な生活環境の実現に努めます

【基本目標 3】

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

【分野別目標】

(ごみの排出抑制)

- 1 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します

(廃棄物の適正処理)

- 2 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます

【基本目標 4】

地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

【分野別目標】

(温室効果ガス削減)

- 1 温室効果ガス削減の取組を推進します

(再生可能エネルギーの導入)

- 2 地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会を目指します

【基本目標 5】

市民一人ひとりが、環境意識をもち行動するまち

【分野別目標】

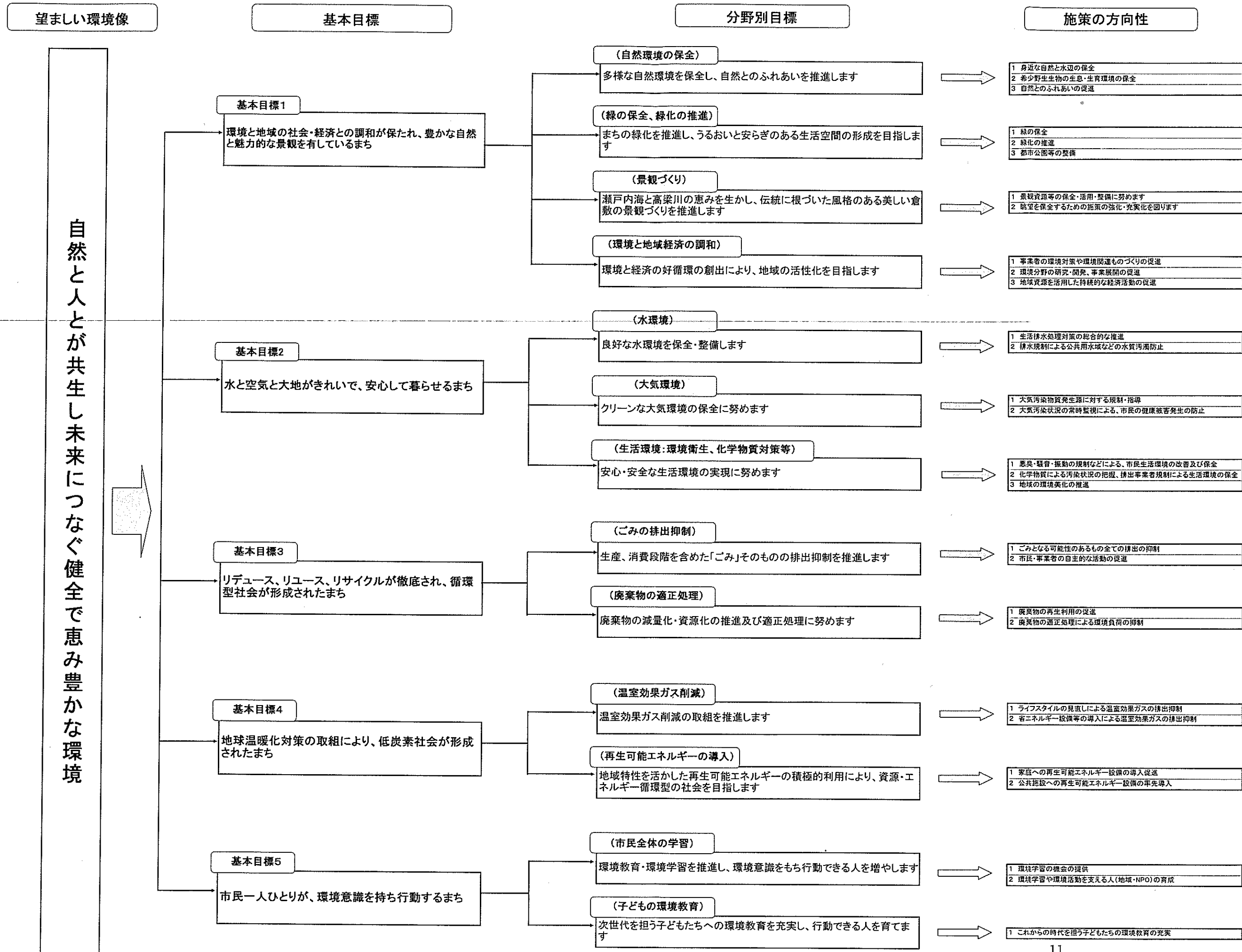
(市民全体の学習)

- 1 環境教育・環境学習を推進し、環境意識をもち行動できる人を増やします

(子どもの環境教育)

- 2 次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます

4 施策体系図



第三章
現状と課題

身近な自然・水辺の保全

本市は、高梁川兩岸に開けた広い平野部と北部から北西部に連なる丘陵地帯から成り、南は瀬戸内海に面し、多種多様で恵み豊かな自然を有しています。その様な自然に支えられている都市環境にも、多くの動植物が生息しており、こうした豊かな自然環境は、私たちの生活に無くてはならないさまざまな恵みを与えてくれる貴重な財産です。こうした貴重な財産を守るために、自然を破壊する開発行為の規制等を行ってきました。

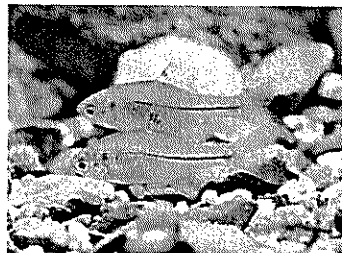
一方で自然環境は一度失われると、回復が不可能な場合も少なくはなく、回復が可能な場合も膨大な時間を必要とします。このため、自然環境の保全に努め、より良い姿で次世代に引き継いでいくことが重要です。

また、市内を流れる河川や用水路、ため池等の身近な水辺は、私たちにうるおいと安らぎを与えてくれる貴重な空間であるとともに、多くの生きものの生息場所でもあります。これまでも用水路等の改修を行う際には、生態系に配慮した整備を行ってきましたが、今後も私たちの親しみやすい水辺空間の保全・創造を継続していくことが重要です。

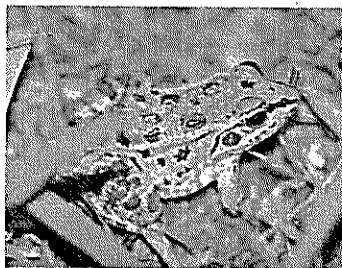
希少野生動植物の保護

市内には多くの動植物が生息していますが、その中には、種の保存法で国内希少野生動植物に指定されているものや、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠA類に指定されている「スイゲンゼニタナゴ」・「イチモンジタナゴ」、絶滅危惧ⅠB類に指定されている「ダルマガエル」など全国的にも希少な種が存在しています。また、岡山県希少野生動植物保護条例の指定種である「ミズアオイ」については、岡山県内唯一の自生地が、市内に存在しています。

しかしながら、環境汚染や、社会経済構造の変化に伴



スイゲンゼニタナゴ



ダルマガエル

第三章 現状と課題

う土地利用の変化、開発行為など人間活動の影響による自然環境への負荷の増大により、数多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。さらに、ヌートリアやブラックバスをはじめとする外来生物による在来生物への食害や生息区域の侵食、外来生物と在来生物との交雑など、地域固有の生態系や生物多様性に被害・脅威を与えるようになってきました。

こうした外来生物の駆除や、交雑対策等を行うことにより地域固有の生態系を保全していくことが重要です。

自然とのふれあい

自然とのふれあいや、自然の恵みを感じることは、私たちの生活が自然環境と密接なかかわりがあることを認識するうえで重要なことです。特に、次世代を担う子どもたちに、自然とのふれあいを通じて、生命のつながりや大切さ、自然の良さに気づき、環境に対する豊かな感性を育てることが重要です。

市では、探鳥コースの設定、ビオトープの設置など、市内各所に自然とふれあえる場の整備を進めてきましたが、平成21年11月に実施した環境に関する市民アンケート調査（以後「市民アンケート調査」という）では、今後も身近な緑や自然とふれあえる場の整備が求められています。

今後とも自然とふれあえる場の整備を推進するとともに、継続的に活用していくために必要となる維持管理、そして、自然とふれあう機会の創出やそれらを支えていく人材を充実していくことが重要です。

市内の探鳥コース設定状況

コース名	案内板設置場所	コース名	案内板設置場所
由加山コース	由加山駐車場	種松山コース	種松山山頂公園
円通寺コース	円通寺公園	向山コース	ユースホテル前
日差山コース	日差山境内	三百山コース	オの峠配水塔入り口
竜王山コース	朝日観音参道	真備琴弾岩コース	真備町琴弾岩横
藤戸コース	藤戸寺入り口	ふなおコース	ふなおワイナリー 駐車場
浅原コース	安養寺駐車場		

名称	設置場所	名称	設置場所
蛍遊の水辺・由加	児島由加	赤崎小学校ビオトープ	児島赤崎
ホテル護岸(林 224 号水路)	林	倉敷南小学校ビオトープ	西富井
ホテル護岸(林 148-2 号水路)	尾原	川辺ふるさとビオトープ	真備町川辺
玉島南小学校ビオトープ	玉島柏島	末政川ホテルの棲める護岸	真備町市場
連島神亀小学校ビオトープ	神田 3 丁目	箭田小学校ビオトープ	真備町箭田
倉敷市役所本庁舎壁泉池 ビオトープ	西中新田	酒津ホテルビオトープ	酒津

2 都市環境

緑の保全

本市には、国立公園に指定された瀬戸内海沿岸部をはじめ、市内には福山山系、大平山・種松山山系、由加山山系など多くの山地や丘陵地における樹林地、里山や農地などの豊かな緑が存在しています。この緑を保全するために、倉敷市民憲章の「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります」の理念に基づき、さまざまな緑化の推進・緑の保全に関する施策を推進してきました。

緑には、長い年月をかけて担ってきた、大気の浄化や水源の涵養・土壌の保全、多種多様な生き物の生息場所といった多面的な役割と機能があり、さらには、私たちにレクリエーションや自然とふれあえる場を提供してくれるとともに、美しいというおいのある都市景観にも寄与しています。しかし、一度失われると、元に戻すには長い年月が必要であり、人の手で戻すことは非常に困難でもあります。

私たちは、緑の持つ意義を再認識し、積極的に緑の保全活動を行い、このかけがえのない財産を次世代に引き継いでいかなければなりません。

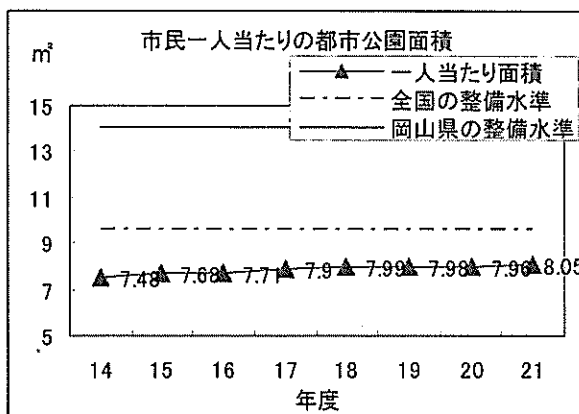
緑化の推進

市街地の緑の空間は、丘陵地における樹林地、里山や農地、河川、公園、道路、さらには、工場や宅地の植栽など多岐にわたり、私たちの生活にうるおいと安らぎを与えてくれるとともに、環境保全、防災、良好な都市景観の形成などの機能を担っています。近年、地球温暖化対策をはじめとする地球規模の環境保全のうえでも、緑の担う役割はますます重要となっています。

しかしながら、都市化の進展による市街地の拡大や開発により、水田を含め緑は減少傾向にあります。このため、公園や緑地の整備、道路及び公共施設の緑化と併せて、住宅や事業所など民有地の緑化を推進していくことも必要です。今後、多様な機能を持つ緑地を維持・創出していくためには、市民・事業者・行政が連携し、それぞれの立場で緑化を推進していくことが重要です。

都市公園の整備

本市の都市計画区域内には、平成22年3月末現在で694箇所の都市公園があり、総面積にして380haで、市民一人当たり面積では8.1㎡となっています。これは、全国の整備水準9.6㎡/人の約84%、岡山県の整備水準14.1㎡/人の約57%となっています。



また、市民アンケート調査でも「公園や街路樹などの緑地の整備」が求められており、市街地での建築物の密集化や自然環境の減少が進む中で、都市公園の果たす役割はますます重要になってきました。

私たちの憩いと安らぎの場であるとともに、高齢化の進展や社会的背景の変化に伴う地域コミュニティ活動の場としての必要性、災害時におけるオープンスペースとしての重要性なども踏まえ、適切な配置や整備を行っていきます。

さらに、市街地においては、環境配慮型の都市公園を整備し、多くの生き物たち

景観づくり

本市には、瀬戸内海国立公園の鷺羽山、王子が岳、由加山などわが国を代表する景勝地や、円通寺や由加神社、蓮台寺、熊野神社などの寺社や古代吉備ゆかりの遺跡などの地域の歴史を感じさせる文化遺産など多様な美しい景観が広がっています。

また、戦災をまぬがれた昔ながらの白壁の町屋や蔵が建ち並ぶ倉敷川沿いの町並みは、旧き時代の面影を伝える心のふるさととして、私たちに親しまれ、歴史都市としての印象が国内でも広く知られています。

この歴史的な町並みは、偶然に残ったものではなく、昭和 20 年代から、市民自らが文化的な遺産として後世に遺そうと提唱し、なまこ壁の土蔵や民家を活かしたまちづくりを、行政とともに実践してきたことによってはじめて守られてきました。

時代の移り変わりの中、より良いものを取り入れながら、自然と伝統・文化が調和した大切な原風景を守り育てていくという取り組みが倉敷らしさの原点です。

こうした先人たちの努力の積み重ねにより築かれた倉敷市の伝統と風格のある都市景観を、私たちは誇りに思うとともに、さらに次世代へと引き継いでいかなければなりません。

また、地球環境問題への関心が高まる中、できる限り環境への負荷を減らすとともに、生態系へも配慮した美しい景観をもつ持続可能なまちづくりを行っていくことが必要です。

環境と地域経済

私たちの日常の生活や事業活動は、さまざまな側面から環境へ負荷を与え続けてきており、地球温暖化をはじめ、多くの環境問題の原因となっています。

このまま、社会経済活動のグローバル化や現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を続けていけば、地球温暖化の進行や生態系へ与える悪影響などもさらに深刻化し、その影響は私たち自身の暮らしや、社会経済活動の基盤を脅かすこととなります。

このような中、環境を守ることは私たちの生活や経済活動の基盤を守ることに繋がります。持続可能な社会を形成するためには、私たち一人ひとりが環境保全に取り組むことが必要不可欠です。

国の第三次環境基本計画においても「環境と経済、そして社会の統合的な向上を目指す」とされ、環境と経済の間に、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなっていくような関係を築いていくことが重要であるとされています。

このため、社会の構成員である市民・事業者・行政がお互いに連携して、日常生活や事業活動から発生する環境への負荷を軽減させる取り組みが求められています。

また、今後、さまざまな環境問題を解決していく必要性から、省エネルギー・再生可能エネルギーやリサイクル等の環境関連技術・産業の分野の市場規模の拡大が見込まれます。環境保全と地域経済の活性化を同時に進めていくためには、現状の地域資源の把握・見直しを行い、地域の各主体と事業者・行政との幅広い連携により、新しい環境関連産業の分野を盛り立てていくことが必要です。

事業者の環境配慮

企業の環境意識は、以前にもまして高まってきており、法規制の遵守はもとより、環境保全を企業の社会的責任であると位置付け、環境技術の開発や環境投資など、企業経営における環境配慮が進んでいます。

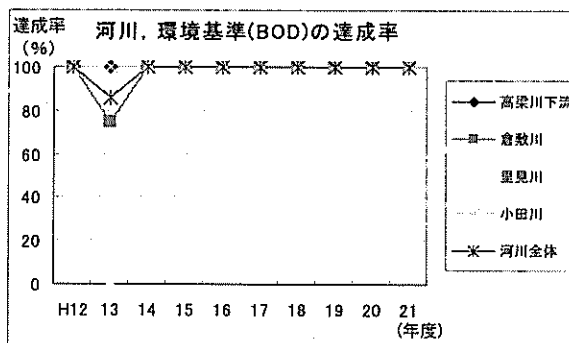
しかし、中小企業では、積極的に環境に配慮した行動をとろうとしても、具体的な行動について身近なところに十分な情報が無く、結果的に行動を起こすことができない場合もあり、有益な情報提供を行える体制整備が求められています。また、環境マネジメントシステムの国際的な規格であるISO14001は、中小企業にとっては、人、時間、費用などの負担が大きいため、エコアクション21等の簡易な環境マネジメントシステムの普及促進を図り、あらゆる事業者に環境に配慮した取り組みを浸透させることも必要です。

水環境の保全

本市の主な河川としては、市域を二分して瀬戸内海に流れ込む一級河川の高梁川、その高梁川の支流で真備地区を流れる小田川、児島湖に流入する倉敷川、郷内川、児島地区では小田川、下村川、玉島地区では里見川、船穂地区を流れ玉島港に注ぐ溜川などがあります。また、海域は水島港区、玉島港区、水島地先海域及び備讃瀬戸があります。

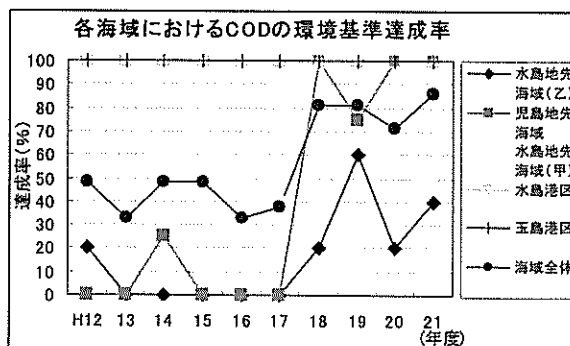
これら河川や海域などの公共用水域には環境基準が定められており、環境基準には、人の健康の保護に関する「健康項目」と生活環境の保全に関する「生活環境項目」があります。健康項目の環境基準は河川・海域の、すべての地点で達成しています。

河川の水質汚濁状況についても、生活環境項目のうちBODの環境基準達成率は、次のグラフのとおり、全ての地点で環境基準達成を達成しています。しかし、児島地区の河川について



は、工場の排水処理施設の整備等により、改善されてきているものの染色工場排水の影響を受けさまざまな色を呈することがあります。その他の小河川、水路でも生活排水や工場・事業場排水などによる汚濁が見られ、市民アンケート調査でも「身近な河川などの水はきれい」と感じている人が約3割と低い値になっています。

海域については、生活環境項目のうちCODの環境基準達成率は、次のグラフのとおり、年度により変化はありますが、海域全体では改善傾向にあります。瀬戸内海は汚濁が進行しやすく回復しにくいという閉鎖性の特性が



あるため、自然浄化能力を超える汚濁物質が流入しない対策を進めていくことが必要です。

河川や海域の水質を改善するためには工場・事業場に対する規制や公共下水道整備などの生活排水対策による汚濁物質の削減に加え、河川や海自身もつ自然の浄化機能を保全・回復するとともに、生活排水対策の普及啓発活動を行い、市民一人ひとりの水質浄化に対する理解を深め、行動をとる人を増やすことが必要です。

地下水については市内のいくつかの地点で揮発性有機化合物などについて環境基準を超過している地点があります。地下水は一度汚染されるとその影響が長期にわたることから、監視・測定体制の充実などによる地下水汚染の防止や状況把握を行うことが必要です。また地下水汚染と密接な関係のある土壌汚染についても、土壌汚染対策法などの法令に基づき、汚染土壌の対策を行っていくことが重要です。

大気環境の保全

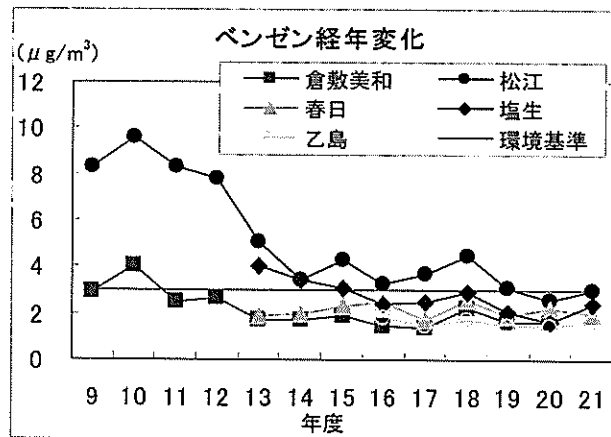
全国有数のコンビナートである水島臨海工業地帯を有する本市では、昭和40年代にはこれらの工場・事業場からの大気汚染が深刻でしたが、各種公害関係法令の整備とそれに基づく総量規制の設定による大気汚染物質の削減、企業と行政とで環境保全協定を締結することにより施設・設備の改善など計画的に公害対策を進めてきました。((排出源である企業自身の積極的な改善努力と))

本市では、大気環境の状況を把握するため、市内25箇所に大気測定局を設置し、二酸化硫黄や窒素酸化物、光化学オキシダントなどの常時監視を行っています。大気汚染物質の環境基準の達成状況は、次の表のとおりで、概ね環境基準は達成していますが、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成できていません。

大気汚染物質	測定局	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
二酸化硫黄	環境	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	環境	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	自排	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	環境	92.9	21.4	92.9	85.7	100	13.3	100	100	100
	自排	100	0	100	100	100	0	100	100	100
光化学オキシダント	環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自排	-	-	-	-	-	0	0	0	0
一酸化炭素	環境	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	自排	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※ 環境:一般環境大気測定局、自排:自動車排出ガス測定局

ベンゼンなどの有害大気汚染物質は、市内5箇所
所で測定を行っています。平成9年度からの測定開始以降、ベンゼンについては、松江測定局において環境基準を超過している状態が続いていましたが、平成20年度に初めて、すべての測定局で環境基準を達成しました。



本市において、環境基準を達成できていない光化学オキシダントの原因物質やベンゼンは、工場・事業場から排出されるだけでなく、自動車排出ガスにも含まれています。

さらに、市民アンケート調査では「自動車や工場などからの排気ガス等により空

気が汚れている」と感じている人が約7割を占めています。

このような状況から、大気汚染を防止し、私たちの健康を守るためには、調査・監視体制の強化などを図るとともに、法令などに基づく工場・事業場への規制や指導の強化や排出抑制対策、自動車排出ガス対策の推進が重要です。

騒音・振動・悪臭の防止

静かで快適な環境は、安全・安心な生活を営むために必要な要素ですが、私たちは工場・事業場や自動車・鉄道、また、日常生活に起因するさまざまな音やにおいに接しながら生活をしています。

騒音・振動・悪臭は、直接人間の感覚を刺激することから感覚公害と呼ばれており、その主な発生源は工場・事業場、建設作業、交通機関などですが、近年はライフスタイルの多様化に伴い、これら発生源のみならず、家庭用エアコンの室外機やペットの鳴き声など日常生活に起因するものも問題となっています。

これらの多様な発生源への対策として、居住区域における騒音測定、自動車や鉄道からの騒音・振動測定を行うとともに、特定悪臭物質を発生させる工場・事業場への立入調査・測定を実施してきました。その他にも、安眠を妨げるおそれがあるため、公共の場所における夜間（午後10時から日の出まで）の花火を禁止するなどさまざまな施策を行ってきました。

今後もこれらの取り組みとともに、日常生活に起因する騒音等に対しては広報等による普及啓発の推進が重要です。

化学物質対策

私たちの生活を便利にするために、事業活動や日常生活の中で多種多様な化学物質が使用されていますが、その一方で、化学物質による環境への影響や人体への毒性が問題となっています。本市では大気や水、土壌の環境中におけるダイオキシン類の調査を行い、市内の汚染状況を把握するとともに、事業者に対して必要な規制・指導及び監視等の取り組みを進めています。今後は、化学物質やその環境リスクに対する不安に適切に対応するため、化学物質に関する正確な情報を市民・事業者・行政で共有し、リスクコミュニケーションを推進することが必要です。

環境美化活動は、まちをきれいにするとともに地域コミュニティの活性化に役立っています。本市では以前から、全市一斉清掃など各地域の住民主体で自主的かつ積極的な環境美化活動が行われてきました。また、不法投棄については、ボランティアによるパトロールや不法投棄監視員制度、不法投棄防止用監視カメラの導入などにより対策を行ってきました。

しかし、市民アンケート調査では、「ごみのポイ捨て等がなく、まちがきれいになっている」と感じている人の割合は約27%で、ごみのポイ捨てなど環境美化に対する満足度が低くなっています。

このため、今後も地域の環境美化活動や不法投棄対策等の推進により、環境美化に努めるとともに、環境美化意識の向上を図ることが重要です。

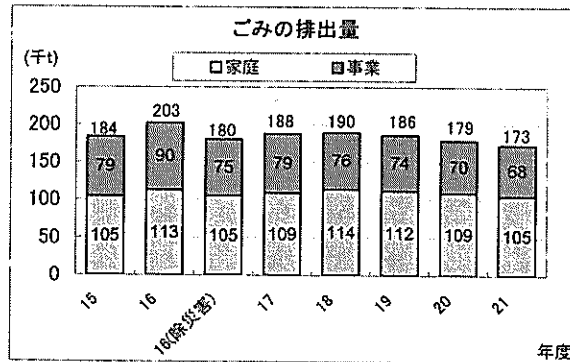
ごみの排出抑制

現在は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が行われており、多くの資源・エネルギーを用いて製品が流通している状況です。

ごみの排出を抑制し、リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまちを目指すには、ごみとなる可能性のある全ての排出を抑制する必要があります。

現状での一人一日当たりのごみ排出量（資源物除く）は、平成21年3月末時点で1.01kg/人・日であり、類似都市の平均値（0.91kg/人・日）よりも若干多くなっています。本市の排出されるごみの約8割を占める燃やせるごみの約半分は生ごみで、非常に多くの水分を含んだものとなっており、燃やせるごみを減量するには、生ごみの減量対策が効果的です。そのためは、食品残渣の減量、水切りの徹底、自家処理、堆肥化施設の利用等が重要です。

また、燃やせるごみの中には、紙類・プラスチック類などの資源ごみが約4割も



混入しています。再資源化を進めるには、一部地区での分別収集、資源化を実施している品目（白色トレイなど）については、全市域での資源化実施に向けての検討が必要であるとともに、分別の徹底について広報や普及啓発および新たな資源化手法の導入等もあわせて検討することが必要です。

分別の徹底による総排出量の抑制と再資源化を推進していくには、マイバッグ運動の推進によるレジ袋の削減や個別商品の過剰包装の削減など、市民一人ひとりの取り組みと、事業者の取り組みを併せて推進していくことが重要です。

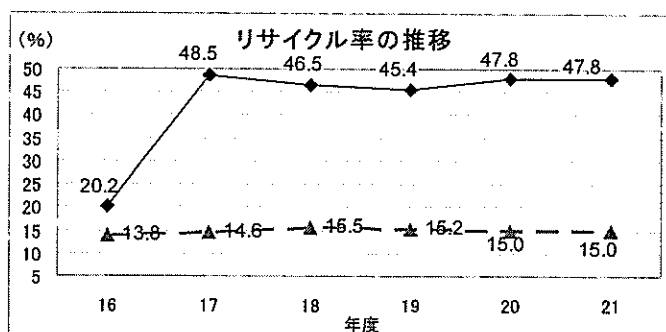
廃棄物の適正処理

廃棄物からの資源回収率（リサイクル率）は、平成17年4月から稼働した、倉敷市資源循環型廃棄物処理施設（水島エコワークス（株））での、家庭から収集したごみの資源化処理などに

より、平成21年度実績で47.8%と、類似都市の平均値19.3%（平成21年3月末）に比べ非常に高い値となっています。

しかし、市民アンケート調査では、環境課題のうち「ごみの減量とリサイクルの推進」が重要であると回答した割合が一番高く、さらなる廃棄物の減量・再資源化に努めることが求められています。

また、燃やせるごみ・資源ごみ以外のものとしては、不燃ごみ・粗大ごみ・埋立ごみ等があり、処理方法としては、家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられているものや、法定の事業者により適正処理が義務付けられているものなどさまざまな方法があります。こういったごみの中には、適正な処理がなされないと地球環境に多大な負荷を与えるおそれのあるものなどもあるため、適正処理がなされるよう普及啓発を行っていくと同時に、不法投棄を防止するために監視・パトロールを強化することが重要です。

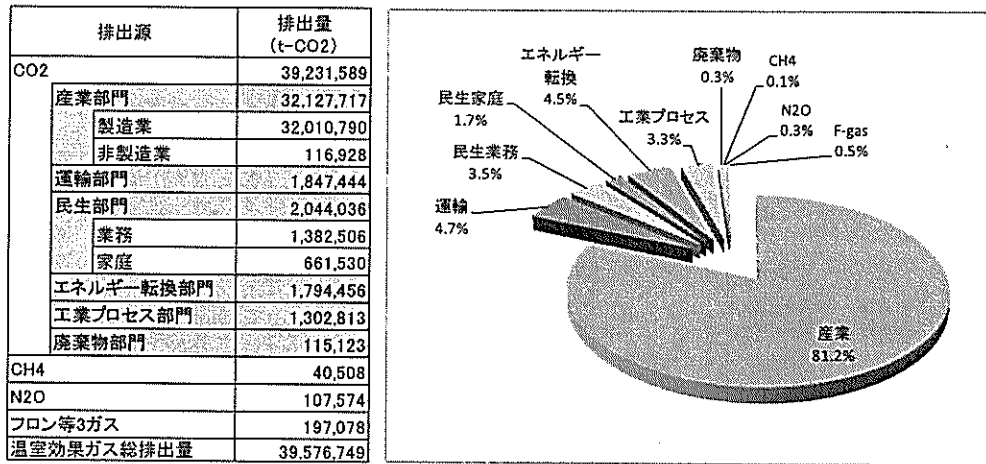


地球温暖化対策

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに豊かな生活をもたらす一方で、地球全体に深刻な環境問題を引き起こしています。

とりわけ、温室効果ガスの増加により引き起こされる地球温暖化問題は、電気やガス、ガソリンなど大量の化石燃料由来のエネルギーに依存している私たち一人ひとりの日常生活や、多くの化石燃料を使用することによって成り立っている事業活動が原因となっています。

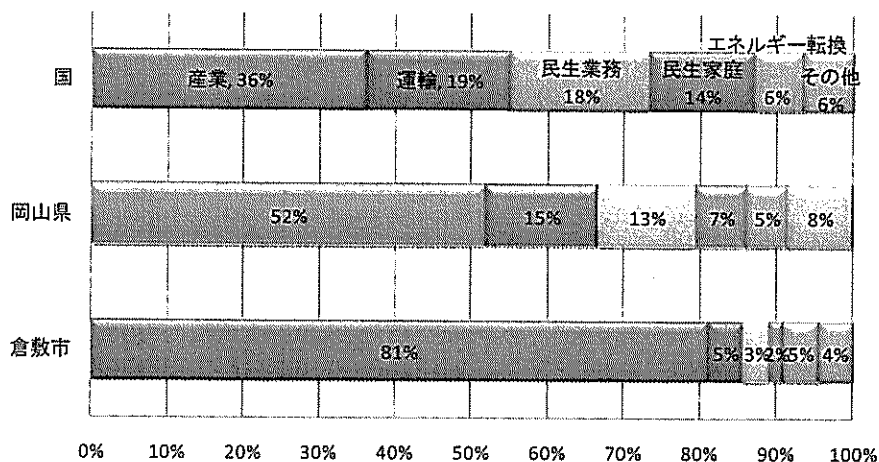
倉敷市内から排出される温室効果ガスの総量は、平成19年度に約3,958万t-CO₂となっており、内訳は別表に示されるとおりです。



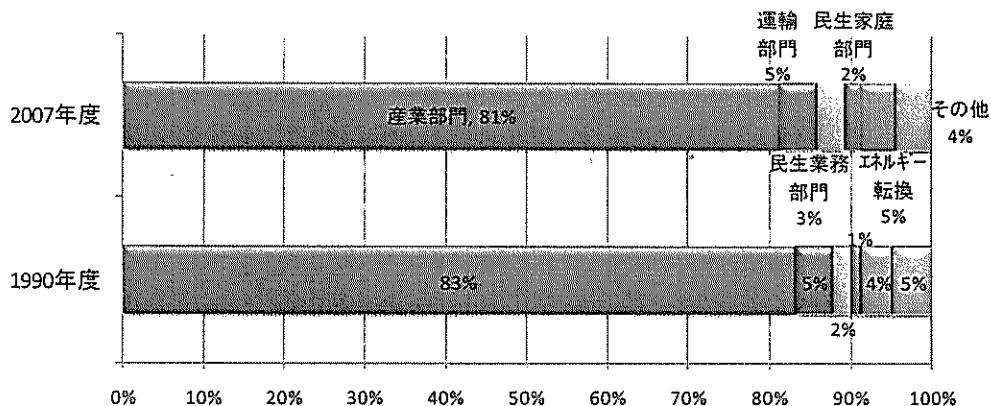
39,576,749 t-CO₂

水島地区にコンビナートを有する本市においては、産業部門からの排出量が81.2%と最も多く、運輸部門は4.7%、民生（業務・家庭）部門は5.2%と低く、全国的に見ても特殊な排出構造となっています。

第三章 現状と課題



このため、市域のみの割合を見た場合は、産業部門の一層の取り組みが効果的と考えられますが、1990年度に比べ産業部門は3%減、運輸部門は1%減に対して、民生部門は45%増となっているため、民生部門の積極的な取り組みが必要です。



本市では、温室効果ガスの削減を図るため、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大といった地球温暖化対策の必要性についての啓発を行ってきました。市民アンケート調査では、「日常的に節電など省エネルギーを意識した取組を行っている」との問に対して、「取組んでいる」と答えた人の割合が26.1%、「どちらかと言えば取組んでいる」と答えた人を合わせると80.8%で、省エネルギーの推進についての市民意識は高くなっています。

松たつん市工役、しん工役をえんしているす業伯助がひ排山である無主効不メ
スを削減するためには、一人ひとりがライフスタイルの見直しを行い、無駄なエネルギー消費を少なくする省エネルギーの推進とともに、技術革新等によるエネルギー使用の効率化や化石燃料に依存しないエネルギー源へ転換していくことが必要です。

また、本市は都市機能を有した地域の核となる拠点が点在する多核型都市ですが、自動車利用の拡大からバス路線の廃止や減便が進行し、各地区を結ぶ公共交通機関が十分でないという面があります。

このため、多くの市民・事業者が、自動車での移動を主としており、今後は、自動車の燃費向上、電気自動車をはじめとした次世代自動車の普及促進や、主要幹線道路における歩道・自転車道の整備、公共交通機関の整備など交通インフラの充実が重要です。

再生可能エネルギーの導入

本市は、晴れの国おかやまという地域特性を活かした太陽エネルギーの利用を推進するため、住宅用太陽光発電システム導入費補助制度や公共施設への率先導入を行ってきました。

再生可能エネルギー設備である住宅用太陽光発電システムの導入は、補助制度により設置数が増加しているものの、平成21年度末現在で3,852件（中国経済産業局調べ）という状況であり、初期投資費用が高額であることから、十分に普及しているとは言えない状況です。

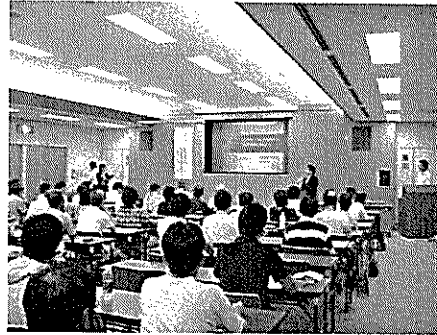
市民アンケート調査でも、『自然エネルギーの利用など新エネルギーの推進ができていく』と思うかという問に対して、『思わない・どちらかと言えば思わない』と答えた人の割合は70.1%と満足度は低い状況です。

今後の普及促進には、初期投資費用の低廉化や支援制度の拡充、市民・事業者の方に対する普及啓発や情報提供などが必要です。

5 環境教育・環境学習

市民全体の学習

地球温暖化や自然破壊など多岐にわたる地球規模での環境問題に適切に対応し、豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境問題に対して正しい知識をもち、日常生活や事業活動など身近なところから環境への負荷の少ない行動を実践していくことが大切です。



くらしきエコつう講座

このため、本市では、自然環境、資源循環、地球環境等の分野において、市民の方の意識啓発・知識習得等のために、講演会や出前講座をはじめとし、公民館での環境学習、環境監視センター・クルクルセンターでの各種体験会、自然史博物館などで自然観察会を実施するとともに、広報活動、各種啓発冊子の配布を行い、環境教育・環境学習の取り組みを行ってきました。

しかし、市民アンケート調査では、59.5%の人が「環境学習を受ける機会が少ない」と感じており、さらに、「環境学習で学んだことを、いつも日常生活の中で実践している」と答えた人は4.0%にとどまるなど、意図していた程の成果が得られていない状況にあります。

今後は、さまざまな主体との連携や協働により、多くの市民に環境教育・環境学習の機会を提供するとともに、知識の取得や理解にとどまらないで自ら行動できる人材を育て、地域に活かしていく仕組みを構築していくことが重要です。

子どもの環境教育

環境教育の重要性が高まる中、特に次世代を担う子どもたちへ環境教育を行っていくことは極めて重要な意義を有しています。

子どもたちが、環境について関心を持ち、環境問題に対する理解を深め、環境



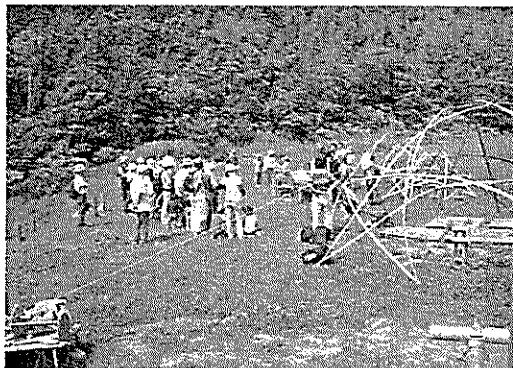
水辺教室

の発達段階に応じて、あらゆる機会に環境についての理解と関心を深めることができるような環境教育の推進が重要です。

本市の学校教育においては、時代の進展に対応する教育の推進の一環として環境教育を重点施策と位置づけ、理科や社会、道徳など関連の深い教科を通してさまざまな角度から取り組んでいます。また、学校・園の壁面緑化などを実施し、地球温暖化対策や自然の大切さを教える環境教育に活用しています。

さらに、子ども向けの体験型環境学習として、少年自然の家での自然体験学習や、環境監視センター・クルクルセンターでの各種体験会、自然史博物館などで自然観察会を実施してきました。

また、環境保全のための取り組みは、日常生活の中でも意識的に行っていくことが必要であり、子どもたちにとっては、地域の身近な問題や内容を取り上げ、身近なところから学習を進めることが必要です。そのためには、家庭・地域と学校や公民館等が積極的に連携し、子どもたちの生活の身近なところで環境学習を行っていくことが重要です。



里のいきもの観察会

第 四 章

施 策 の 方 向 性

1 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します

【基本方針】

私たちの生活は、直接的にも間接的にも多種多様な生き物が生息する自然環境から得られる多くの恵みを受用することにより成り立っています。すなわち、私たちと自然とは共生していかなければならない関係ですが、その一方で、私たちは日常生活の快適さを求め、多くの自然を破壊してきました。

私たちが自然環境の破壊を続け、生き物たちが姿を消してしまえば、生き物たちのつながりの中にある人間という生き物も生きていくことができません。全ての生き物は生物多様性の恵みの中ではじめて暮らしていくことができます。

私たちは、次世代に将来にわたって自然の恵みを受用できるように、自然環境を保全・再生していかなければなりません。

このため、身近な自然環境の保全・再生に努め、地域の自然環境を豊かにしていくために、地域固有の生態系の確保、野生生物の種の保存など生物多様性の確保を図り、地域の特性に合わせて、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全・再生するとともに、人と自然とのふれあいを確保・推進します。

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
多様な生き物が生息している自然環境が身近にあると感じている人の割合	32.5%	44.7%	56.4%
身近な自然を守る活動を行っている人の割合	10.9%	15.0%	20.0%
自然環境に配慮した工法により整備された、河川やため池、護岸等の工事件数	6 件	40 件	100 件

【主要な施策】

1 身近な自然と水辺の保全

多くの生き物の生息場所でもあり、私たちにうるおいと安らぎを与えてくれる貴重な自然環境を保全・再生するため、公共工事を実施する際は、生息状況に配慮した工事を行います。

また、地域の自然環境に配慮し、私たちが憩い、安らげる親水性の高い水辺空間の保全・整備を進めます。

2 希少野生生物の生息・生育環境の保全

次世代へ豊かな自然環境とその恵みを、将来にわたって享受できるようにするために、現存の自然環境については積極的に保全し、絶滅のおそれのある野生動植物は、その分布や生息状況などを把握するとともに、生息・生育環境の保全を行い、種の保存に努めます。

また、これまで取り組んできた倉敷市自然環境保全実施計画を見直し、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定に着手し、市内の生物多様性の確保に努めます。特に、地域固有の生態系に被害をもたらすおそれのある外来生物に関しては、関係機関と連携して生息実態についての調査や情報収集を行い、情報提供や知識の普及を推進することにより、生息範囲の拡大やそれに伴ってもたらされる被害の防止に努めます。

3 自然とのふれあいの促進

地域の生き物とのふれあいや自然体験を通して、自然の大切さを伝えるために、日常生活やレクリエーションなどのさまざまな場面で自然とふれあえる場の整備と、自然とかわる機会の提供やそれらを支えていく人材の充実に努めます。

【関連個別計画】

倉敷市自然環境保全実施計画

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

2 まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します

【基本方針】

本市では、良好な都市環境を形成するために、都市公園の整備や街路樹等の設置を進めてきました。既に整備しているところについては、維持管理を適切に行い、私たちの憩いの場としてふさわしい、うるおいと安らぎのある生活空間として保全していきます。

今後、まちの緑化を推進していくにあたっては、公共と民有地の両方で緑化を進めていくことが必要です。公共の場所の緑化については、利用のない市有地の緑化や道路沿いの街路樹整備、河川・海岸・用水路周辺の親水型都市公園の整備を進めます。

民有地については、市街地の大半を占める個人住宅の庭や商業地・事業所内の緑地を保全するとともに、遊休地の緑化を推進することにより緑にあふれ、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します。

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
公園や街路樹などの身近な緑に満足している人の割合	59.8%	68.0%	75.0%
庭木や生垣などの身近な緑化に努めている人の割合	50.3%	58.0%	65.0%
身近にくつろげる緑や水にあふれる場所があると感じている人の割合	43.6%	54.2%	65.7%

【主要な施策】

1 緑化の保全

自然との共生を図るため、まちの緑を保全するとともに、市街地の周辺に位置する森林・農用地、河川・海浜の緑を保全します。

個人や法人所有の樹木等が不要になった場合にはリサイクルできるよう配慮します。

2 緑化の推進

公共施設の屋上や壁面等の緑化を推進するとともに、市民主体の活動を支援することで、住宅等民有地や工場、事業所、遊休地等の緑化を図り、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します。

また、「倉敷市緑の基本計画（平成28年～47年）」の策定時に緑化の基準・指標となる緑化率の設定を行い、計画的に緑化を進めることができる体制を整備します。

3 都市公園等の整備

うるおいと安らぎのある生活空間を形成するため、公園緑地等の適正な整備を進めていきます。

私たちの身近にある公園から多様なレクリエーションの場となる広域公園に至るまで、公園の規模・性格をふまえ、計画的に整備するとともに、整備後の適切な管理を行います。

【関連個別計画】

倉敷市緑の基本計画

3 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

【基本方針】

瀬戸内の温暖な気候と豊富な水量に恵まれた高梁川にはぐくまれた自然と、伝統ある歴史・文化が織りなす美しい景観は、本市の魅力であり、今後も歴史的資産を活用するとともに、自然環境と調和した『都市美』を保全・創出して行きます。

また、先人達が守り、育て、つくりあげてきたかけがえのない自然、歴史・文化を継承するとともに、人々の五感、記憶を通じて、『ふるさと景観』として共感できる倉敷市の姿として将来に伝えていきます。

美しく優れた景観は、地域の個性を表現するとともに、快適な環境をつくり、そこに住む私たちの生活にうるおいを与え、愛着や誇りを持たせてくれると同時に、都市の魅力を高め、地域社会の活性化にもつながります。

今後さらに、地域の特性を活かした『固有の美』を尊重した生活環境の創造を目指し、風格のあるいきいきとした都市景観の形成に努めていきます。

都市景観の形成においても、将来に環境負荷を残さない持続可能なまちづくりに資するよう、自然環境に配慮しつつ、うるおいのある緑豊かで快適な景観づくりを進めていきます。

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
地域の個性や生活・文化を活かした景観づくりができていると思う人の割合	38.9%	45.0%	50.0%
歴史的な景観が保全されていると感じている人の割合	45.8%	54.4%	64.8%
身近な生活環境の中での眺め（景観）に満足している人の割合	51.8%	57.0%	62.0%

【主要な施策】

1 景観資源等の保全・活用・整備に努めます

本市の豊富な景観資源を活かすため、景観に関する普及啓発や、個々の景観資源を保全・活用するために必要な助成・支援等を行っていきます。

また、地域・地区単位での景観形成を推進します。

2 眺望を保全するための施策の強化・充実を図ります

良好な景観を形成するため、景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物や開発行為等を対象に事前の届出制度や協議制度について充実を図ります。

また、風景や町並みに大きな影響を及ぼすものについて規制していくため、建築物の高さやデザイン、色彩、屋外広告物等について規制基準を定め、本市の景観形成の強化・充実化を図ります。

【関連個別計画】

倉敷市都市計画マスタープラン

倉敷市景観計画

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

4 環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します

【基本方針】

本市には、各地域において「個性と魅力」を持ったさまざまな産業資源や地域資源があり、これら無限の可能性を持った資源が、今後の本市の経済を支えていくこととなります。

今日、地球環境問題への対策が社会的要求となり、地域と産業が共生できる持続可能な社会の構築が求められています。産業界では、環境に軸足を置いた企業経営が求められており、競争力強化の鍵は環境配慮型経営とも言われています。

こうした中、技術的イノベーションや低炭素型への構造転換などの事業者の取り組みと、その後押しを担う行政の施策を効果的に組み合わせることで、環境保全と産業・経済の持続的な発展を目指し、雇用の維持創出・地域経済の活性化を図っていきます。

生産から消費までの経済サイクルの中で、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を分担し、私たちのライフスタイルを含め、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済構造の変革を進めていきます。

環境保全を企業の社会的責任として位置付け、環境関連技術の開発・向上や環境投資による環境配慮型経営を促進します。地域と産業とが連携・協力することにより、環境と地域の社会・経済との調和が保たれた持続可能な社会の実現を目指します。

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
エコアクション21認証・登録事業所の数	19件	35件	50件
地産地消を心がけている人の割合	32.1%	41.0%	50.0%
企業の新增設における事前協議に係る環境に配慮した計画の割合	100%	100%	100%

【主要な施策】

1 事業者の環境対策や環境関連のものづくりの促進

事業者のエコアクション21への積極的な取組みを呼びかけるとともに、倉敷市地球温暖化対策実行計画に基づき「COOLくらしき80」プロジェクトを推進します。

また、事業者の環境に関する地域貢献活動の促進を図ります。

あわせて、環境に配慮した消費活動を促進するため、グリーン購入や地産地消の普及啓発を推進します。

2 環境分野の研究・開発、事業展開の促進

環境分野における産学官の情報交換や有用技術の共有を促進します。

新たな省エネルギー・再生可能エネルギーやリサイクル等の環境関連技術や、環境配慮型製品の研究・開発、環境保全・改善のための設備投資を支援します。

新たな環境産業の積極的な誘致に取り組むとともに、低炭素型・環境調和型への転換・移行が行いやすい環境を整備します。

3 地域資源を活用した持続的な経済活動の促進

すべての地域資源を有効に活用し、エネルギーも含めた地産地消の推進を行うとともに、本市の「個性と魅力」の積極的な情報発信により、エコツーリズム・エコツアーの促進を図ります。

1 良好な水環境を保全・整備します

【基本方針】

私たちの生活を通して、さまざまな場面で使用した水は排水として、河川や海などに流れこみ、水質汚濁の主な原因となっています。近年では、下水道の整備や処理方法の高度化、工場等の排水規制強化などの対策により、水質改善は進んでいますが、依然として水質が良好でない河川もあります。

きれいな水は、私たちの安心・安全な生活に欠かせないものです。

このため、私たちが健康で安心して生活できるよう、河川や海などの公共用水域や地下水の水質について、水質汚濁に係る環境基準の達成を目指し、良好な水環境の整備に取り組みます。

また、土地利用において、健全な土壌環境を維持するため、土壌汚染対策法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例等の適正な運用を図ります。

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
日頃から水環境の改善を意識して行動している人の割合	23.9%	50.0%	75.0%
身近な河川・用水路がきれいで流れ豊かな水辺になっていると感じている人の割合	31.2%	45.0%	60.0%
汚水処理施設整備率	85.5%	89.5%	93.4%

【主要な施策】

1 生活排水処理対策の総合的な推進

公共用水域の水質汚濁については、家庭から排出される生活排水が主な原因であり、その対策を推進することが良好な水環境の保全につながります。

このため、倉敷市生活排水対策推進計画や下水道整備五箇年計画に基づいて、順次、公共下水道の整備を行うとともに、地形や地縁性などの地域の特性に応じて、農業集落排水処理施設や浄化槽の効率的な整備を図ることで、総合的な生活排水対策を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を低減し、良好な水環境の保全・整備に努めます。

また、各種イベントや環境学習、リーフレットの配布など、生活排水対策の啓発活動を積極的に行い、多くの市民や事業者の方に、水環境保全への理解と関心を高めていただくよう努めます。

2 排水規制による公共用水域などの水質汚濁防止

水環境の状況を把握するために、河川、海域及び地下水の水質監視を行うとともに、工場・事業場に対しては、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づき、立入検査を行うなど、排水規制基準の遵守を指導します。

また、排水規制基準が適用されない小規模な工場・事業場に対しては、排水処理の適正化などによる汚濁負荷の削減について、指導を行います。

土壌汚染については、土壌汚染対策法などに基づき、汚染土壌の拡散防止及び汚染状況の把握等により健全な土壌環境の維持を図ります。

【関連個別計画】

倉敷市生活排水対策推進計画

下水道整備五箇年計画

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

2 クリーンな大気環境の保全に努めます

【基本方針】

本市の大気汚染は全体的に改善傾向にあります。これまでの産業公害に、自動車の排出ガスなどによる生活に密着した都市・生活型公害が加わり、複雑化・多様化しているための確な対応を進めていく必要があります。

クリーンな大気環境は、私たちが安心して生活するための環境の実現に欠かせないものです。私たちの健やかな暮らしに影響を及ぼすことがないように、大気汚染に係る環境基準が未達成な地域はその速やかな達成を、既に達成している地域はさらに良好な水準を目指すとともに、健康被害防止の観点から、引き続き大気汚染防止に取り組めます。

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
身近な空気がきれいに保たれていると感じる人の割合	40.9%	55.0%	70.0%
大気環境の基準値（1日平均値）を超過している日数	22 日	15 日	10 日
通勤通学や日常の移動手段として、自転車・徒歩・公共交通機関を利用している人の割合	50.3%	63.0%	75.0%

【主要な施策】

1 大気汚染物質発生源に対する規制・指導

大気汚染防止法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例等に基づき、工場・事業場に立入検査を実施し、排出基準や総量規制基準の遵守の徹底を促すとともに、使用する燃料・原料改善、排出ガス等を処理する施設の改善、揮発性有機化合物の削減対策についての指導を徹底します。

自動車公害対策として、市民や事業者に対しても、マイカー利用の抑制、アイドリングストップ、エコドライブなどの啓発に努めます。市自らも率先して自動車使用の自粛を進めるとともに、次世代エコカーの普及促進に努めます。

2 大気汚染状況の常時監視による、市民の健康被害発生の防止

市内に設置された一般大気測定局及び自動車排出ガス測定局により、大気環境の測定・監視を実施します。測定・監視の結果については、インターネット等により情報提供を行い、市民の健康被害発生の防止に努めます。

また、大気汚染状況の変化に対応するため、測定局の適正配置の見直しを行います。

なお、大気汚染物質のうち、光化学オキシダントは全ての測定局で環境基準を超過している状況であり、特に濃度が上昇しやすくなる夏期を中心に大気汚染防止対策期間として、光化学オキシダント汚染の防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

有害大気汚染物質については、引き続き汚染状況を把握するための調査を実施します。環境基準を超過する場合には、工場・事業場への状況確認を実施し、該当施設の改善、有害大気汚染物質の排出削減について指導を行っていきます。

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

3 安心・安全な生活環境の実現を目指します

【基本方針】

安心・安全な生活環境を確保するために、騒音規制法、振動規制法や悪臭防止法等に基づき、継続して対策を行います。

将来に渡って、化学物質の有害性による悪影響が生じないようにするため、事業者等が適正に化学物質の管理・使用を行うように指導するとともに、P R T R制度に基づき、使用実態等の情報について管理・提供していきます。

また、化学物質に対する不安解消のために、化学物質に関する正確な情報をわかり易く説明・提供するよう努めていきます。

広報等による普及啓発や環境美化活動を支援し環境衛生意識の向上を図り、ポイ捨てや不法投棄のないまちづくりを進めていきます。

設定指標

項 目	現状値	めざそう値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
ごみが無くまちがきれいに清掃されていると感じている人の割合	38.4%	55.0%	70.0%
環境の基準が守られ、心身ともに健康に暮らせていると思っている人の割合	54.4%	67.0%	80.0%

【主要な施策】

1 悪臭・騒音・振動の規制などによる、市民生活環境の改善及び保全

居住区域における騒音測定、自動車や鉄道の騒音・振動の測定と合わせて、騒音や振動に関する関係法令に基づき、工場・事業場、建設作業等に対する監視・指導を実施します。また、工場・事業場等からの悪臭を抑制するため、悪臭防止法に基づき工場・事業場に対する規制・指導を行い、快適な生活環境の確保に努めます。

事業活動以外の日常生活から発生する生活騒音等に対しては、出前講座やリーフレットの配布など啓発活動を積極的に行い、市民一人ひとりのマナーやモラルの向上を図ります。

2 化学物質による汚染状況の把握、排出事業者規制による、生活環境の保全

化学物質による汚染状況の把握のため、ダイオキシン類について、大気や水、土壌の環境調査を継続して行うとともに、発生源事業者に対して必要な規制・指導、監視等に努めます。

また、P R T R制度の運用の中で、確実な届出指導を通じて、事業者による化学物質の適正な管理体制を構築・運用させるとともに、市民・事業者・行政が情報の共有と相互理解を深め、化学物質による環境汚染を低減する取り組みを推進します。

3 地域の環境美化の推進

全市一斉ごみ0（ゼロ）キャンペーンなど、市民や民間団体、事業者などによる自主的な美化・清掃活動を支援するとともに、散乱ごみ対策を進め、地域の環境美化を推進します。また、不法投棄監視員によるパトロールの強化や、市民への啓発・指導を通じ、不法投棄やポイ捨てについての監視を強化し、不法投棄の防止と早期発見の体制強化を図ります。

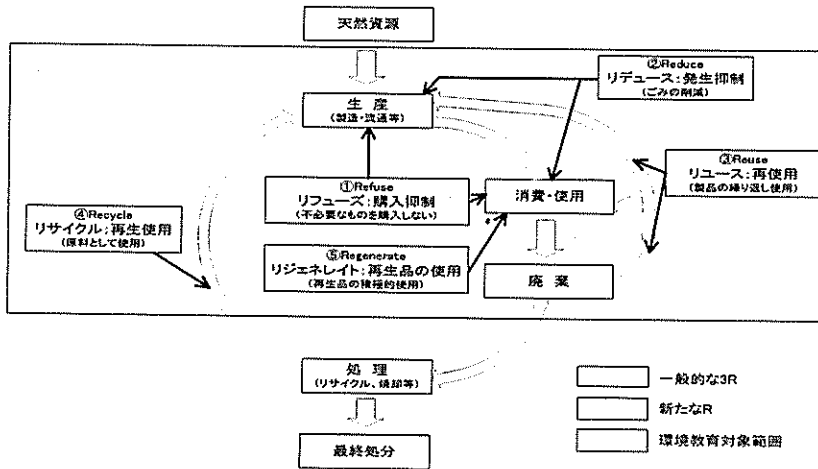
リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

1 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します

【基本方針】

本市では、「環境最先端都市」として、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、廃棄物の減量化・資源化を推進するため、5 R (Refuse、Reduce、Reuse、Recycle、Regenerate) の実践がなされている社会の形成を目指します。

そのためには、排出段階ではもちろんのこと、生産・消費段階においても、資源の浪費を抑え、「ごみ」そのもの、つまり、ごみとなる可能性のあるもの全ての排出抑制を推進していきます。



設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
ごみの発生抑制に配慮した行動をしている人の割合	30.6%	40.0%	60.0%
家庭ごみの一人一日当たり排出量 (資源ごみ除く)	566 g	495 g	473 g
事業ごみの年間排出量	68,140 t	59,871 t	58,096 t

【主要な施策】

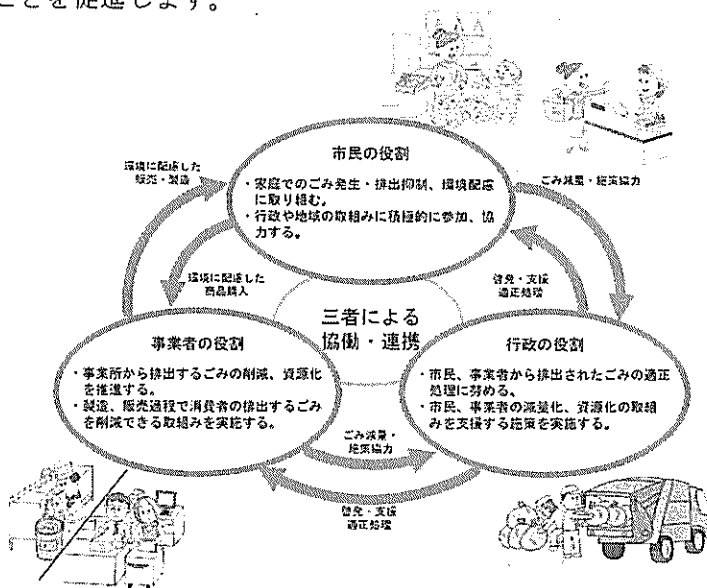
1 ごみとなる可能性のある全ての排出の抑制

ごみの排出抑制に向けて、従来から、ごみの発生を抑制（Reduce：リデュース）するとともに、積極的な再使用（Reuse：リユース）を行い、再使用が不可能なものは再生利用（Recycle：リサイクル）を行うなど、3Rの取り組みを進めてきました。

今後は3Rの取り組みをさらに発展させ、不必要なものを購入しない（Refuse：リフューズ）ことや、再生利用品を積極的に利用する（Regenerate：リジェネレート）ことの実施・推進を加えた5Rに取り組んでいくことで、排出段階ではもちろんのこと、生産、消費段階においても資源の浪費を抑え、ごみそのものだけでなく、ごみとなる可能性のあるもの全ての排出を抑制することを目指します。

2 市民・事業者の自主的な活動の促進

市民・事業者が、基本理念や行動原則を自ら考え、ごみの排出抑制や再資源化に取り組むことを促進します。



【関連個別計画】

倉敷市一般廃棄物処理基本計画

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成され
 たまち

2 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます

【基本方針】

排出される廃棄物は、再生利用に努め、再生利用が不可能なものについては、焼却による熱回収を行ったうえでの減容化や最終処分などの適正処理を実施し、廃棄物が環境に与える負荷を可能な限り抑えます。また、効率的に廃棄物を処理することで、ごみ処理経費の節減に努めます。

不法投棄による環境破壊を防止するため、違法行為には厳正に対処するとともに、事業者等の意識の向上に努めます。

設定指標

項 目	現状値	めざそう値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
最終処分率（最終処分量÷ごみ総排出量）	2.4%	維持	維持
リサイクル率	47.8%	52.0%	54.0%

【主要な施策】

1 廃棄物の再生利用の促進

廃棄物の再生利用を促進するためには、廃棄物の発生源となる市民・事業者の両者において、排出時に分別の徹底を図ることが重要であるとともに、資源ごみの回収体制の整備が必要です。

排出抑制に関する施策として、市民向けに生ごみ減量や、マイバッグ・マイ箸運動の推進等を行うとともに、事業者向けに、大型生ごみ処理機の導入補助制度の推進や一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導等により排出抑制に努めます。

また、廃棄物の再生利用の促進に関する施策として、分別徹底の推進、ごみステーションでの指導実施等の普及啓発と、空き缶つぶし機の貸出の拡大、ペットボトル回収の充実や常設リサイクルステーション設置の検討等の回収体制の整備を行います。

2 廃棄物の適正処理による環境負荷の抑制

医薬系廃棄物等の人体や環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある廃棄物や、ブロックやタイヤをはじめとする適正な処理が困難な廃棄物について、確実に専門処理業者による処理を行うよう、適正な処理方法についての周知徹底を図ります。

地域の景観維持に向けた美化に努めるため、不法投棄を監視するパトロールを強化するとともに、違法行為には厳正に対応していきます。また、広報や事業者向けパンフレットで適正な処理について協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

【関連個別計画】

倉敷市一般廃棄物処理基本計画

地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

1 温室効果ガス削減の取組を推進します

【基本方針】

低炭素社会の実現に向けては、すべての主体が地球温暖化問題に対する意識を高め、実際に行動することが、大きな推進力となります。

限りある資源とエネルギーを大切にし、自然環境との調和を図る、環境にやさしいライフスタイルの普及が必要不可欠です。

低炭素社会の形成を目指し、すべての市民・事業者・行政が自ら率先して省エネルギーの徹底や温室効果ガス排出の少ないエネルギーへのシフトを心がけ、市全体の温室効果ガス排出量を削減するよう努めます。

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
家庭で温暖化対策「グリーンくらしきエコアクション」に取り組んでいる人の割合	24.6%	38.6%	52.5%
温暖化対策「グリーンくらしきエコアクション」に取り組んでいる企業の割合	5.5%	50.0%	80.0%
温室効果ガス（CO ₂ ）排出量の削減目標	【2007年度】 39,572,877 t	6%削減	12%削減

【主要な施策】

1 ライフスタイルの見直しによる温室効果ガスの排出の抑制

ライフスタイルの変化により、家庭からの温室効果ガス排出量は大幅な増加傾向にあります。

「グリーンくらしきエコアクション」の普及による、暮らしの中での省エネルギーへの取り組みや、公共交通機関や徒歩・自転車によるエコ移動等の推進を通じて、無駄のないエネルギー消費を心がけるよう、家庭からの温室効果ガスの排出抑制を推進します。

2 省エネルギー設備等の導入による温室効果ガスの排出抑制

技術革新に伴い、エネルギー機器・設備1台あたりのエネルギー消費量は年々減少しています。

省エネルギー機器・設備の積極的な導入やエネルギー源のシフト等を推進し、市全体での温室効果ガスの排出抑制に努めます。

【関連個別計画】

倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

【基本目標4】

地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

- 2 地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型のまちを目指します

【基本方針】

地球温暖化対策に当たっては、「再生可能エネルギーの利用」や「次世代型エコカー」の普及等が有効であり、国内のみならず世界的な普及が進んでいます。

本市は、晴れの国おかやまという太陽エネルギーの利用に有利な気象条件や、電気自動車の産地である等、地球温暖化対策の鍵となる特性を有しており、これらの地域特性を活かした、資源・エネルギー循環型のまちを目指します。

設定指標

項目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
住宅用太陽光発電システム設置件数	3,852件	10,000件	28,000件
公共施設の太陽光発電システム設置kw数	90kw	250kw	500kw

【主要な施策】

1 家庭への再生可能エネルギー設備の導入促進

民生家庭部門からの温室効果ガスの排出削減を図るため、支援制度や普及啓発などを通じて、積極的に住宅用太陽光発電システムの導入を推進していきます。

また、その他の再生可能エネルギー設備についても、市民生活に適した設備の導入が進むように普及啓発等を行っていきます。

2 公共施設への再生可能エネルギー設備の率先導入

市の事務事業活動から排出される温室効果ガスの排出削減を目指すとともに、公共施設に太陽光発電システムをはじめとした、再生可能エネルギー設備を率先して導入し、再生可能エネルギーの普及啓発に努めます。

【関連個別計画】

倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（仮称）倉敷市地球温暖化防止活動実行計画（第3期）

市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

- 1 環境教育・環境学習を推進し、環境意識をもち行動できる人を増やします

【基本方針】

限りある資源や豊かな自然を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を形成するため、これまでの環境学習の機会をさらに充実させるとともに、環境学習・環境活動を支える人材（地域・NPO）の育成を図ることで、人間と環境との関わりについて正しい知識をもち、自らが責任をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人を増やすことを目指します。

設定指標

項 目	現状値	めざそう値	
	平成21年度	5年後	10年後
「もったいない」意識を共有している社会が出来ているともう人の割合	6.0%	12.0%	30.0%
環境学習等で学んだことを、日常生活の中で実践している人の割合	4.0%	10.0%	20.0%

【主要な施策】

1 環境学習の機会の提供

環境教育を促進するために、子どもから大人まで多くの市民が身近なところで、環境学習や実践活動の場や機会が多様な形で存在するよう、これまでの、講演会、環境イベント、自然観察会、出前講座の拡充はもとより、公民館等の社会教育施設を地域での環境教育の場として、より一層の充実を図ることで、幅広い環境学習の場の提供に努めます。

さらに、環境監視センター、クルクルセンター、自然史博物館などの環境学習施設の整備・充実を図ります。

また、市民・市民公益活動団体、事業者、行政等の各主体が連携して、地域等で自主的な環境教育が実施できるように、環境に関する必要な情報が各主体に行き渡るよう、情報の収集及び提供に努めます。

2 環境学習や環境活動を支える人（地域・NPO）の育成

地域における環境活動を先導するコーディネーターや、環境学習を推進する指導者の育成や活動支援に努めます。

また、市からの情報提供を充実させるとともに、地域や事業者が環境に関する取り組みや情報を共有することができるネットワーク形成を目指します。

【関連個別計画】

倉敷市生涯学習推進基本計画

市民一人ひとりが、環境意識をもち行動するまち

2 次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます

【基本方針】

家庭、学校や地域は、子どもが基本的な生活習慣や社会規範を身につける場であり、そこでの体験や学習は、子どもの将来の考え方や行動に大きな影響を与えます。自然とのふれあいや日常生活を通して、豊かな感性を育み、環境を守り大切にすることを育てることが期待されます。

家庭、学校、地域など多様な場で、それぞれの発達段階に応じた環境教育を推進し、また、家庭、学校、地域、事業者が相互に連携した取り組みを行うことにより、将来を担う子どもたちが環境に配慮した行動のよき実践者となるように、環境教育・環境学習の推進を目指します。

設定指標

項 目	現状値	めざそう値	
	平成 21 年度	5 年後	10 年後
自然がかけがえの無い大切なものだと感じている子どもの割合	71.7%	80.0%	95.0%
「もったいない」意識をもち、物を大切にしている子どもの割合	31.4%	45.0%	65.0%
自然にふれる活動に参加している子どもの数	18,130 人	21,761 人	24,564 人

【主要な施策】

1 これからの時代を担う子どもたちの環境教育の充実

環境を大切にし、より良い環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動がとれる実践力を育成するため、学校、家庭、地域、事業者と連携を図りながら、環境教育の充実に努めます。

子どもの発達段階に応じた環境学習プログラムづくりや本市の山、川、海の自然環境を活かした体験型学習プログラムづくりを進め、継続的に環境教育を推進できるよう努めます。

また、子どもたちが地域において、自主的に楽しく環境学習や環境保全活動を行えるよう「こどもエコクラブ」を育成・支援します。

さらに小中学校を対象とした出前講座などにより学校での環境教育を支援します。

第五章

主体別環境配慮指針

1 主体別環境配慮指針の役割

環境基本計画に掲げる基本目標や分野別目標ごとに設定した「めざそう値」を達成するためには、前章「施策の方向性」で示した、各分野別目標ごとの市の施策の推進と合わせて、市民の方や事業者の方など、一人ひとりが環境に配慮した行動に主体的に取り組んでいくことが重要です。

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に伴う、環境負荷の増大が大きな要因となっています。「健全で恵み豊かな環境」を実現するためには、従来のライフスタイルの見直しを行い、環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざす取組が必要です。

このため、市民の方が日常生活の中で、また、事業者の方が事業活動を行う中で、出来る限り環境に配慮した行動を実践するためのガイドラインとして「主体別環境配慮指針」を作成しました。

本計画で示した市の取り組みとともに、市民の方や事業者の方も、日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した取り組みの実践をお願いするものです。

主体別環境配慮指針

日常生活での環境配慮指針

【基本目標1】

環境と地域の社会経済の調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

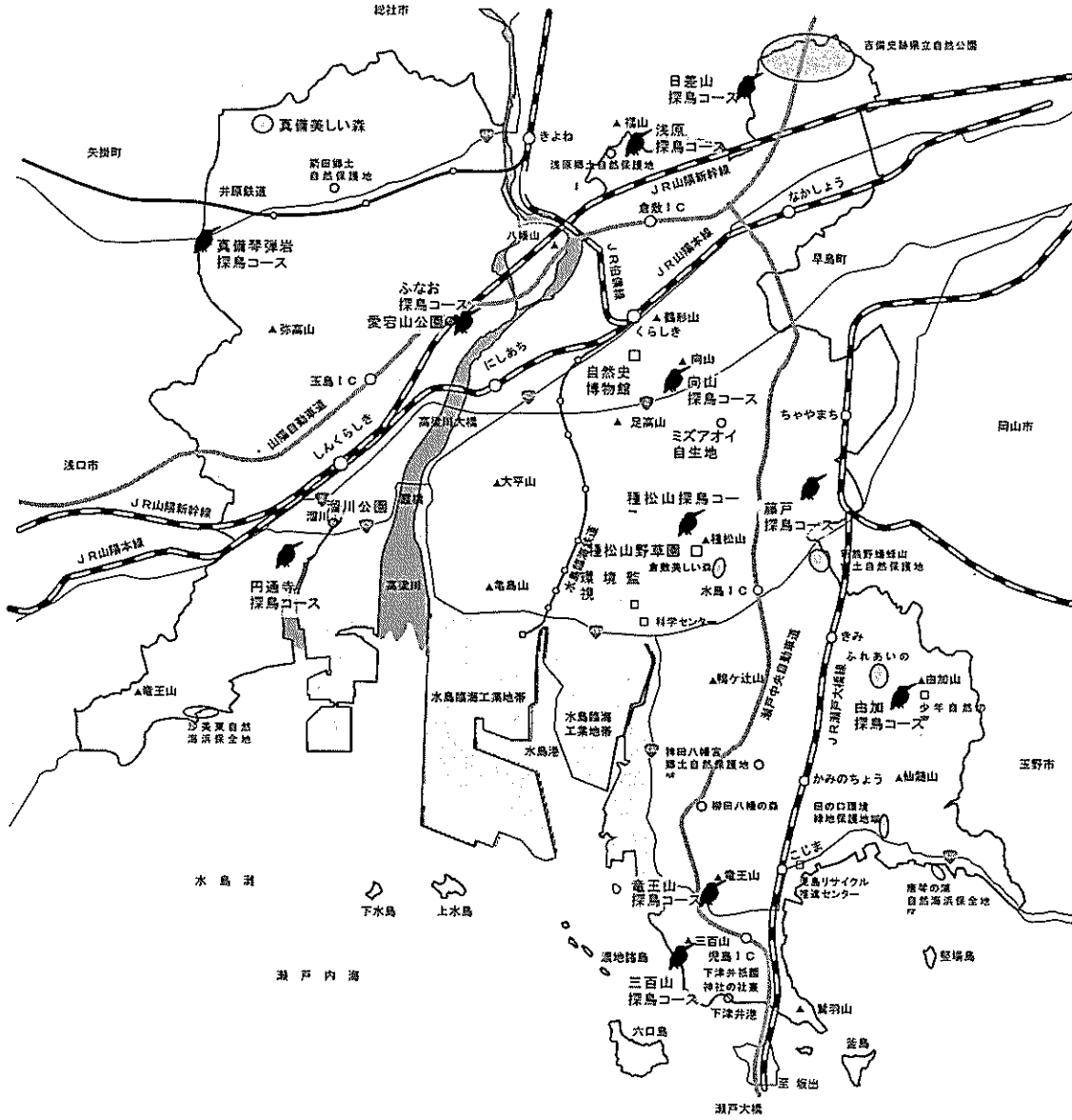
1 自然環境の保全のために

- 積極的に自然観察会などに参加して自然の仕組みを学びましょう。
- 家の周りの野生生物を調べ、定期的に観察し、増減等を調査してみましょう。
- 休日は、山や川などに出かけ、自然に親しむようにしましょう。
- 外来生物の被害や対策について学び、駆除などに協力しましょう。
- 外来生物や、他の地域に生息する動植物を、放したり植えたりするのはやめましょう。
- 購入した動植物は責任を持って最後まで飼育・栽培し、自然に放すのはやめましょう。
- 野生生物をむやみに傷つけたり、持ち帰るのはやめましょう。
- 里山などの身近な自然を守る活動に参加・協力しましょう。
- 絶滅に瀕している野生生物について学び、地域で乱獲や生息環境の破壊を許さない体制を整えましょう。

2 緑の保全・緑化の推進のために

- 生垣の設置や庭木の植栽などの身近な緑化に努めましょう。
- ベランダ、壁面、屋上などの緑化に取り組みましょう。
- 空き地などの遊休地の緑化に取り組みましょう。
- 落ち葉、生ごみなどを堆肥化して、身近な緑を育てましょう。
- 花いっぱい運動などの緑化活動に参加しましょう。
- 公園の樹木や街路樹などを大切にしましょう。
- ヨシ原などの水辺の緑の公益的機能（大気・水質浄化機能など）の重要性を学びましょう。
- 地域で親しまれている巨樹・老樹などの保全に努めましょう。
- 不要になった樹木をむやみに伐採せず、移植や必要な人に譲るなど、緑のリサイクルに心がけましょう。

市内自然ふれあい地図



3 風格のある美しい景観づくりのために

- 地域の風土や周辺の自然環境などを損なわないように配慮して建築しましょう。
- 地域の風土や周辺の自然環境に調和した素材・材料の活用に配慮しましょう。
- 地域固有の歴史や文化などを調べてみましょう。
- 地域固有の歴史や文化などを継承する貴重な景観資源の保全に努めましょう。
- 地域の祭りや郷土芸能などに参加し、歴史文化を継承しましょう。

4 環境と地域社会経済との調和のために

- 環境ラベルについての知識を高め、環境に配慮した消費活動を心がけましょう。
- 電化製品等を購入する際は、省エネルギータイプの製品を購入するようにしましょう。
- 食材などを購入する際は、地元で採れたものを購入するなど、地産地消を心がけましょう。

環境ラベル

製品の環境に関する情報を製品や、パッケージなどを通じて消費者の方に伝えるものを環境ラベルといいます。環境ラベルには、【タイプⅠ】第三者による認証に基づくもの、【タイプⅡ】事業者等の自己宣言によるもの、【タイプⅢ】製品のライフサイクルにおける環境負荷のデーターを定量的に表示する、3つのタイプがあります。日本では、【タイプⅠ】は「エコマーク」のみです。

環境ラベルの例



エコマーク

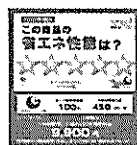


グリーンマーク



台紙/カバー配合率100%再生紙を使用

再生紙使用マーク



統一省エネラベル



PETボトル
再利用品



エコレーベルマーク

1 水環境の保全のために

- 川や海にごみを捨てないで、持ち帰りましょう。
- 家庭から排出される生活雑排水（台所や風呂場からの排水）が、河川や水路の汚濁の大きな原因になっていることを認識しましょう。
- 洗剤は、環境に影響の少ない製品を使用し、使用量も削減するなど、適正に使用しましょう。
- 食器の油はふき取り、廃油などを流さないようにしましょう。
- 三角コーナーにネットをかけるなどして、できるだけごみを流さないようにしましょう。
- 水辺の清掃・緑化活動などに、積極的に参加しましょう。
- 洗顔やシャワー、洗車など水を使用するときは、流しっぱなしにせず節水に心がけましょう。
- ふろの残り湯を洗濯や庭木の水やりなどに、有効利用しましょう。
- 雨水貯留槽を設置し、庭への散水や庭木への水やりを使用するなど、雨水を有効利用しましょう。

2 大気環境の保全のために

- 近距離の移動のときには、自転車や徒歩での移動に心がけましょう。
- 自動車の使用を控え、公共交通機関の利用に心がけましょう。
- 自動車を使用するときには、エコドライブを行いましょう。
- 自動車を購入するときには、低公害車を選択しましょう。
- ごみや落ち葉などの屋外での焼却はやめましょう。
- 歩きタバコをやめましょう。

3 生活環境の保全のために

- 自宅の周りや地域の、美化・清掃活動に参加しましょう。
- 空き缶やタバコの吸殻など、ごみのポイ捨てはやめましょう。
- 殺虫剤や除草剤の使用は最小限度にしましょう。
- 不法投棄ごみを発見したら、市に通報しましょう。
- テレビやピアノ、ペットの鳴き声などの近隣騒音に配慮し、お互いに迷惑を掛けないように心がけましょう。
- ペットの糞などは、飼い主がきちんと処理しましょう。
- 有害化学物質について学び、使用をさげましょう。

エコドライブ10のすすめ

①ふんわりアクセル「eスタート」

やさしい発進を心がけましょう。

②加減速の少ない運転

車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な低速走行に努めましょう。

③早めのアクセルオフ

エンジンブレーキを積極的に使いましょう。

④エアコンの使用を控えるために

車内を冷やし過ぎないようにしましょう。

⑤アイドリングストップ

無用なアイドリングをやめましょう。

⑥暖機運転は適切に

エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。

⑦道路交通情報の活用

出かける前に計画・準備や道路障害等の情報をチェックしましょう。

⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック

タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。

⑨不要な荷物は積まずに走行

不要な荷物は積まないようにしましょう。

⑩駐車場所に注意

渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

1 ごみの排出抑制のために

- 不要になった衣類などはリフォームにより再利用するなど長く使用しましょう。
- 家具類、電化製品などは、手入れや修理等により長く使用しましょう。
- 不要になった家具、衣類、自転車などはバザー等を利用して、必要な人に譲るなど有効利用しましょう。
- 不要なものは買わない、買いすぎないようにしましょう。
- 食料品の在庫を定期的に整理・確認するなど、消費期限切れで破棄する食品（生ごみ）をなくしましょう。
- 過剰包装の品物を選ばないなど、包装類によるごみの発生を抑制しましょう。
- 耐久性に優れた商品を購入するようにしましょう。
- 再生品やリターナブル製品など環境に配慮した商品の使用を心がけましょう。
- 調理くず・食べ残し等の食品残渣は生ごみ処理機等で処理し、肥料化するなどごみの減量・再利用を行いましょう。
- マイバック・マイ箸・マイカップを持参しましょう。

2 廃棄物の適正処理のために

- ごみは分別方法や収集日などのルールを守り、適正に分別して出しましょう。
- PTAや子ども会が実施している、再生資源物の集団回収に協力しましょう。
- 市内の小売店等（リサイクル協力店）が行う、ペットボトルやトレイなどの店頭回収に積極的に協力しましょう。
- 新聞・広告や、パソコン、携帯電話など製造業者・販売業者が行う自主回収などを利用しリサイクルに努めましょう。
- ビールびんなどのリターナブルびんは、販売店へ返却しましょう。

リターナブル製品とは

繰り返しの使用に耐えるよう設計され、何度も使用できるとともに、使用済みの製品または包装を回収して、再使用することのできる製品で、さらに、製品を提供する事業者と、提供を受ける他の事業者や消費者のとの間を、構築されたシステムに載って循環する製品のことを言います。

代表的なものに、ビールびんや1.8ℓびんなどのリターナルびんがよく知られています。リターナブルびんは、回収後、洗浄・殺菌を経て再び中身が詰められ、繰り返し使われるので、温室効果ガス及び大気汚染物質の発生量、エネルギー及び水資源の消費量共に、リサイクル使用されるスチール缶、アルミ缶、ワンウェイのガラスびんなどよりも少ないことが判っています。

倉敷市家庭用品再利用銀行を活用しましょう

倉敷市家庭用品再利用銀行では、限りある資源の節約・有効利用を図るために、市民の方の「ゆずりたい」「ゆずってほしい」という情報の受付や紹介を行っています。家庭で不要になったものを有効利用するために、「ゆずりたい」「ゆずってほしい」という方は当再利用銀行へ登録して、活用してください。

【登録できるもの】

一般家庭内で使用しなくなった家庭用品で、再利用できるもの・

※家具、自転車、電気・ガス器具類、スポーツ用品、玩具、娯楽用品、楽器類、書籍・学用品、その他耐久家庭用品類など

【登録できないもの】

衣料品、装飾品、食料品や家庭用品交換に適さないもの、医薬品、たばこ、酒類などは登録できません。

※木製品・古本・古着についてはクルクルセンターで引き取ります。

倉敷市家庭用品再生利用銀行（クルクルセンター内）

TEL 086-470-6681 FAX 086-470-6685

1 温室効果ガス削減のために

2 再生可能エネルギーの導入のために

- 地球温暖化問題に関心を持ち、イベントや環境学習の場へ積極的に参加しましょう。
- グリーンくらしきエコアクションに取り組み、ライフスタイルを見直しましょう。
- 太陽光発電システムや太陽熱温水器等の導入に取り組みましょう。

グリーンくらしきエコアクションに取り組みましょう

グリーンくらしきエコアクションでは、地球温暖化問題を一人ひとりの方が共有し、誰もが今からでも取り組める具体的な行動を示しています。

【グリーンくらしきエコアクション取り組み内容】

- ・水道・シャワーを流しっぱなしにしない
- ・テレビや照明は不要なときにはこまめに消しましょう
- ・エアコンを使用するときはフィルターをこまめに清掃し、温度設定や使用時間を適正に管理しましょう
- ・冷蔵庫の中身を整理し、効率よく使いましょう
- ・待機電力を消費する電化製品のコンセントを抜いたり、エコタップを使用しましょう
- ・白熱灯を電球型蛍光灯やLED電球に切り替えましょう
- ・緑のカーテンに取り組みましょう
- ・環境家計簿をつけ、どれだけの電気やガスを使用しているか調べてみましょう
- ・近隣への移動は徒歩や自転車を使用し、通勤・通学などは公共交通機関を利用するようにしましょう
- ・車に乗るときはエコドライブを行いましょう
- ・新築・リフォーム時には、断熱性、気密性、自然採光、通風性などに配慮した省エネルギー型の住宅を検討しましょう
- ・電化製品を買い替えるときは省エネ性能の高い製品を選びましょう
- ・車を買い替えるときは、低公害車や低燃費自動車の購入に努めましょう

【基本目標5】

市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

1 市民全体の学習のために

2 子どもの環境教育のために

- 私たちの日常生活と環境問題との関わりについて考えてみましょう。
- 家庭で環境問題について話し合う機会を持ちましょう。
- 環境に配慮した生活を行うために、自分たちに出来ることを見つけて、実践していきましょう。
- ニュースや新聞記事などで、環境問題に関する情報を調べるなど、自主学習に努めましょう。
- 市や市民公益活動団体（NPOなど）などが開催する、環境学習会や環境保全活動などへ積極的に参加しましょう。
- 環境家計簿を活用し、日常生活からの環境負荷をチェックし、削減にとりくみましょう。

環境家計簿を活用しましょう

環境家計簿は、家庭で使う電気やガスなどのエネルギーの使用量から、どれだけの二酸化炭素を排出したかを計算するためのものです。

使用量が多ければ多いほど、二酸化炭素の排出量も多くなり、地球温暖化が進みます。

しかし、できることから少しずつ気をつけて電気などの使用量を減らすことができれば、二酸化炭素を排出する量も減り、地球温暖化を防止することができます。

みなさんの目で自分の家庭からどれだけの二酸化炭素を出しているのか、確かめてみましょう。

※環境家計簿の様式は、倉敷市ホームページ：地球温暖化対策室の「家庭の省エネ」内にあります。

主体別環境配慮指針

事業活動での環境配慮指針

【基本目標1】

環境と地域の社会経済の調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

1 自然環境の保全のために

- 事業所周辺の自然環境の特性や動植物の生息状況などを把握し、理解を深めましょう。
- 自然のもつ公益的機能（大気浄化・水源涵養機能など）の重要性について認識しましょう。
- 事業所やその周辺の動植物を保全しましょう。
- 事業活動にともなう地域の自然環境への負荷を最小限に抑えましょう。
- 地域の自然保護活動に参加・協力しましょう。
- 工事などを行う場合は、自然に配慮した工法で行いましょう。
- 開発行為を行うときは、優れた自然環境や野生の動植物の生息・生育環境の保全に努めましょう。
- 自然とふれあうレクリエーション事業の実施に努めましょう。
- 環境保全基金などの環境保全に関する基金や募金などへの支援に心がけましょう。

2 緑の保全・緑化の推進のために

- 敷地内や事業所周辺の緑化に努めましょう。
- 事業所施設のベランダ、壁面、屋上の緑化に努めましょう。
- 緑化基金などの緑化に関する基金や募金などへの支援に心がけましょう。
- ヨシ原などの水辺の緑の公益的機能の重要性を認識しましょう。
- 開発行為などを行う場合は、木の伐採などは極力控え、最大限に今ある自然を生かしましょう。
- 花いっぱい運動などの緑化活動に参加しましょう。

- 敷地内の緑化を充実させ、周辺景観に調和した緑に包まれた景観形成に努めましょう。
- 地域の町並みや周辺の自然環境の他、眺望などを損なわないよう景観に配慮して築造・建築しましょう。
- 地域の風土や周辺の自然環境に調和した意匠や素材・材料の活用に配慮しましょう。
- 広告物の設置、周囲に与える景観などへの影響に配慮した表示内容とし、必要最小限度の規模・数に留めましょう。
- 屋外照明を使用する場合は、周辺への影響を考慮し、時間帯、場所、照明方法等に配慮しましょう。
- 地域固有の歴史や文化などを継承する貴重な景観資源の保全に協力・支援しましょう。
- 地域の景観形成や施設の維持管理など、住民のまちづくり活動に協力・支援しましょう。

4 環境と地域社会経済との調和のために

- 環境に関する製品等の情報を積極的に公表しましょう。
- ISO14001やエコアクション 21等の環境マネジメントシステムに取り組みましょう。
- グリーン購入等に心がけましょう。
- 環境保全に対する取組の方針や目標の設定など、自主的な環境管理の体制を整えましょう。
- 環境への負荷の少ない、環境保全型農業に取り組みましょう。

エコアクション21 認証・登録制度とは

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための手法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。

中小事業者等の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格をベースとしつつ、中小事業者でも取組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定しています。

【基本目標2】

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

1 水環境の保全のために

- 工事中は、土砂や濁水が河川等に流出しないようにしましょう。
- 水質汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、定期的に排水の水質検査を実施し、水質の把握・公表を行いましょう。
- 水質汚濁事故の防止に努め、危機管理体制を整備しましょう。
- 水辺の清掃・緑化活動などに、積極的に参加しましょう。
- 事業所での節水や、節水型機器を設置しましょう。
- 化学肥料や農薬の適正使用や使用量削減など、環境に配慮した農業を行いましょう。
- 敷地内の土壌面の確保や浸透性舗装など、雨水の地下浸透に配慮しましょう。
- 港則法等の関連法案を遵守し、船舶からごみ等の不法投棄をさせないよう、指導・監視を行いましょう。

2 大気環境の保全のために

- 低公害車の導入や、エコドライブに取り組みましょう。
- 物流の合理化や自動車交通量の抑制に努め、輸送効率を向上させましょう。
- 大気汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、原因となる物質の排出抑制や適正処理を行いましょう。
- 大気汚染物質の排出量の把握・公表を行いましょう。
- 敷地周辺の緑化など緩衝帯の整備を行いましょう。
- 通勤時に電車・バスなどの公共交通機関や、自転車利用を奨励するなど、マイカー通勤の見直しを推進しましょう。

- 有害化学物質の適正な管理体制・漏洩防止施設の設置などの整備・改善等により、排出の抑制を行いましょ。
- 有害化学物質の使用削減及び代替物質への転換を検討しましょ。
- 化学物質の排出量を把握するとともに、使用している化学物質などに関する情報の公開を行いましょ。
- 構造基準に適合した焼却炉の適正運転により、ダイオキシン類の排出抑制に努めましょ。
- 悪臭の発生源を把握し、適切な施設管理をし、発生防止に努めましょ。
- 低騒音・低振動型の機器の整備や、工法の採用により、騒音・振動を低減しましょ。
- 事業所内はもとより、周辺の美化・清掃にも努めましょ。
- 地域の美化・清掃活動に参加しましょ。

環境保全型農業（環境に配慮した農業）とは

「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」のことです。

たとえば、私たちの食事の食べ残しや家畜ふん尿などの資源（有機物）からたい肥をつくり、これを使って作物の栽培に必要な土づくりをします。

同時に、化学肥料や化学合成農薬を減らしたり、使わない技術を用いることにより、将来にわたって環境と調和のとれた農業生産活動を続けることができます。

※環境保全型農業の関連情報は、農林水産省のホームページで詳しく見ることができます。

【環境保全型農業関連情報】

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html

【基本目標3】

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

1 ごみの排出抑制のために

- 容器包装の簡素化に取り組みましょう。
- パソコン等を有効利用したペーパーレス会議の推進や、紙を使用する場合は両面印刷・両面コピー、裏紙使用などを行いましょ。
- トナーカートリッジやプリンターインクなどは詰め替え可能な製品を選びましょ。
- 繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品や再生品等の製造、販売に努めましょ。
- オフィスで使用する消耗品等は、再生品やリターナブル製品など環境に配慮した商品の使用を心がけましょ。
- 製造過程で発生する廃棄物の減量化、再生利用に取り組みましょ。

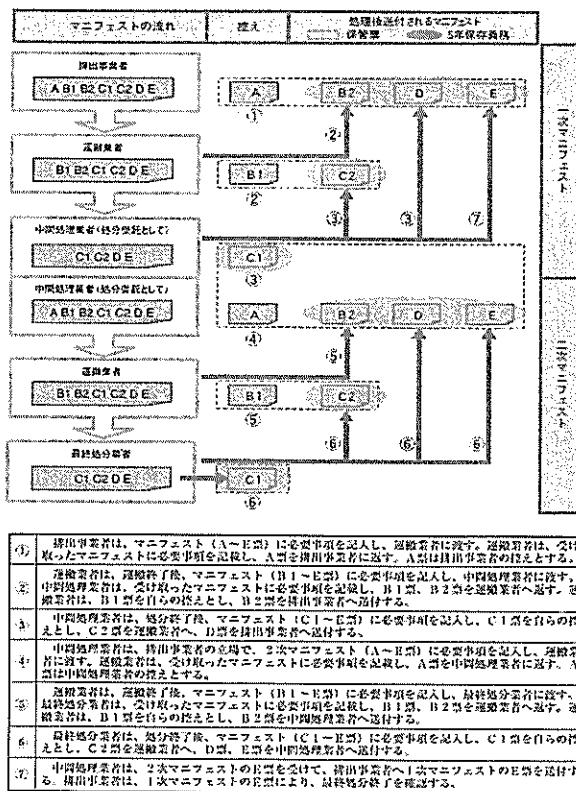
2 廃棄物の適正処理のために

- 廃棄物の減量化・分別の徹底を図るとともに、マニフェスト等を活用し、適正な処理・処分を行いましょ。
- 販売店において、ペットボトル等のリサイクル協力店として店頭回収事業に協力ましょ。
- 不法投棄などを行わないよう関連法令を遵守ましょ。
- ビニールハウスの資材など農業廃棄物は自家焼却せず、適正に処理ましょ。
- 分解や解体がしやすく、リサイクルが容易な商品の製造や販売に努めましょ。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）とは

産業廃棄物管理票（マニフェスト）システムは、排出事業者が収集・運搬業者又は処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止等、適正な処理を確保することを目的とした制度です。

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託した処理業者に対して、産業廃棄物を引き渡すと同時に、マニフェストを交付しなければならないこととなっています。このマニフェストが産業廃棄物とともに収集・運搬業者から処分業者に回付され、中間処理及び最終処分の終了に伴い排出事業者に戻ってくることにより、排出事業者は委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認する仕組みとなっています。



【基本目標4】

地球環境保全に対する高い意識をもち、世界に貢献するまち

1 温室効果ガス削減のために

- 地球温暖化問題に関心を持ち、イベントや環境学習の場へ積極的に参加しましょう。
- グリーンくらしきエコアクションに取り組みましょう。
- 省エネ法に基づくエネルギー管理（エネルギー原単位改善、定期報告、中長期計画の提出等）の適正化に取り組みましょう。
- 高効率な設備・機器・プロセスの積極的な導入を進めましょう
- オフィスビルなど建築物の断熱性向上（省エネルギー改修、高断熱建築物の普及）に取り組みましょう
- 旬の食材を使用した飲食メニューの提供やフードマイレージの小さい地産食材の販売を進めましょう
- モーダルシフト（低炭素型輸送・交通手段への転換）や低公害車の導入を行い、物流の低炭素化に取り組みましょう
- LCA（ライフサイクルアセスメント）を意識したものづくりに取り組みましょう。
- 電気自動車及び充電設備の導入を率先的に行いましょう。

2 再生可能エネルギーの導入のために

- 太陽光エネルギーやバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの積極的な導入を行いましょう
- 未利用・再生可能エネルギーの利用拡大や、副生成物や廃棄物を有効活用する革新的な製造プロセスの開発・導入に取り組み、低炭素・低コストの資源・エネルギー利用への転換を図りましょう。

市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

1 市民全体の学習のために

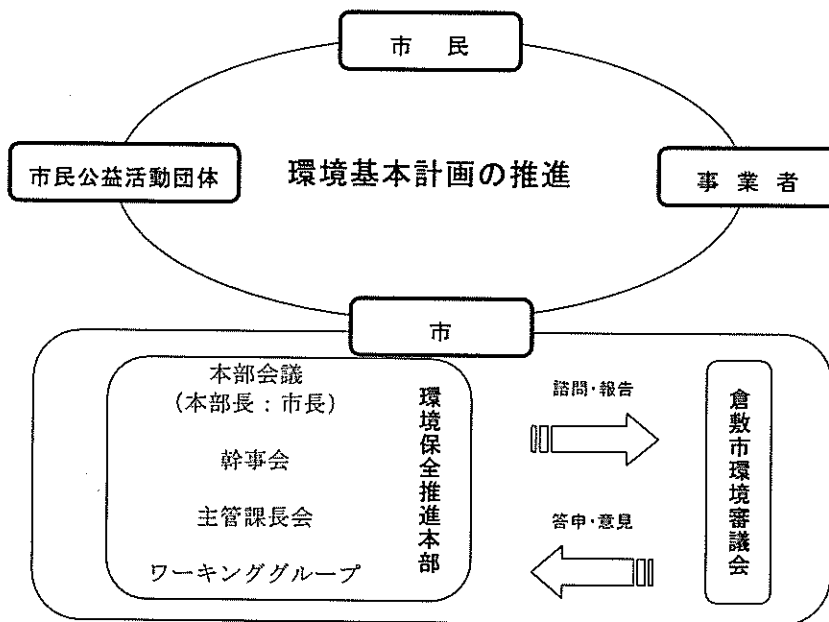
2 子どもの環境教育のために

- 従業員向けの環境保全に関する研修会等を実施しましょう。
- 市や市民公益活動団体（NPOなど）などが開催する、環境学習会などへ参加・協力しましょう。
- 市や市民公益活動団体（NPOなど）などが実施する、環境保全活動などへ参加・協力しましょう。
- 環境に関する情報を広く公表しましょう。

第六章

計画の総合的な推進

本計画の実効性を確保し、効果的な推進を行い、望ましい環境像「〇〇〇健全で恵み豊かな環境」を実現するために、倉敷市環境基本条例に基づき、市民、事業者、市民公益活動団体、行政などの各主体が、環境保全等に関する共通の認識のもと連携しながら、自主的かつ積極的に環境の保全等の推進に努めます。



1 倉敷市環境保全推進本部

環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、市長を本部長とし、副市長、教育長及び各局長等で構成する「倉敷市環境保全推進本部」を設置し、環境基本計画に基づく施策の円滑な推進や進捗状況の把握など、環境の保全等に関する施策や事業の総合調整を行います。

本部会議の下には、部長級で組織する幹事会、課長級で組織する主管課長会などを設置し、施策や事業の計画的かつ効率的な推進を行います。

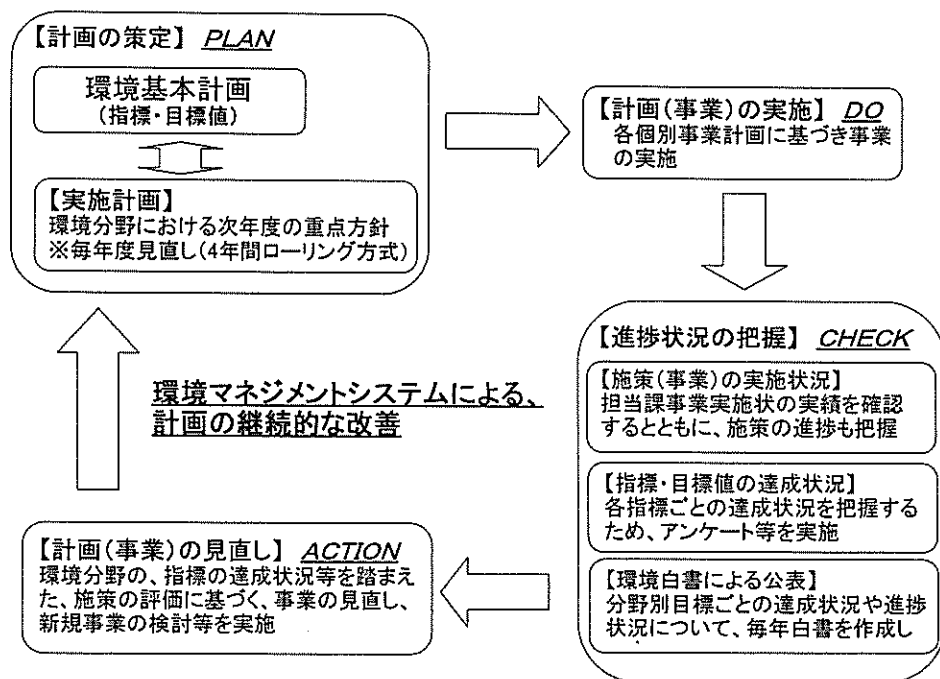
2 倉敷市環境審議会

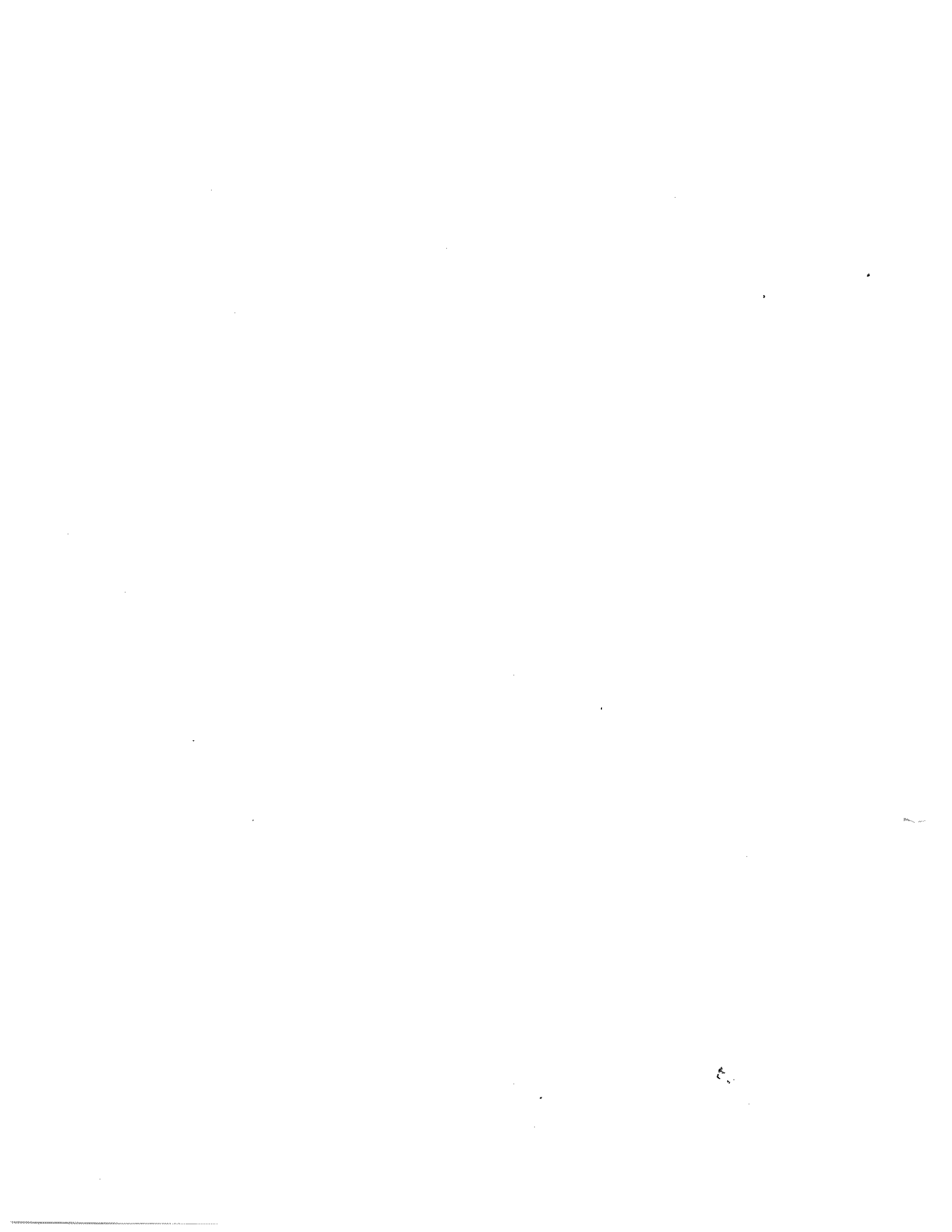
倉敷市環境審議会条例に基づき、環境の保全に関する基本的事項及び重要な事項について調査審議するために、市長の諮問機関として、学識経験者及び関係団体の代表者、公募市民等で組織する「倉敷市環境審議会」を設置しています。

環境基本計画の策定及び見直しについて、市長の諮問に応じて審議答申を行うとともに、計画の進捗状況などに対して意見・提言を行います。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、「計画の策定 (PLAN)」・「事業の実施 (DO)」・「進捗状況の把握 (CHECK)」・「計画の見直し (ACTION)」の一連のPDCAサイクルにより管理し、事業や実施状況を継続的に改善することで、計画に掲げた目標の実現を目指します。





—低炭素技術と環境にやさしい文化で未来を創る—
クールくらしきアクションプラン

倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（素案）

平成22年10月

倉敷市

<クールくらしきアクションプランの概要>

○背景

18世紀の産業革命以降、私たちは石炭、石油などの化石燃料をエネルギー源として使うようになりました。そのことによって温室効果ガスを大量に排出することになり、現在、地球は温暖化傾向にあります。すでに過去100年間に世界の平均気温が0.74℃上昇したと言われており、今後さらに地球温暖化は加速していくと予測されています。地球温暖化によって、異常気象の頻発や自然災害の増加、食料生産や生態系への影響、熱中症の多発など人の健康への影響等が懸念されるようになってきています。本市においても、熱帯夜・真夏日の日数増加や日平均気温の上昇傾向が認められており、地球温暖化による影響の可能性が考えられます。

地球温暖化問題は世界共通の課題となっており、その解決に向けて、国内外において様々な取組が行われているところです。日本有数の工業地帯を有し、人口48万人を擁する中核市である本市としても、温室効果ガスの削減に積極的に取り組んでいく必要があります。

このため、本市では「低炭素技術と環境にやさしい文化で未来を創るークールくらしきアクションプラン」(倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))を策定しました。本計画は、本市の地域特性を踏まえた温室効果ガス削減対策を進めるための計画であり、市内のあらゆる主体が率先して、また連携して温室効果ガス削減の取組を進めるための指針となるものです。策定に当たっては、市民・事業者・行政・学識経験者で構成する「倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定協議会」において、約1年にわたる検討を行いました。

○削減目標

本計画における温室効果ガスの削減目標は、2007年度を基準年として、短期目標として2012年度に6%削減、中期目標として2020年度に12%削減、長期目標として2050年度に80%削減を目指すこととしました。

短期目標については、中期目標の達成に向けた基盤づくりの期間と位置づけて、設定しました。中期目標については、短期目標年までの対策の継続に加えて、本市の特性を活かした対策を積極的に進めていくこととして設定しました。また、全体の削減目標の他に、部門別の削減目標として、産業部門で12%、運輸部門で11%、民生業務部門で39%、民生家庭部門で49%を削減することとしました。長期目標については、長期的に目指す将来像への道標と位置づけて、あらゆる手法を用いて大幅な温室効果ガス削減の実現に努めることとして設定しました。

なお、中期目標、長期目標については、短期目標の達成状況、国内外の温暖化問題を取り巻く状況、社会的動向等を踏まえて見直しを行うこととしています。

○基本理念

削減目標の達成に向けた取組の基本理念は「低炭素技術と環境にやさしい文化で未来を創る」こととしました。この理念には、市民・事業者・行政等のあらゆる主体が、将来の世代に対して責任を持ち、率先・連携して温暖化対策に取り組むことを通じて、環境と調和したまちづくりに取り組むという思いを込めています。その取組に当たっては、水島コンビナートをはじめとした市内の産業技術力、美観地区をはじめとした観光の文化発信力、市内各地の生活文化、太陽の恵みなどの地域資源を活用し、魅力ある低炭素都市の形成を図ることとしています。あわせて、本市の取組を国内外に広めることにより世界的な温室効果ガス削減に貢献することとしています。

基本理念に基づき目指すべき低炭素都市は、あらゆる主体が率先し、連携・協働して温暖化対策に取り組む、大幅な温室効果ガス削減を実現している都市です。具体的には、ものづくりにおける環境調和型産業への転換、建築物の低炭素化・街区の緑化、交通・輸送の低炭素化、ごみとCO₂排出の少ないくらし、太陽エネルギーの利活用による高いエネルギー自給等を実現するとともに、そうした市内の低炭素技術や環境にやさしい文化を国内外へ伝播し、世界の温室効果ガス削減に貢献する都市を想定しています。

○取組方針・施策

温室効果ガス削減対策の推進に当たり、5つの取組方針<4つの「クール」と1つの「ホット」>を掲げました。

1. ～ものづくりを「クール」に～ <環境調和型産業への転換>
2. ～まちを「クール」に～ <低炭素型まちづくりの推進>
3. ～くらしを「クール」に～ <低炭素型ライフスタイルへの転換>
4. ～観光を「クール」に～ <環境調和型観光地づくりの推進>
5. ～つながりを「ホット」に～ <主体間交流・連携の強化>

その上で、市民・民間団体、事業者、行政のそれぞれの役割を明記しました。取組方針に基づく施策として、重点施策および一般施策を推進することとしました。このうち、重点施策として7つのプロジェクトを<クールくらしき80>プロジェクトとし、13の施策を推進することとしました。7つのプロジェクトは次のとおりです。

- プロジェクト1：世界に誇る「環境調和型コンビナート」の形成
 - プロジェクト2：中小事業者の環境経営支援「ものづくりエコサポート」の推進
 - プロジェクト3：低炭素なまち「クールタウン」形成の推進
 - プロジェクト4：太陽エネルギーを活かしたまちづくり「太陽のまちプロジェクト」の推進
 - プロジェクト5：環境にやさしい生活様式「良環（りょうかん）スタイル」の推進
 - プロジェクト6：人と環境にやさしいおもてなし「エコころ観光」の推進
 - プロジェクト7：主体間連携を強化する「エコの環（わ）づくり」の推進
- その他に一般施策として22の施策を推進することとしました。

○推進体制・進行管理

本計画を推進するための推進体制として、温室効果ガスの排出抑制の取組内容を協議し、地域が一体となった対策の実践を支援する「倉敷市地球温暖化対策協議会」、行政において計画を推進する「倉敷市環境保全推進本部温暖化対策ワーキンググループ」を設けることとしています。

また、本計画の進行管理として、行政は、本市の温室効果ガス排出量を定期的に推計し、環境マネジメントシステム（PDCAサイクル）によって、目標達成の確実性を高めていくとともに、「倉敷市地球温暖化対策協議会」へ取組状況を報告し、必要に応じて評価を受けることとしています。

<計画全体の構成>

基本理念

—低炭素技術と環境にやさしい文化で未来を創る—

取組方針

4つの「クール」と1つの「ホット」

- ～ものづくりを「クール」に～<環境調和型産業への転換>
- ～まちを「クール」に～<低炭素型まちづくりの推進>
- ～くらしを「クール」に～<低炭素型ライフスタイルへの転換>
- ～観光を「クール」に～<環境調和型観光地づくりの推進>
- ～つながりを「ホット」に～<主体間交流・連携の強化>

目標達成に向けた取組

削減目標

本市における温室効果ガス排出量の現状把握及び将来動向予測、排出要因分析及び削減ポテンシャル等を踏まえて設定

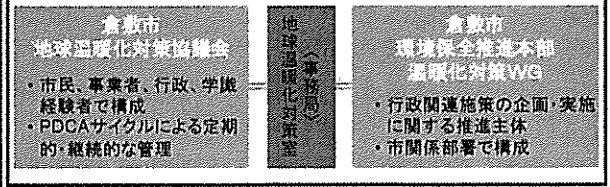
基準年：2007年度

短期：2012年度▲6% 中期：2020年度▲12% 長期：2050年度▲80%（※）

（※）努力目標

目標達成状況の確認
目標の見直し

計画の進行管理



施策の進捗状況の確認・助言

施策

<5つの取組方針に基づく各種施策>

- ものづくりの低炭素化
- 高機能・低炭素型のまちづくり
- 低炭素型交通体系の構築
- 資源・エネルギー循環型の社会づくり
- 環境にやさしい生活様式の浸透
- 環境に配慮した観光地づくり
- 主体間交流・連携の環境づくり など

本市の地域特性 { コンビナート 観光都市 日照条件など } を活かした温室効果ガス削減の波及効果や先進性が高い施策を重点施策として設定

<重点施策>

<クールくらしき80>プロジェクト

- ①世界に誇る「環境調和型コンビナート」の形成
- ②中小事業者の環境経営支援「ものづくりエコサポート」の推進
- ③低炭素なまち「クールタウン」形成の推進
- ④太陽エネルギーを活かしたまちづくり「太陽のまちプロジェクト」の推進
- ⑤環境にやさしい生活様式「良環（りょうかん）スタイル」の推進
- ⑥人と環境にやさしいおもてなし「エコころ観光」の推進
- ⑦主体間連携を強化する「エコの環（わ）づくり」の推進

目 次

第1章 計画策定の背景.....	1
1. 地球温暖化問題について.....	1
2. 地球温暖化問題を巡る動き.....	3
第2章 計画の基本的事項.....	7
1. 計画策定の目的及び位置付け.....	7
2. 計画の対象.....	7
3. 計画の期間と目標年.....	8
第3章 倉敷市の地域特性等.....	9
1. 倉敷市の概要.....	9
2. 人口の状況.....	10
3. 産業の状況.....	10
4. 交通の状況.....	11
5. ごみの状況.....	12
6. 市民、事業者の意識動向.....	13
第4章 倉敷市における温室効果ガスの排出・吸収状況.....	15
1. 温室効果ガス排出量・吸収量の現状.....	15
2. 温室効果ガス排出量の将来予測.....	20
第5章 温室効果ガス排出量の削減目標.....	22
1. 短期目標・中期目標.....	22
2. 長期目標.....	24
第6章 削減目標の達成に向けた施策.....	25
1. 計画の基本理念及び取組方針.....	25
2. 各主体の役割.....	28
3. 温室効果ガス削減に向けた施策について.....	29
4. 倉敷市の施策体系.....	56
第7章 計画の推進体制と進行管理.....	57
1. 推進体制.....	57
2. 進行管理.....	59

第1章 計画策定の背景

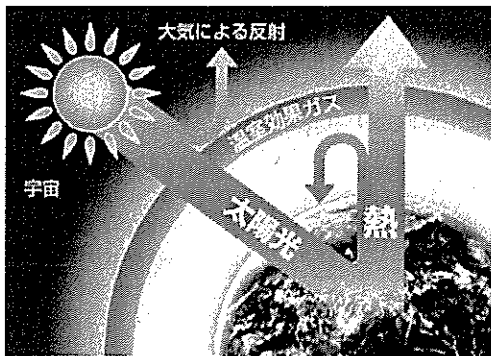
1. 地球温暖化問題について

(1) 地球温暖化とは

大気中に含まれている二酸化炭素 (CO₂) やメタン等の「温室効果ガス」は、太陽エネルギーによって暖められた地表から宇宙へ放射される赤外線 (熱) を吸収して気温を一定に保つ「温室効果」の働きを持ち、地球上の生物が生存するために必要不可欠な存在です。

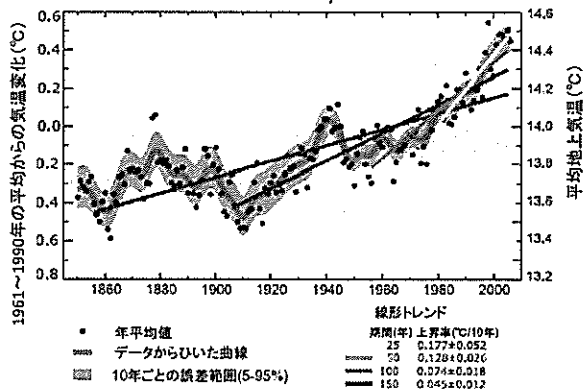
しかし、18世紀の産業革命以降、文明の進化に伴い、私たちは石炭や石油等の化石燃料を大量に使用し、CO₂を主とした「温室効果ガス」を多く排出するようになりました。今日の地球温暖化は、人類の活動によって大気中の温室効果ガス濃度が上昇し、温室効果が高まったことが原因と考えられています。

なお、地球温暖化に関する最新の知見(「IPCC*1第4次評価報告書*2」)によると、人類の活動に起因した温室効果ガスの濃度の上昇により、過去100年間の世界平均気温は0.74℃上昇しています。そのうち最近50年間の平均気温では、1.3℃/100年のペースで上昇しており、今世紀末の気温上昇は、環境と経済が地球規模で両立する社会においては約1.8℃ (1.1℃~2.9℃)、化石燃料に依存した高い経済成長を実現する社会においては4.0℃ (2.4℃~6.4℃) に達すると報告しています。



【出典】NEDOホームページ

図 1-1 温室効果の仕組み



【出典】IPCC第4次評価報告書

図 1-2 平均地上気温の長期的推移

*1: IPCC

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略称で、1988年に各国政府から推薦された科学者を主体に設立された、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行う国連の下部組織。

*2: 第4次評価報告書

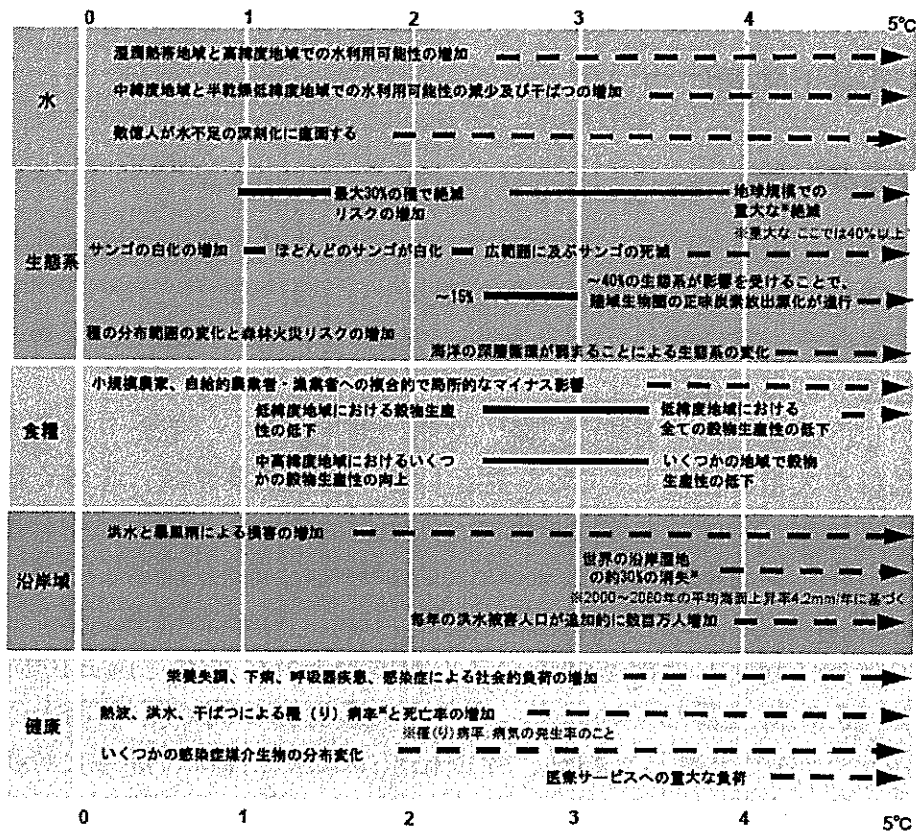
最新の科学的情報を基に、今後の地球温暖化の予測、温暖化がもたらす環境的・社会的影響、温暖化の防止策等についてIPCCが2007年にとりまとめた報告書。

(2) 地球温暖化の影響

1) 世界的な影響

地球温暖化による気温の上昇に伴い、海面水位の上昇による沿岸域への影響を

はじめ、異常気象による自然災害の増加や感染症・熱中症等健康被害の拡大、生態系の変化や農作物の生産性の低下等、様々な影響が懸念されています。

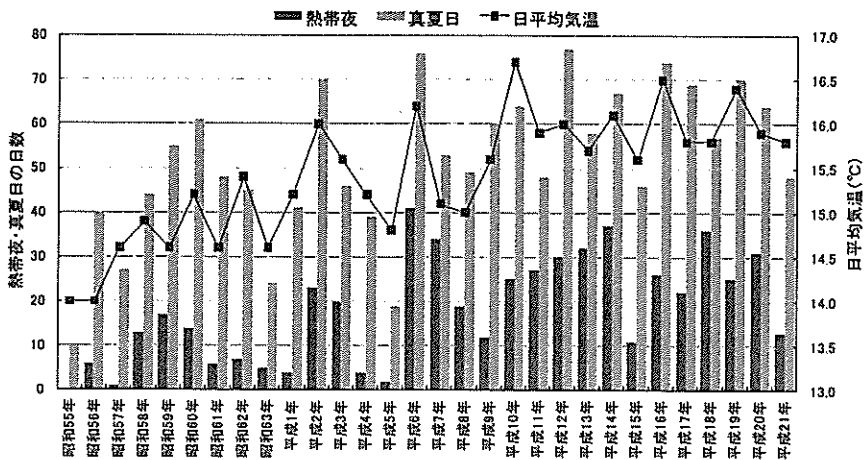


【出典】 IPCC第4次評価報告書第2作業部会報告書（環境省報道発表資料(2007. 4. 10)）
 図 1-3 世界平均気温の上昇による主要な影響

2) 国内への影響

地球温暖化による我が国への影響として、動植物の生態分布の変化、局地的豪雨の発生頻度の増加、農作物の品質低下等が予測されており、本市も例外なく社会・経済的影響を受けることが懸念されます。

近年、本市の熱帯夜・真夏日数、日平均気温は、ヒートアイランド現象や地球温暖化により増加・上昇傾向にあります。



【出典】 気象庁ホームページの気象統計情報より作成
 図 1-4 本市における熱帯夜・真夏日の日数、日平均気温の推移

2. 地球温暖化問題を巡る動き

(1) 国内外の動向

気候変動問題に対処するための国際的な法的枠組みである「気候変動枠組条約」が1992年5月に採択され、同年6月の「環境と開発に関する国際連合会議*1」を経て1994年に発効しました。その後、条約に基づき1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、我が国を含む先進主要国の温室効果ガス排出削減目標を取り決めた「京都議定書」が採択されました。

こうした動きを受けて、我が国は、国内の温暖化対策の法的枠組みとして、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」を制定しました。2005年には「京都議定書」の発効を受けて、我が国の削減目標（「2008年から2012年までに1990年比6%削減」）の達成を図るべく温対法を改正し、目標達成に必要な具体的措置を盛り込んだ「京都議定書目標達成計画」を策定しました。

温対法や「京都議定書目標達成計画」はその後改定され、2008年の温対法改正では、特例市以上の地方公共団体に対して本計画である「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が義務づけられるなど、国内における温暖化対策の更なる強化が図られています。

一方、ポスト京都議定書（2013年～）の新たな国際的枠組みの構築に向けた交渉も行われています。2009年にコペンハーゲンで行われたCOP15では、長期的に気温上昇を2℃以内に抑えるため、地球全体の排出量を大幅削減する必要性や、各国による2020年の削減目標の提出等を盛り込んだ「コペンハーゲン合意」について「留意する」という決定がなされました。我が国は、この合意に賛同し、「全ての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として2020年までに1990年比で25%削減」という目標を提出しました。

現在、国では、中長期的な排出削減に向けたロードマップ*2や温暖化対策推進に関する基本法の検討を行うとともに、国民運動「チャレンジ25キャンペーン」の展開、「エネルギー基本計画」の策定等、様々な取組を行っています。

<コラム1> 「チャレンジ25キャンペーン」

2010年1月から始まった「チャレンジ25キャンペーン」は、これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」から、よりCO₂削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するものであり、オフィスや家庭等において実践できる具体的な行動を「6つのチャレンジ」として広く国民に呼びかけています。



*1：環境と開発に関する国際連合会議

国際連合の主催によりブラジル（リオ・デ・ジャネイロ）で開催された、一般に「地球サミット」と呼ばれる環境と開発をテーマとする首脳レベルでの国際会議。人類にとって共通のテーマである地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。

*2：ロードマップ

計画等の具体的な達成目標を掲げ、目標達成までの課題や取組内容をスケジュールの全体像のなかで時系列に表現したもの。

(2) 倉敷市の取組

「環境最先端都市」を目指す本市は、平成11年度に制定した「倉敷市環境基本条例」の基本理念に「地球環境の保全の推進」を掲げ、地球温暖化対策を推進しています。

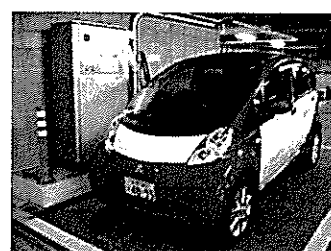
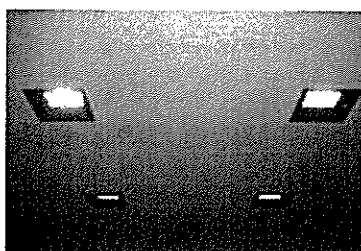
これまで、本市の環境行政の方向性を示す「環境基本計画」や、温対法に基づく「倉敷市地球温暖化防止活動実行計画」、「省エネルギービジョン」や「新エネルギービジョン」の策定・運用等により、市役所自らの温室効果ガス削減を図るとともに、市域の温暖化対策を推進してきました。

平成21年度からは、市域における温暖化対策を一層推進するため、地球温暖化対策室を新設し、市民・事業者等の取組促進に向けた各種施策を展開しています。

◎ 各種補助制度

市民を対象とした住宅用太陽光発電システムや住宅へのLED照明の導入費用、市民・事業者を対象とした電気自動車・充電設備の設置費用の一部を補助しています。

- ・ 倉敷市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度（H16年度～）
（補助実績）2,235件 8,286kWh ※H22年3月末時点
- ・ 倉敷市LED照明等購入費補助制度（H22年度）
- ・ 電気自動車・充電設備導入費補助制度（H22年度）



◎ 電気自動車普及啓発モデル事業（H22年度）

電気自動車の普及を図るため、市所有の電気自動車を市民・観光客へ貸し出す試乗体験事業を実施しました。



◎ 緑のカーテン推進事業（H20年度～）

つる性植物の種や苗を市民・事業者へ配布し、緑のカーテンの普及を通じて環境意識の醸成やヒートアイランド対策の推進を図っています。



◎ グリーンくらしエコアクションの普及（H21年度～）

市民・事業者がすぐに取り組める地球温暖化対策の指針として策定し、環境啓発イベント等を通じて普及啓発活動を実施しています。



◎ 環境学習の実施（市民環境講座、自然エネルギーキャラバン）
（H17年度～）

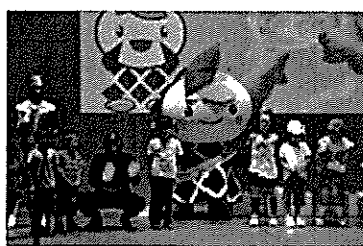
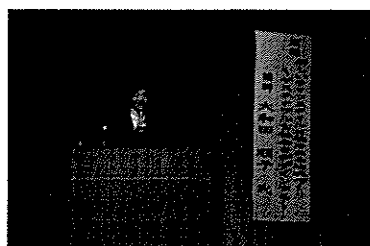
市民の温暖化問題に対する理解を深めるため、市民・事業者を対象とした地球温暖化問題に関する講義や再生可能エネルギー使用体験等の環境学習を実施しています。



◎ 環境啓発イベントの実施

市民の環境意識向上を図るため、市民・NPO・事業者等との協働による各種環境啓発イベントを実施しています。

- ・STOP温暖化くらしき（H20年度～）
- ・くらしき環境フェスティバル（H22年度～）
- ・リサイクルフェアinくらしき（H5年度～）等



◎ 公共施設への太陽光発電システム・LED照明等の導入
（H12年度～）

国のグリーンニューディール基金等を活用し、公共施設への再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を推進しています。

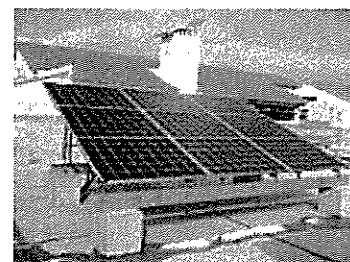


表 1-1 市の公共施設への太陽光発電システム導入実績

設置年度	施設名	出力(kW)
平成12年度	真備図書館	20
平成16年度	クルクルセンター	20
平成16年度	倉敷翔南高校	10
平成16年度	船穂公民館	30
平成19年度	長尾小学校	5
平成20年度	倉敷南小学校	5
平成22年度	玉島児童館	3
合計		93

表 1-2 国際社会・国・倉敷市における取組の時系列比較

年度	国際社会の取組	国の取組	倉敷市の取組
1992 (平成4)	・気候変動枠組条約の採択		
1994 (平成6)	・気候変動枠組条約の発効		
1995 (平成7)	・気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP1)開催		
1997 (平成9)	・気候変動枠組条約第3回締約国会議で「京都議定書」を採択		
1998 (平成10)		・温対法の制定	
1999 (平成11)			・「第5次総合計画」の策定 ・「環境基本条例」の制定 ・「環境基本計画」の策定
2000 (平成12)			・「地球温暖化防止活動実行計画」の策定
2003 (平成15)			・「省エネルギービジョン」の策定
2005 (平成17)	・「京都議定書」の発効	・「京都議定書目標達成計画」を閣議決定	・「新エネルギービジョン」の策定
2006 (平成18)			・「第2期地球温暖化防止活動実行計画」の策定 ・「環境基本計画」の改定
2008 (平成20)		・温対法改正により、都道府県等に対して、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定を義務化 ・「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定 ・「京都議定書目標達成計画」の改定	
2009 (平成21)	・COP15で「コペンハーゲン合意*」に留意することを決定	・国連気候変動サミットにおいて、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%削減することを宣言	・「グリーンくらしきエコアクション」(G-KEA)の策定 ・「くらしキック20」(一般廃棄物処理基本計画)の策定
2010 (平成22)		・2020年の排出削減目標として、「全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築等を前提とする」との内容を、気候変動枠組条約事務局に提出 ・「チャレンジ25キャンペーン」の展開	・「クールくらしきアクションプラン」(地球温暖化対策実行計画(区域施策編))の策定 ・「第6次総合計画」の策定 ・「第2次環境基本計画」の策定

* : コペンハーゲン合意

デンマークで開催されたCOP15において、日本、アメリカ、イギリスなど約30の国・機関によって作成された政治合意。温室効果ガス削減目標を盛り込んだ京都議定書に代わる国際的な枠組み構築に対して先進国と途上国間で調整が難航したことから、交渉停滞の打開策として起草された。世界全体の気温上昇を長期的に2℃以内とすべきとの科学的見解を認識し、長期的な協力を強めていくことや、2020年に向けた排出削減目標等を設定し、条約事務局に提出するなどの内容となっている。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画策定の目的及び位置付け

「温対法」第20条の3に基づく本計画（「地方公共団体実行計画（区域施策編）」）は、本市において、市民・事業者・行政等、市内のあらゆる主体が率先し、また協働して低炭素社会の形成に向けた取組を推進することを目的として、地域の特性を踏まえた地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するため策定するものであり、取組を行う各主体共通の指針となるものです。

2. 計画の対象

（1）計画の対象範囲

本計画は、本市全域を対象範囲とし、市域の温室効果ガスの排出削減並びに吸収作用の保全・強化に関わる全ての事項を対象とします。

（2）対象とする温室効果ガス

京都議定書で削減対象となっている6ガス（CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆）を対象とします。

表 2-1 削減対象となる温室効果ガス（6ガス）

ガス種	主な発生源
CO ₂ （二酸化炭素）	石油等の化石燃料の燃焼や廃棄物の焼却、その他電気の使用等によって発生
CH ₄ （メタン）	自動車の走行等燃料の使用、下水処理、家畜のふん尿や水田土壌から発生
N ₂ O（一酸化二窒素）	自動車の走行等燃料の使用、廃棄物の焼却に伴うものが多く、笑気ガス（麻酔ガス）の使用においても発生
HFC（ハイドロフルオロカーボン類）	カーエアコン等の冷媒として使用
PFC（パーフルオロカーボン類）	半導体の製造プロセス等で使用
SF ₆ （六フッ化硫黄）	変電設備等に封入されている電気絶縁ガスとして使用

3. 計画の期間と目標年

本計画の期間は2011年度（平成23年度）から2050年度（平成62年度）までとし、計画の基準年及び目標年は以下のように設定します。

- 基準年 : 2007年度（排出量推計の精度が最も高い直近年度）
- 目標年 : 短期目標年「2012年度」
 京都議定書第一約束期間の最終年である2012年度とします。

中期目標年「2020年度」

COP15のコペンハーゲン合意に基づき表明した国の中期目標年と同じ2020年度とします。

長期目標年「2050年度」

国の「低炭素社会づくり行動計画」における長期目標年と同じ2050年度とします。

<コラム2> 「ポスト京都」

「京都議定書」の第一約束期間（2008年～2012年）終了を控え、現在、途上国を含む地球規模での地球温暖化対策への新たな枠組み（「ポスト京都」）の構築が進められています。

「ポスト京都」では、「京都議定書」が抱える問題点（アメリカの離脱、中国・インド等の大量排出国や途上国が削減義務対象外等）の解消が期待されており、2009年度中の構築を目指していましたが、同年12月のコペンハーゲン（デンマーク）でのCOP15・COP/MOP5（気候変動枠組条約第15回締約国会議/京都議定書第5回締約国会合）共に途上国との調整等が難航し、構築に向けた交渉が続いています。



第3章 倉敷市の地域特性等

1. 倉敷市の概要

本市は岡山県の南中央部に位置し、南は瀬戸内海に面しています。市西部には一級河川の高梁川が北から南に流れ、瀬戸内海に注いでいます。

平成17年度に旧倉敷市・真備町・船穂町が合併後、市の面積は354.72km²となっており、土地利用の状況は宅地が26.1%、山林が16.1%、田が12.9%、畑が7.1%、原野が0.7%、池沼が0.1%、その他が36.9%となっています。（平成21年度「倉敷市統計書」より）

本市の気候は、年間平均気温が15.2℃、年間降水量は1,074mmであり、温暖・少雨な瀬戸内海式気候に属します。全国的に見て晴天の日が多い本市の平均日射量は4.04 kWh/m²と、全国平均の3.84 kWh/m²（いずれも1961年～1990年の平均値）よりも高い水準にあります。

市内には、都市機能が充実し、全国的に有名な観光地「美観地区」のある倉敷地区、国内有数の臨海工業地帯がある水島地区、学生服・ジーンズの生産日本一を誇り、瀬戸内海国立公園内の主要景勝地「鷲羽山（わしゅうざん）」がある児島地区、貿易港と新幹線駅を備え、桃の生産や良寛和尚ゆかりの地として知られる玉島地区、スイートピーやマスカットの栽培が盛んな船穂地区、たけのこの里や吉備真備（きびのまきび）の出生地として有名な真備地区等があり、いずれも個性豊かな特色を持っています。

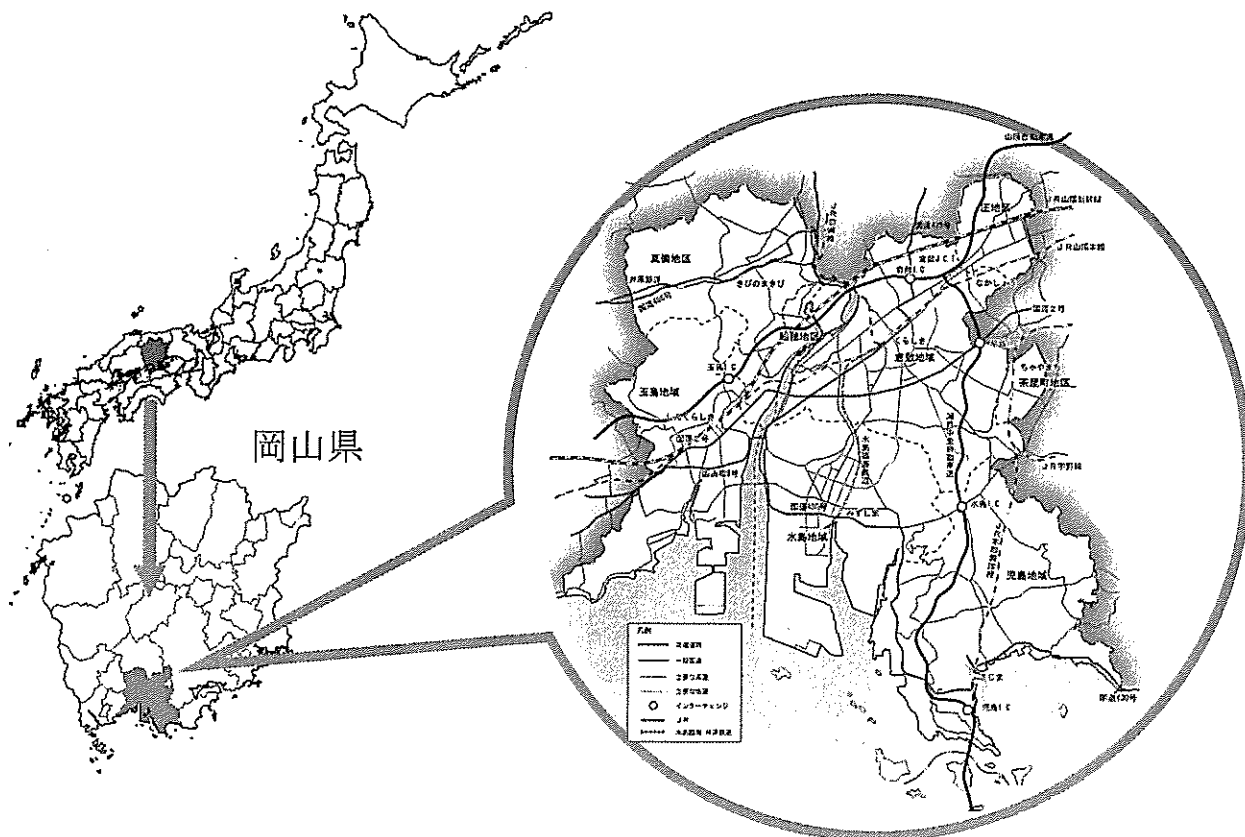
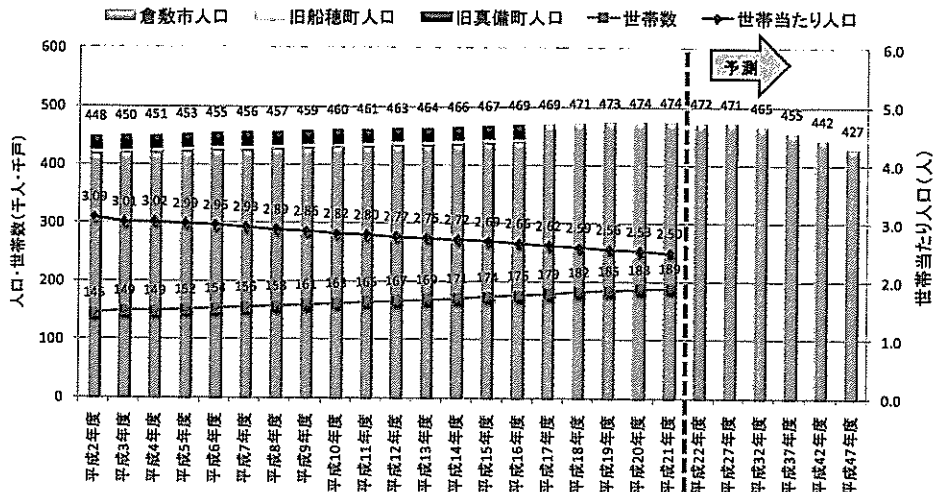


図 3-1 市の位置

2. 人口の状況

人口、世帯数ともに増加傾向にあり、平成21年度には474,147人（平成22年3月末現在で全国の市で30番目）、189,362世帯となっています。



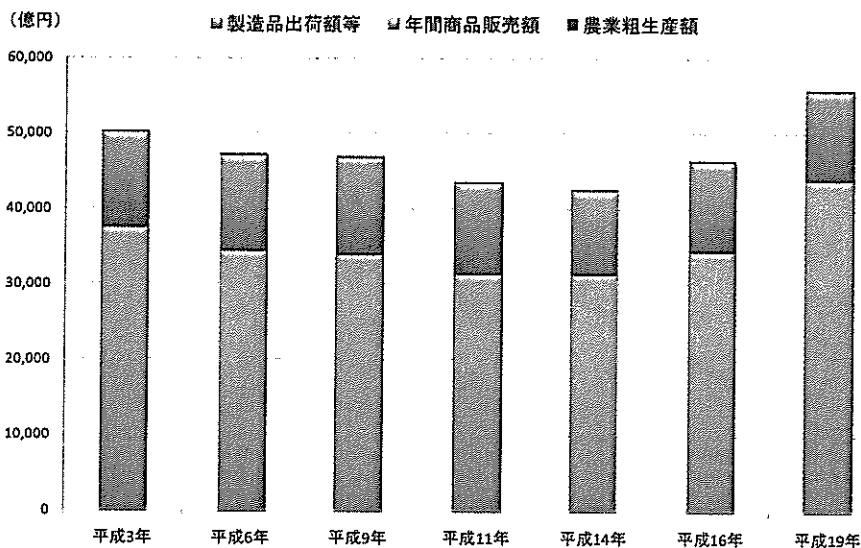
【出典】住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所（将来推計人口）

図 3-2 市の人口と世帯数の推移

3. 産業の状況

本市の主要産業として、水島地区の臨海工業地帯を中心とした製造業、年間約555万人が訪れる観光業、マスカットや桃、スイートピー等の生産が盛んな農業等があげられます。

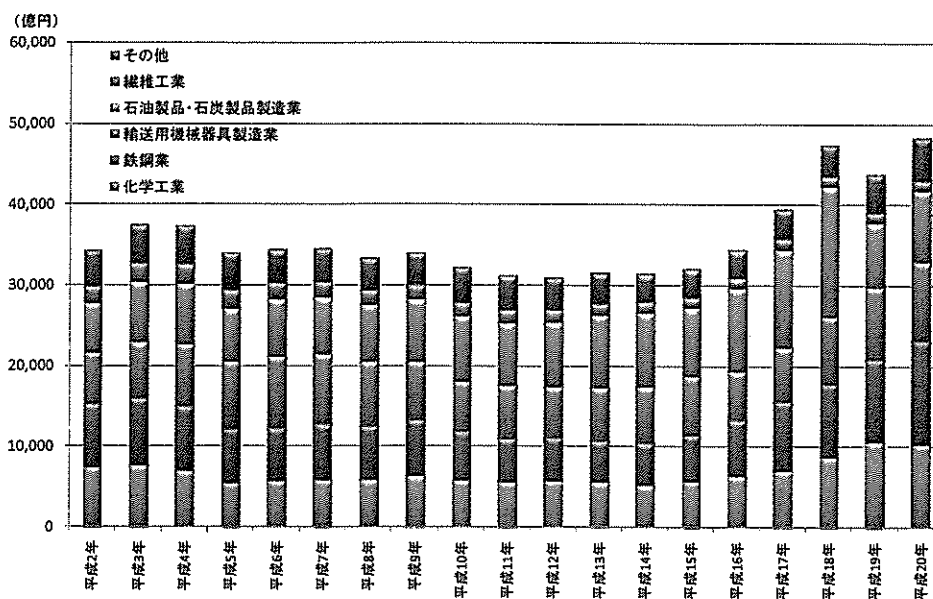
なかでも、製造業は、市内総生産の約8割を占める本市の代表的産業であり、製造品出荷額で見ると、全国の市町村で3番目に多い額となっています。



【出典】工業統計調査、商業統計調査、岡山県統計年報

図 3-3 市内総生産の推移

本市の製造業のうち、製造品出荷額等の多い業種は、鉄鋼業が1兆2,884億円（全国市町村2位）、化学工業が1兆420億円（同2位）、輸送用機械器具製造業が9,728億円（同13位）、石油製品・石炭製品製造業が8,817億円（同4位）、繊維工業が1,270億円（同1位）となっています。



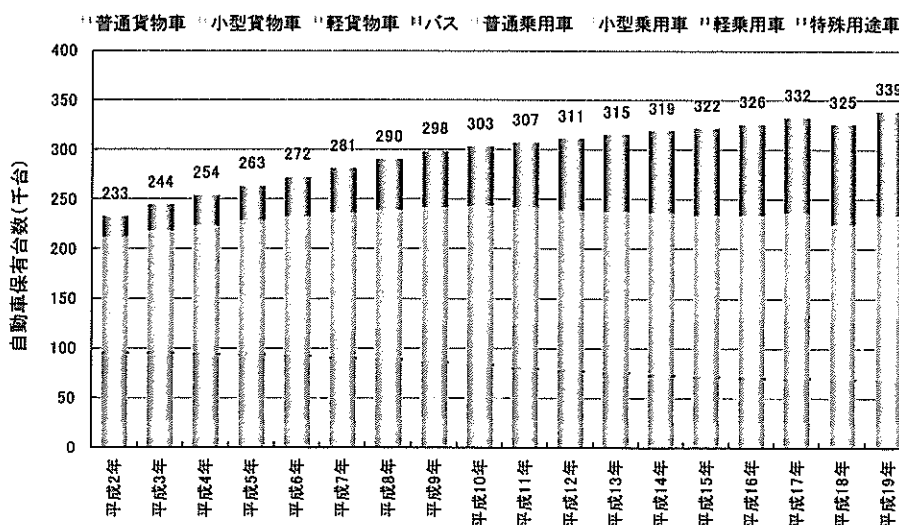
【出典】工業統計調査

図 3-4 市の製造品出荷額等の推移

4. 交通の状況

(1) 自動車保有台数

自動車保有台数の総数は年々増加傾向にあります。車種別の推移をみると、普通乗用車と軽乗用車が増加傾向にあり、小型乗用車と軽貨物車が減少傾向にあります。



【出典】中国運輸局、中国運輸局岡山運輸支局、軽自動車協会より作成

図 3-5 市の自動車保有台数の推移

(2) 交通網

本市はJR山陽新幹線・JR山陽本線・山陽自動車道・国道2号が東西に横断し、山陰地方を結ぶJR伯備線、四国を結ぶ瀬戸大橋・JR本四備讃線も市内を經由しており、交通・物流の要衝として重要な地位を占めています。

倉敷地域と水島地域を結ぶ水島臨海鉄道や真備地区には井原鉄道が運行しています。

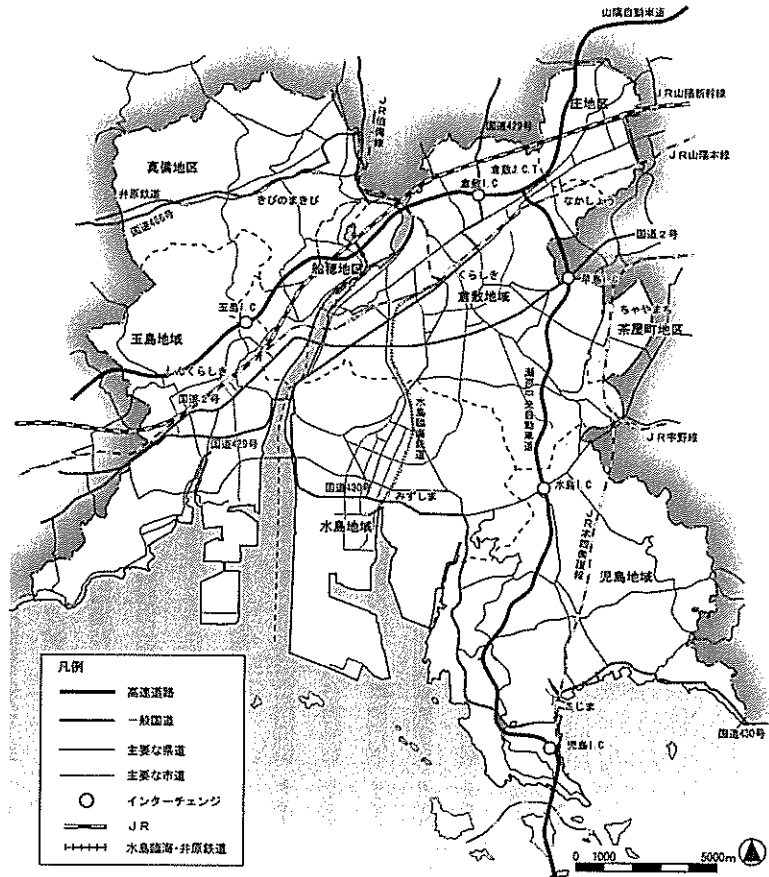
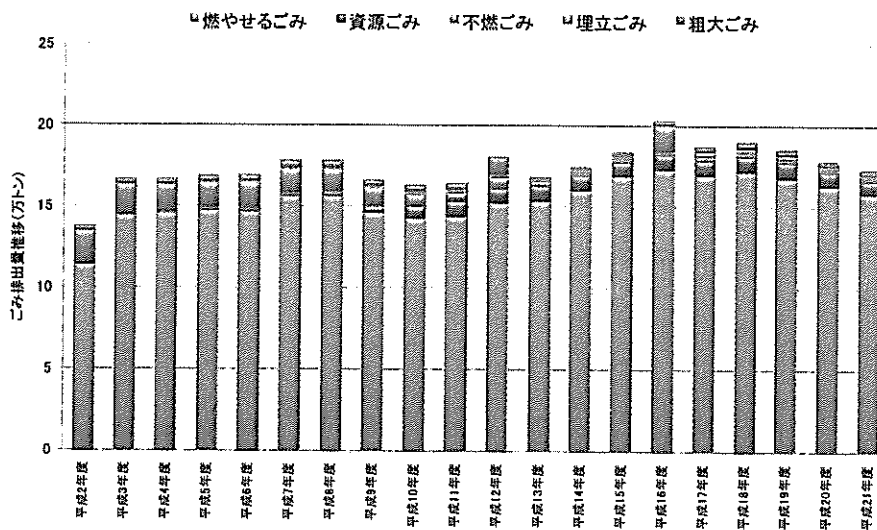


図 3-6 市の交通網の状況

5. ごみの状況

本市のごみ（一般廃棄物）排出量は年間約17万3千トンで、平成18年度をピークに減少傾向にあります。本市では、資源ごみの分別回収を推進するとともに、ガス化溶融炉により、ごみから燃料となるガスや資源となる金属等を回収して有効に利用しています。



【出典】倉敷市「清掃事業概要」

図 3-7 市の焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設処理量の推移

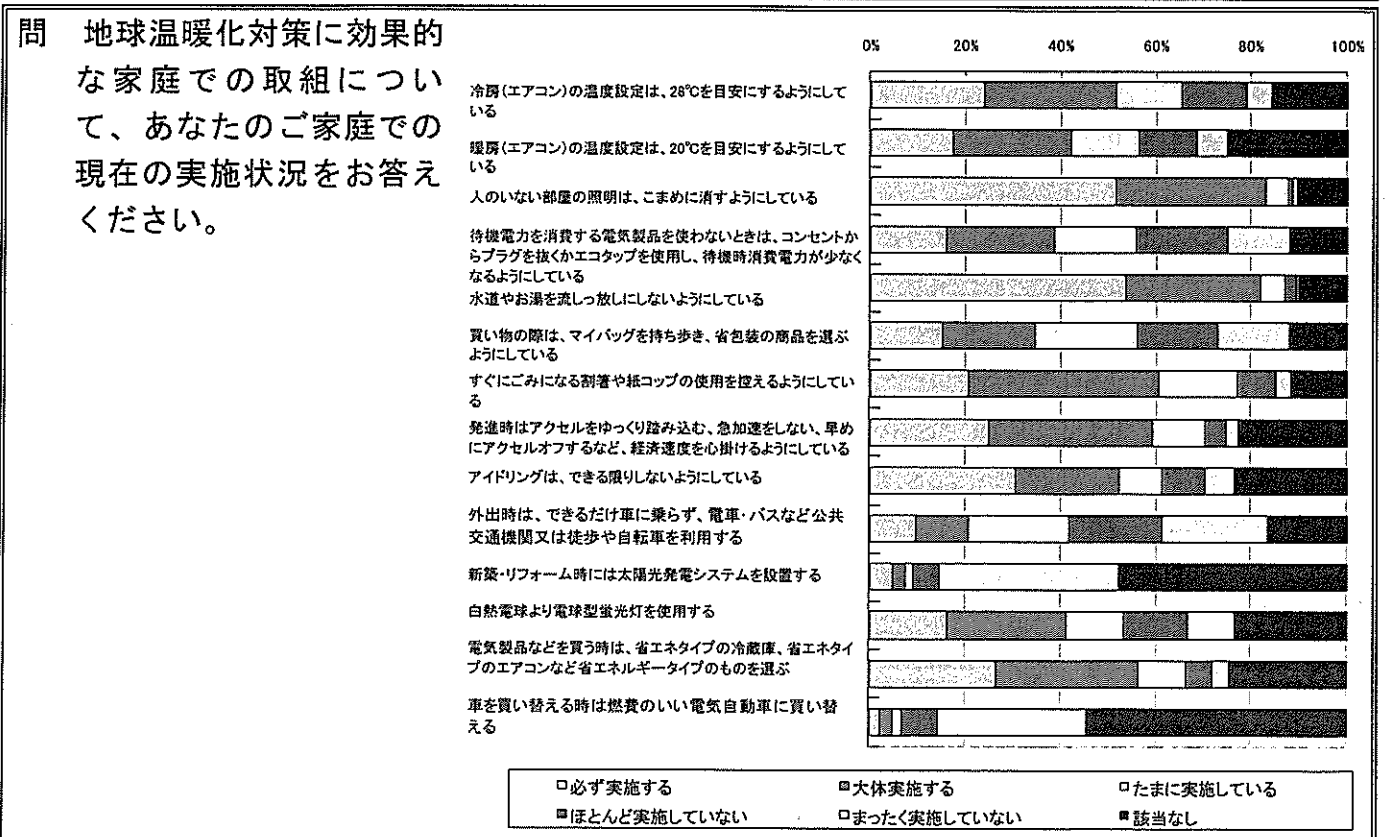
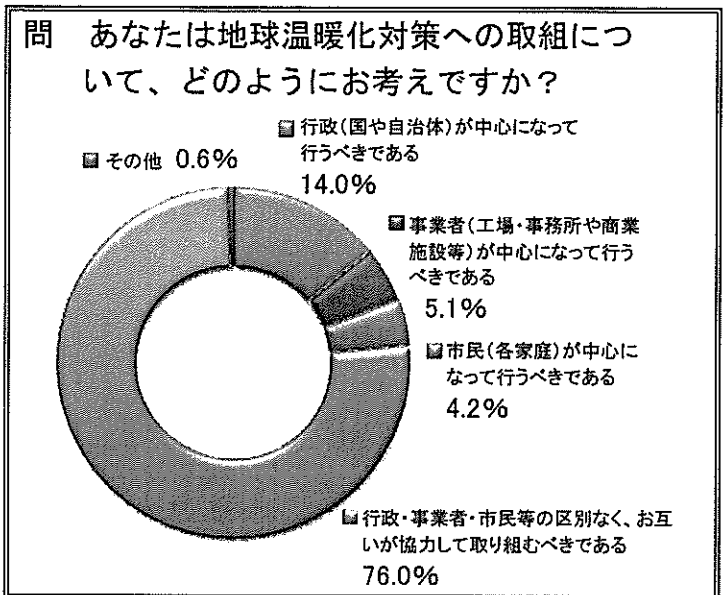
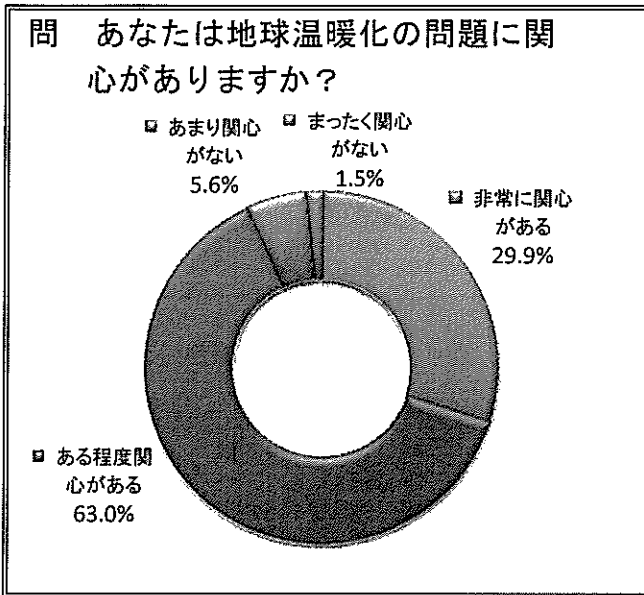
6. 市民、事業者の意識動向

(1) 市民アンケート

地球温暖化問題に関心を持つ市民は93%に及び、行政・事業者・市民等の区別なく、連携して取り組むことに重要性を感じています。日常生活においては、公共交通機関・自転車等によるエコ移動や低炭素型製品の購入等、利便性を損なうものや金銭的負担が大きいものの取組が進んでいない状況にあります。

配布数 : 2,000通
回収数 : 690通

抽出方法 : 無作為抽出法
回収率 : 35%



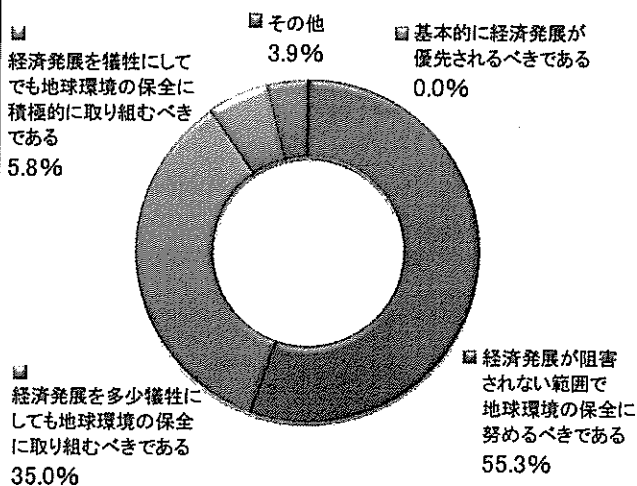
(2) 事業者アンケート

経済性が一定程度保たれる範囲での取組に積極的な事業者は全体の9割以上に及んでいます。ただし、廃棄物削減・リサイクルや既存設備の省エネルギー運用等に比べると、新たな低炭素型設備の導入や省エネルギー改修等は取組が進んでいない状況にあります。

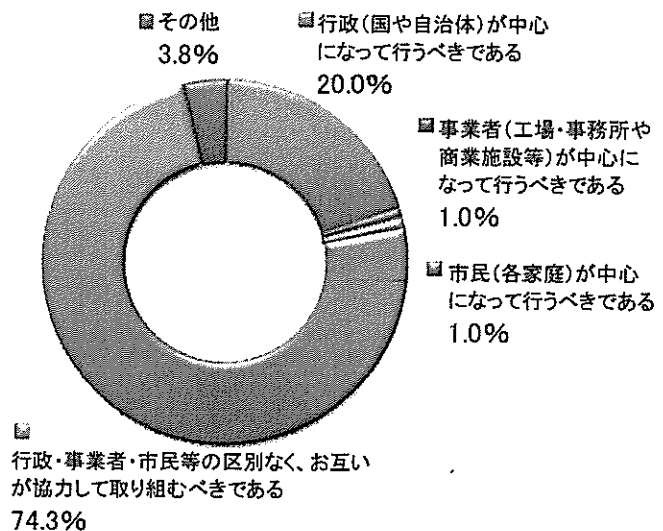
配布数 : 200通
回収数 : 108通

抽出方法 : 業種・規模により抽出
回収率 : 54%

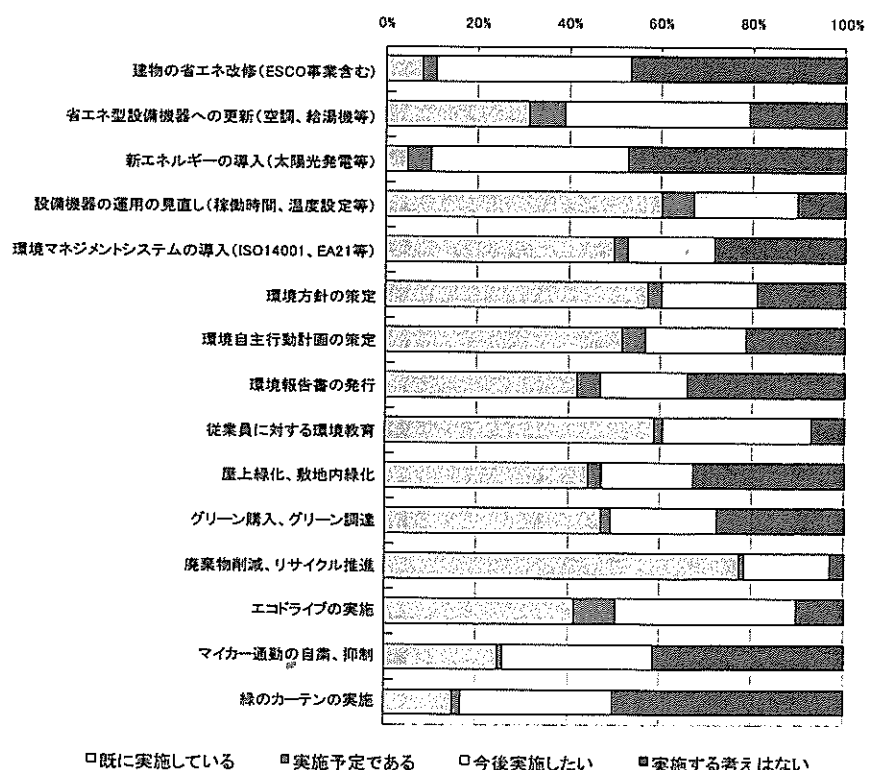
問 地球環境の保全と経済発展の関係についてどのようにお考えですか？



問 地球温暖化対策への取組の主体について、どのようにお考えですか？



問 次に掲げる取組について、貴事業所での実施状況をお選びください。
(複数回答可)



第4章 倉敷市における温室効果ガスの排出・吸収状況

1. 温室効果ガス排出量・吸収量の現状

(1) 算定方法

本市の温室効果ガス排出量を把握するに当たり、電気・燃料等の使用実績が把握可能なものについては実績に基づく算定を行い、その他は、統計データ等から求めたエネルギー原単位を用いて本市の温室効果ガス排出の要因となる活動量（電気・燃料使用量等）を推計し、推計した活動量に温室効果ガス排出係数を掛け合わせることで算定しました。

なお、産業部門の算定には、より精度を高めるため、温対法の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に基づく市内特定排出者の報告結果や按分法等を用いています。

○ 対象地域：倉敷市全域

○ 対象部門：我が国の温室効果ガスインベントリ*による部門分けを参照

- 産業部門（製造業・非製造業（農林水産業・鉱業・建設業））
- 運輸部門（船舶、鉄道、車等（自家用車・公用車・社有車等含む））
- 民生業務部門（商業施設、事務所・ビル、学校、病院、公共施設等）
- 民生家庭部門（自家用車を除く一般家庭）
- エネルギー転換部門（発電所や精油所等でのエネルギーの自家消費に伴う排出）
- 工業プロセス部門（工業製品の製造過程での化学反応等に伴う排出）
- 廃棄物部門（一般廃棄物、産業廃棄物処理に伴う排出）

*：温室効果ガスインベントリ

インベントリとは、商品・財産等の目録、資産台帳や在庫、一覧表等を指し、温室効果ガスインベントリは、1国が1年間に排出・吸収する温室効果ガス量を、排出源・吸収源毎にまとめた一覧表を意味する。我が国は京都議定書の下で自国の温室効果ガスインベントリを作成・公表する義務を負っている。

○ 対象ガス：6ガス（CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆）

○ 対象年度：2007年度（平成19年度）

(2) 算定結果

1) 温室効果ガス排出量

本市における基準年（2007年度）の温室効果ガス排出量は、39,573 千t-CO₂でした。内訳としては、産業部門が8割超を占め、運輸部門、民生業務部門、民生家庭部門はそれぞれ4.7%、3.5%、1.7%となっています。

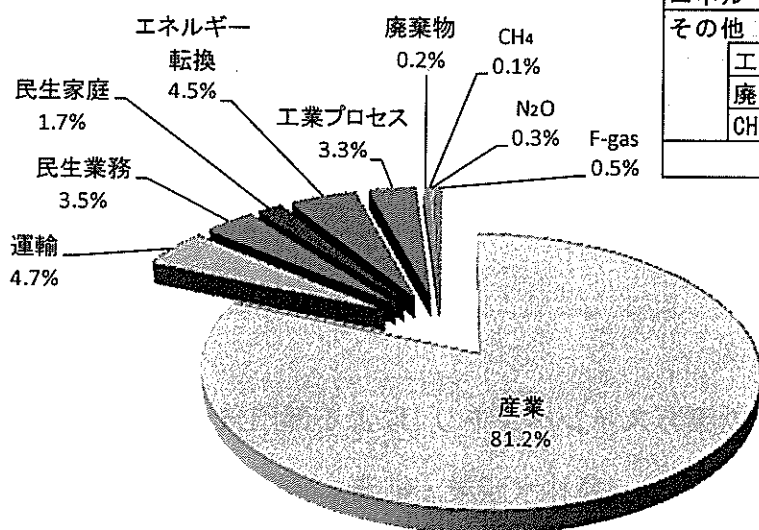


図 4-1 市の温室効果ガス排出構成

表 4-1 市の温室効果ガス排出量

排出源	2007年度排出量 (千t-CO ₂)
産業部門	32,128
製造業	32,011
非製造業	117
運輸部門	1,847
民生部門	2,057
業務	1,383
家庭	674
エネルギー転換部門	1,794
その他	1,746
工業プロセス部門	1,303
廃棄物部門	98
CH ₄ 、N ₂ O、F-gas	345
総排出量	39,573

2) 温室効果ガス吸収量

持続可能な森林経営*が行われているという前提のもと、森林の年間成長量から推計しました。

○ 森林による温室効果ガス吸収量 : 約14 千t-CO₂ (市の総排出量の約0.04%)

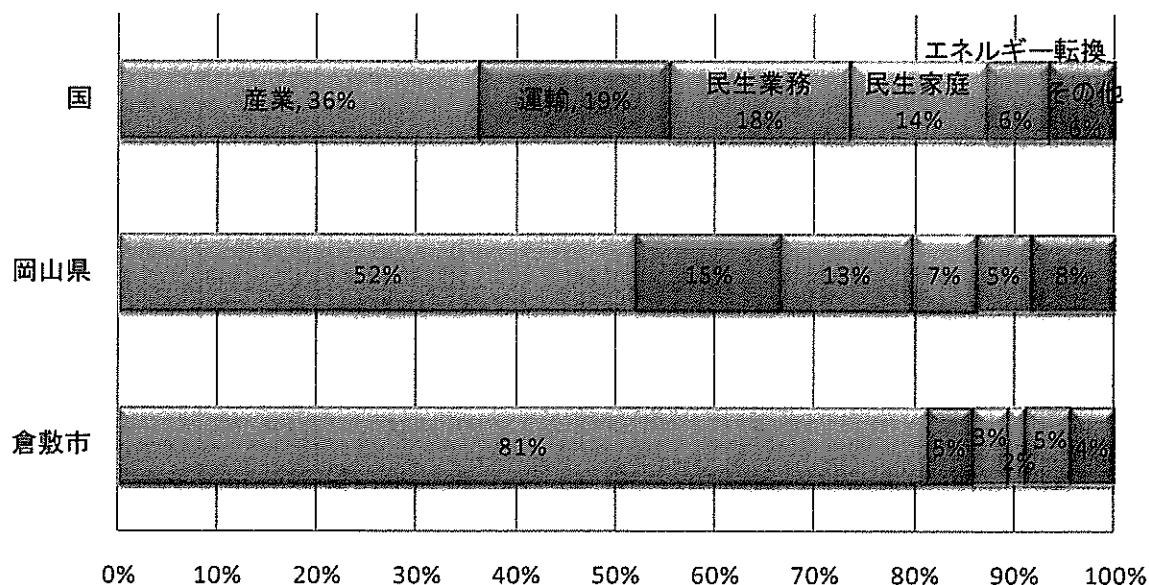
* : 持続可能な森林経営

森林生態系の維持、水源の涵養、土壌の流出防止、木材等の林産物の供給等、森林が保有する様々な機能を適切な管理等によって永続的に活用する森林経営形態。京都議定書は、森林による温室効果ガスの吸収量を、温室効果ガスの排出削減量として移転・獲得できるとしている。

(3) 倉敷市の温室効果ガス排出量の特徴

本市は日本有数の工業地帯である水島コンビナートを有していることから、産業部門の温室効果ガス排出量が市全体の約81%（国の2.2倍、県の1.6倍）と極めて高く、全国的に見ても特徴的な排出構造となっています。

なお、本市の産業部門における排出量のうち、9割以上が水島コンビナートからの排出となっています。



※国の排出量：日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2009年4月）より
 ※岡山県の排出量：工業統計、エネルギー消費統計等、各種統計を用いて推計

図 4-2 市の排出構成（国・県との比較）

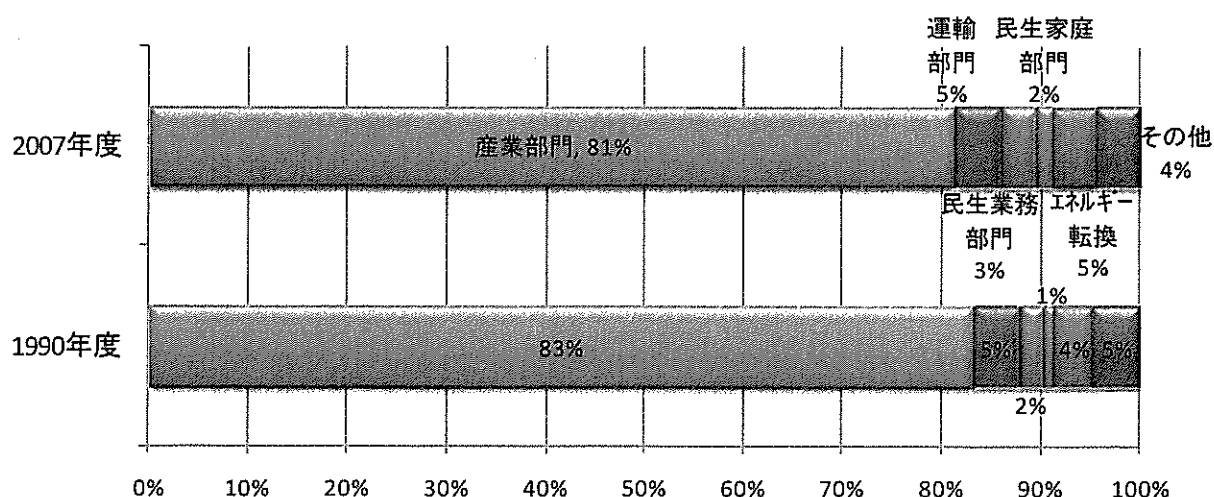


図 4-3 市の排出構成の推移

1) 産業部門

主要4部門の中では、産業部門の排出量が、1990年度以降唯一減少傾向にあります。製造業の排出量は、エネルギー原単位の低減努力等により、2007年度には1990年度比で3.2%減少しています。

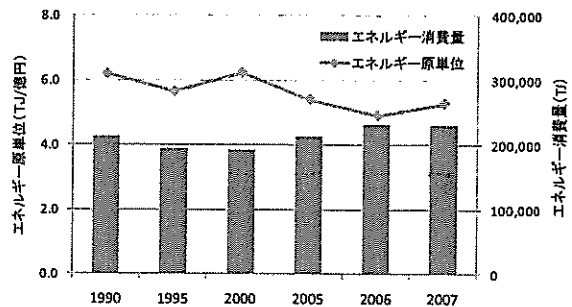


図 4-4 市の製造業の排出量、エネルギー原単位

2) 運輸部門

運輸部門では、1990年度から2007年度までの自動車からの排出増加分と船舶からの排出減少分がほぼ相殺され、全体として微減しています。

自動車からの排出量増加の一因として、市民一人当たり自動車保有台数が増加し(0.30台/人から0.56台/人)、自動車の利用頻度が増えたことが考えられます。

表 4-2 市の運輸部門の排出量推移

運輸部門	1990年度	2007年度	
	排出量 (t-CO2)	排出量 (t-CO2)	増減率 (%)
運輸部門	1,866	1,847	▲1%
自動車	771	895	16%
船舶	1,077	935	▲13%
鉄道	18	18	0%

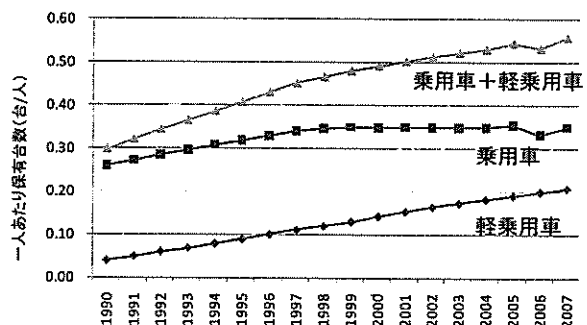


図 4-5 市の一人当たり自動車保有台数

3) 民生業務部門

民生業務部門では、1999年度～2007年度の間には電力消費量が約24%増加しており、電気に代表されるエネルギー需要の伸びが排出量変化に影響しているものと推測されます。

その一因として、商業施設や飲食・小売業の新規出店、店舗の大型化等による業務系延べ床面積の増大に伴い、空調・照明需要が増加したことが考えられます。

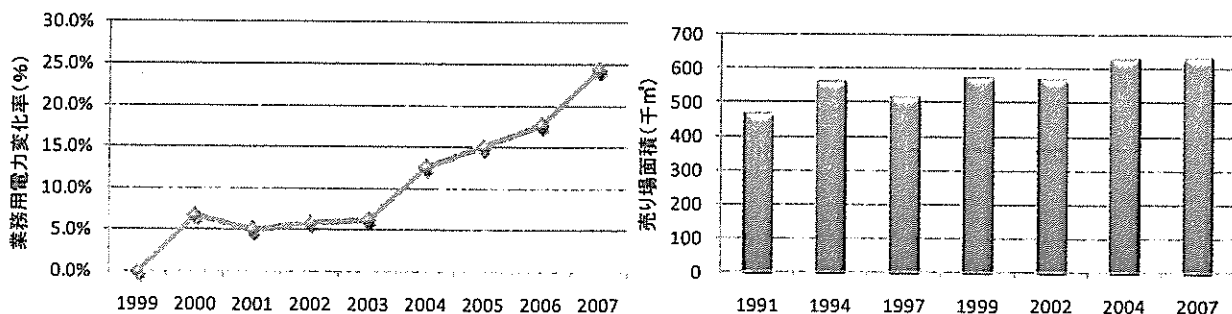


図 4-6 市の業務用電力変化率 (左)、売り場面積 (右) の推移

4) 民生家庭部門

民生家庭部門における電力需要は、近年増加傾向にあります。その一因として、世帯数の増加や、利便性・快適性を求めるライフスタイルへの変化等に伴い、エアコンやテレビ等の家電製品の普及が広まったことが考えられます。

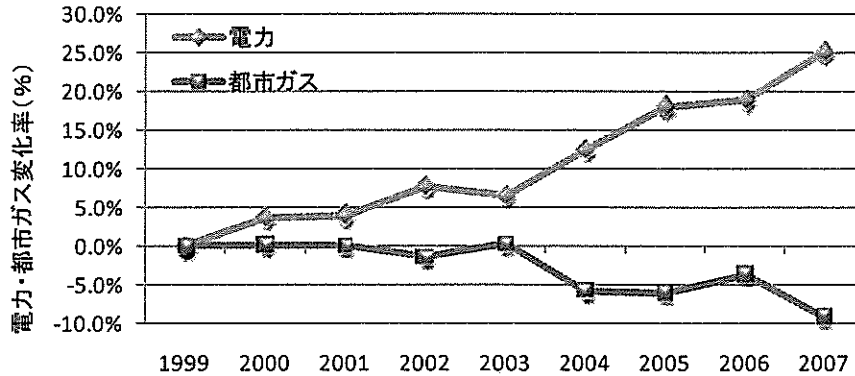
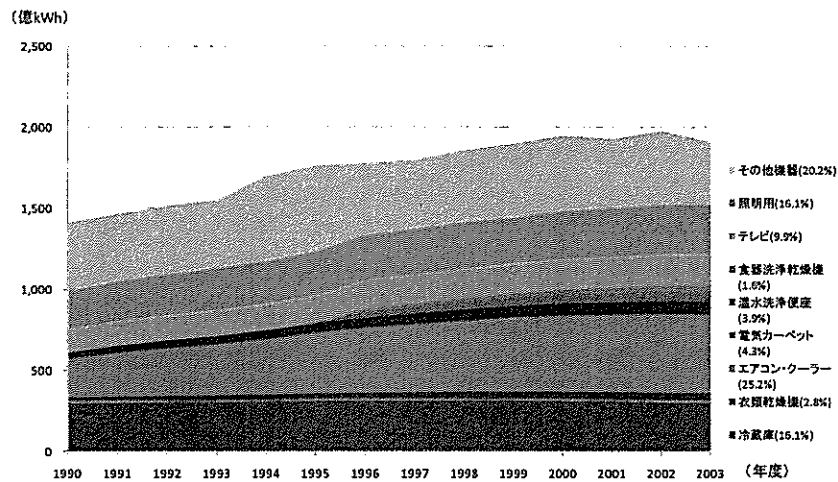


図 4-7 市の電力・都市ガス変化率



【出典】資源エネルギー庁「電力需給の概要」

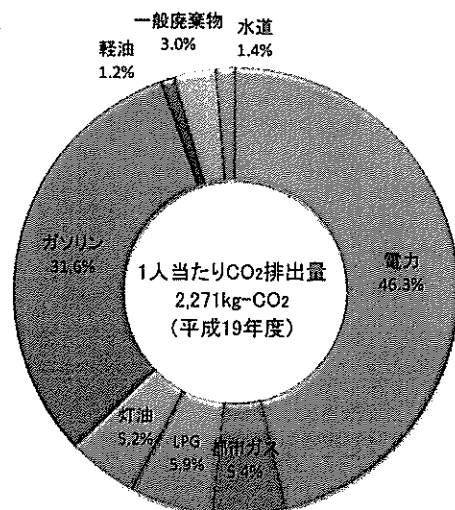
図 4-8 家庭の電力消費の推移 (全国)

<コラム3> 家庭における一人当たりのCO2排出量

本市の一般家庭（自家用車を含む）における一人当たりCO2排出量は2,271 kg-CO2となっています。

このうち、電力消費に伴うCO2排出量が46.3%と最も多く、次いでガソリン（自家用車）使用に伴う排出（31.6%）となっています。

一般家庭での地球温暖化対策への取組は、エアコンや冷蔵庫等の家電製品の省エネルギー化や、エコドライブの推進による燃料使用量の削減が効果的と考えられます。



2. 温室効果ガス排出量の将来予測

(1) 予測方法

本市における将来の温室効果ガス排出量を予測するに当たり、部門毎の排出量増減への影響因子として以下に示す指標を用いました。

○ 部門毎の温室効果ガス将来推計指標

- 産業部門（製造業）： 製造品出荷額等推移
- 産業部門（非製造業）： 就業者数推移
- 運輸部門（車両）： 車種別車両保有台数推移
- 運輸部門（船舶）： 船舶乗降人員推移及び船舶貨物量推移
- 民生業務部門： 就業者数推移
- 民生家庭部門： 世帯数推移
- エネルギー転換部門： 製造品出荷額等推移
- 工業プロセス部門： 製造品出荷額等推移
- 廃棄物部門： 市の一般廃棄物焼却量推移

(2) 予測結果

温室効果ガス将来推計指標により推計した今後の温室効果ガス排出予測を下図に示します。

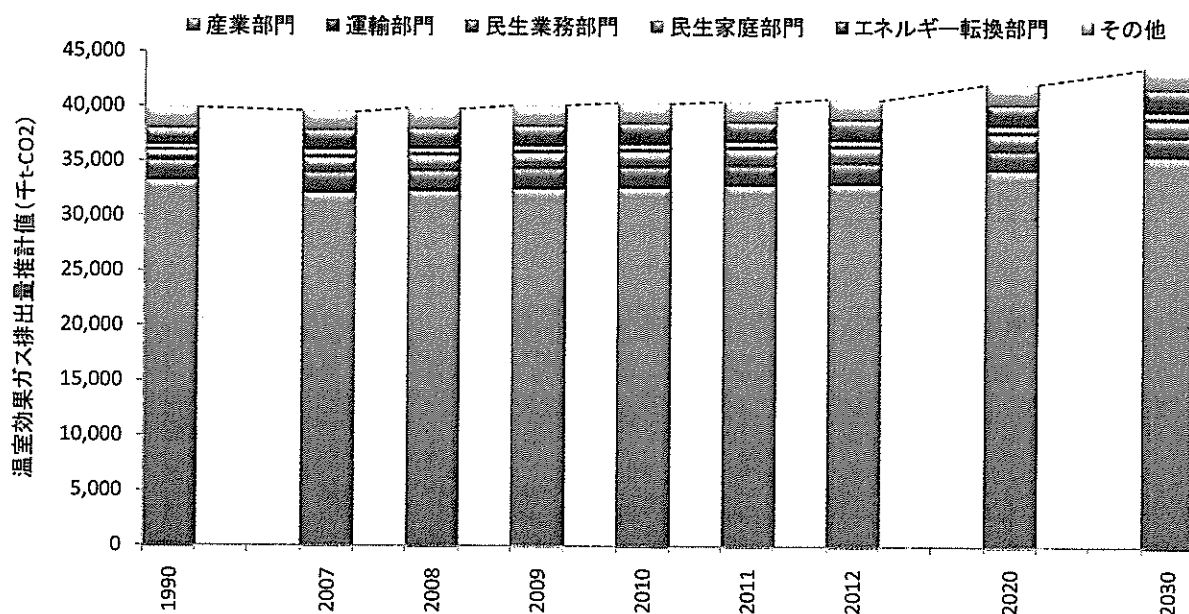


図 4-9 市の温室効果ガス排出量の推移及び将来予測（1990～2030 年度）

また、1990年度、基準年（2007年度）及び目標年（2012年度、2020年度）の温室効果ガス排出量の予測結果は下表のとおりです。

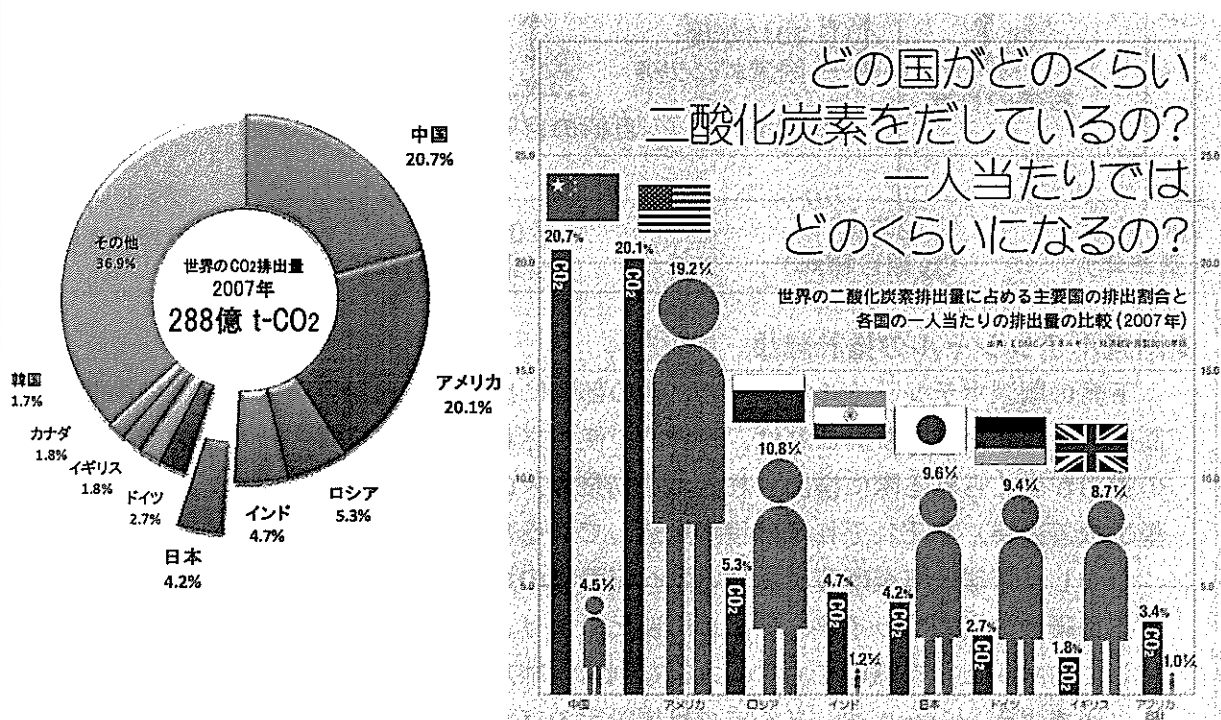
表 4-3 市の温室効果ガス排出量

排出源	1990年度	2007年度		2012年度		2020年度	
	1990年度排出量 (千t-CO ₂)	2007年度排出量 (千t-CO ₂)	1990年度比 (%)	2012年度排出量 (千t-CO ₂)	2007年度比 (%)	2020年度排出量 (千t-CO ₂)	2007年度比 (%)
産業部門	33,201	32,128	▲3.2%	32,996	2.7%	34,218	6.5%
運輸部門	1,866	1,847	▲1.0%	1,878	1.7%	1,883	2.0%
民生部門	1,420	2,057	44.9%	2,137	3.9%	2,237	8.7%
業務	917	1,383	50.7%	1,437	4.0%	1,511	9.3%
家庭	502	674	34.2%	699	3.7%	726	7.7%
エネルギー転換部門	1,561	1,794	15.0%	1,843	2.7%	1,912	6.5%
その他	1,888	1,746	▲7.5%	1,792	2.6%	1,856	6.3%
総排出量	39,935	39,573	▲0.9%	40,646	2.7%	42,105	6.4%

<コラム4>世界と日本の温室効果ガス排出状況

世界全体の温室効果ガス排出量は、2007年（平成19年）で288億トン（※CO₂換算）に上っています。CO₂の排出上位国は、1位：中国（20.7%）、2位：アメリカ（20.1%）、3位：ロシア（5.3%）、4位：インド（4.7%）、5位：日本（4.2%）となっています。

国民一人当たりの排出量で見ると、先進国に対して中国・インド等の途上国での排出量は小さく、日本に対して中国、インドは1/2以下となっています。



【出典】EDMC/エネルギー・経済統計要覧2010年版
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

図 主要排出国のCO₂排出状況及び一人当たり排出量

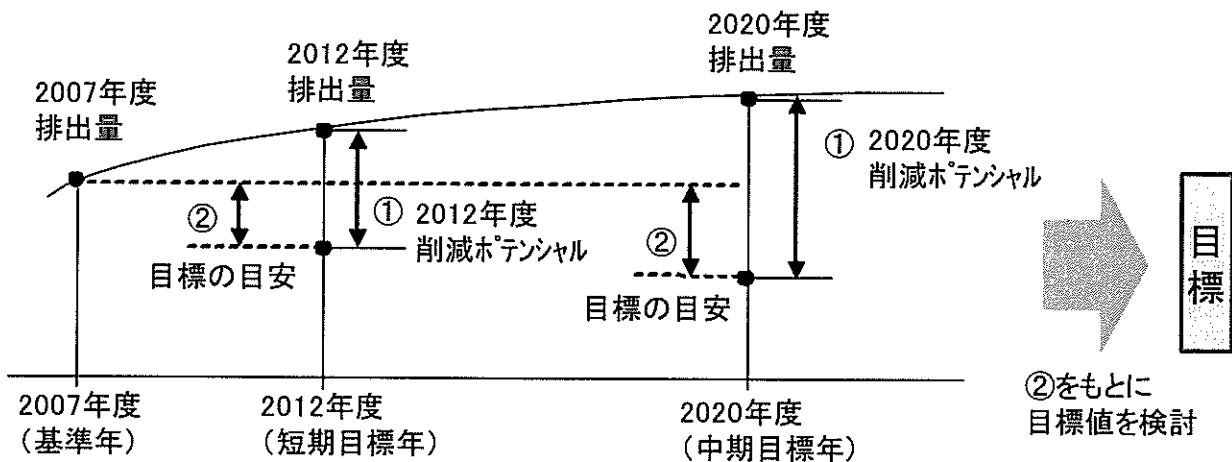
第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 短期目標・中期目標

(1) 削減目標の設定手法

削減目標の設定に当たっては、まず、本市の地域特性や産業構造、市民生活や地域経済への影響等を勘案しつつ、現在の技術等から見て実現可能な対策を最大限講じた場合に、各目標年（短期：2012年度、中期：2020年度）時点において削減が見込まれる温室効果ガス排出量を「削減ポテンシャル」（下図①）として算出しました。

次に、各目標年において「削減ポテンシャル」を差し引いた排出量から基準年（2007年度）ベースで見た場合の削減量を算出し、それを削減目標の目安（下図②）とした上で、市全体の排出量に占める産業部門の割合が全国平均の約2倍という排出構造や目標達成の可能性等を踏まえて設定しました。



◆削減ポテンシャルの推計結果

下表の削減ポテンシャルを見ると、他の部門に比べて民生業務・家庭部門の削減率が高いことがわかります。これは、両部門で使用される主なエネルギーが電力であり、その電力がつくられる際に排出される温室効果ガスの削減効果（電力会社によるCO2排出原単位改善効果）をそれぞれ半分程度見込んでいるためです。

しかし、店舗・事業所等における延べ床面積の増加や営業時間の長時間化、家庭における世帯数の増加やライフスタイルの変化により、両部門のエネルギー使用は大幅に増加しており、上記を除いてもなお大幅な削減余地があることが推測されます。

（※本ポテンシャルは、あくまで目標設定の参考として算定したものであり、必ずしも全ての対策を網羅しているわけではありません。）

<削減ポテンシャル>（目標年における削減率）

目標年	全体 (上記①に該当)	部門別（部門毎の排出量に対する削減率）			
		産業	運輸	民生業務	民生家庭
2012年度	▲8%	▲8%	▲4%	▲24%	▲28%
2020年度	▲17%	▲17%	▲14%	▲44%	▲53%

(2) 短期及び中期目標

◆短期目標

「2007年度を基準年として2012年度に温室効果ガスを6%削減*する」

* 1990年度比 6%削減

短期目標年である2012年度までの2ヵ年を中期目標の達成に向けた基盤づくりの期間と位置づけ、短期目標は、「2007年度を基準年として2012年度に温室効果ガスを6%削減する」こととします。

◆中期目標

「2007年度を基準年として2020年度に温室効果ガスを12%削減する」**

** 1990年度比 12%削減

中期目標は、「2007年度を基準年として2020年度に温室効果ガスを12%削減する」こととします。

また、各主体が目指すべき指標を明確にするため、部門別の削減目標を、産業部門▲12%、運輸部門▲11%、民生業務部門▲39%、民生家庭部門▲49%とします。

目標達成に向けては、短期目標年までの対策の継続に加えて、本市の特性を活かした対策を積極的に進めることとし、市域の低炭素技術や低環境負荷製品、その他支援・協力等が市域外の排出削減に寄与したことを確認できる場合は、対策の評価に含めることとします。

なお、本目標は、短期目標の達成状況を検証する時点において、検証結果や国内外の温暖化問題を取り巻く状況、社会的動向等を踏まえて見直しを行うものとします。

2. 長期目標

(1) 削減目標の検討手法

長期目標の設定に当たっては、本市が人口減少・少子高齢化の影響を受けつつも、一定の経済成長を維持する活力ある社会であること、地域の産業構成・都市計画の枠組みやエネルギーを使用する生活水準が現在と同等に維持されていることを前提としました。

その上で、今後、温室効果ガス削減に資する革新的な技術やまちづくりの手法が駆使されることにより、市域のあらゆる活動が低炭素化に向かい、目指すべき低炭素都市像を実現するという考えに立ち検討しました。

(2) 長期目標

2009年7月のラクイラサミットでは、洞爺湖サミットの「2050年までには世界全体の温室効果ガスを少なくとも50%削減する」目標を再確認するとともに、先進国全体で、80%以上削減する目標が合意されました。

本市としては、長期的に目指す将来像への道標として、「2007年度を基準年として2050年度に温室効果ガスの80%削減（※1990年度比▲79%）を目指す」ことを長期目標とし、全ての主体が率先して、あらゆる手法を用いて温室効果ガス削減に取り組むものとしします。

なお、今後、国内外の温暖化問題を取り巻く状況や社会動向等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとしします。

第6章 削減目標の達成に向けた施策

1. 計画の基本理念及び取組方針

(1) 基本理念

低炭素技術と環境にやさしい文化で未来を創る

市民・事業者・行政等全ての主体が、将来の世代に対して責任を持ち、率先して温暖化対策に取り組むことにより、環境と調和したまちをつくります。

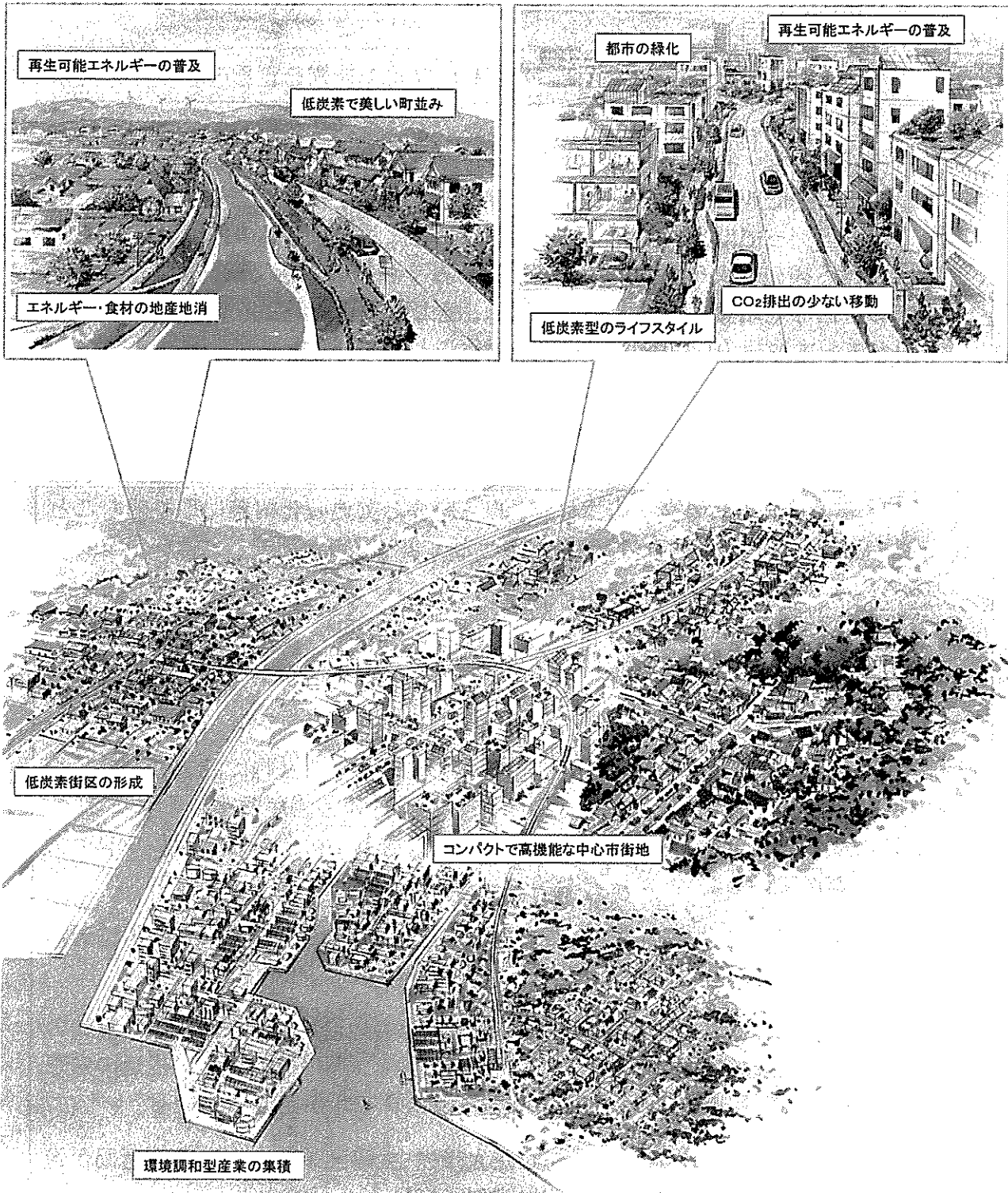
取組に当たっては、水島コンビナート地区等における産業の技術力、美観地区等における観光の文化発信力、各地に残る古くからの生活文化、太陽の恵み等、本市の豊富な地域資源を最大限に活用し、魅力ある低炭素都市の形成を図ります。

併せて、本取組の成果を国内外に広めることにより、世界的な温室効果ガス削減に貢献します。

<目指すべき低炭素都市のイメージ>

- 市民・事業者・行政等全ての主体が、自ら率先して温暖化対策に取り組むことに加えて、主体間の連携・協働を図ることにより、市全体で、大幅な温室効果ガス削減を実現している。
- 市内のあらゆる「ものづくり」において低炭素化が進んでいる。特に製造業は、高度な技術と高い環境性能を「強み」として国内外に競争力を有する環境調和型の産業形態へと転換している。
- 建築物（住宅・ビル等）の低炭素化や街区の緑化が進み、緑に囲まれた美しく住みよい環境が整備されている。中でも、歴史的建造物が多く残る地域では、景観に調和した低炭素技術や設備が導入され、美しい町並みを維持しつつ低炭素化が進んでいる。
- 徒歩・自転車・公共交通機関・電気自動車等、CO₂排出の少ない移動・輸送が定着している。
- 人々のくらしは、エネルギー・食材等地域資源の地産地消や、より環境負荷の少ない商品・サービスの選択、古き町家文化が持つ環境にやさしい生活の知恵等、ゴミとCO₂排出の少ない低炭素型ライフスタイルが定着している。
- 日照時間が長い本市の特性を活かした太陽光・太陽熱エネルギーの利活用が進み、地域で高いエネルギー自給率を実現している。
- 市内でつくられた低炭素型の製品やサービス、事業者・市民の持つ低炭素技術や環境にやさしい文化や知恵が、国内外に広まることで、世界中の温室効果ガス削減に寄与している。

<目指すべき低炭素都市のイメージ図>



(2) 取組方針

基本理念に基づき、本市の特性を踏まえて5つの取組方針を定め、地球温暖化対策に取り組んでいきます。

<4つの「クール」と1つの「ホット」>

① ～ものづくりを「クール」に～ <環境調和型産業への転換>

- 高度な生産技術と企業間連携によるものづくりの低炭素化を進め、国内外に競争力を備えた環境調和型産業形態へと転換します。
- ものづくりを通じた世界の温室効果ガス削減を目指します。

② ～まちを「クール」に～ <低炭素型まちづくりの推進>

- 高機能・低炭素型のまちづくりを推進します。
- 車両の低炭素化を図るとともに、徒歩や自転車、公共交通機関による移動を主とする低炭素型の交通体系をつくります。
- 再生可能エネルギーの積極的利用で、資源・エネルギー循環型の社会をつくります。
- 市域の緑化を推進し、緑あふれるまちをつくります。

③ ～暮らしを「クール」に～ <低炭素型ライフスタイルへの転換>

- ものを大切にし、自然を大事にする、環境にやさしい生活様式の浸透を図ります。
- 快適さと高い省エネルギー性能を兼ね備えた住空間づくりを推進します。

④ ～観光を「クール」に～ <環境調和型観光地づくりの推進>

- 環境に配慮した観光地づくりを推進します。
- 人と環境にやさしいおもてなしで観光振興を図ります。

⑤ ～つながりを「ホット」に～ <主体間交流・連携の強化>

- 市内のあらゆる主体が活発に交流し、皆が連携・協力して温暖化対策に取り組める環境をつくります。

2. 各主体の役割

地球温暖化対策の取組は、市民・民間団体、事業者、行政等の各主体が自ら率先して行動するとともに、主体間が相互に連携・協力を図ることが重要です。

なお、各主体には次のような役割が期待されます。

(1) 市民・民間団体

地球温暖化問題の解決には、市民一人ひとりが高い意識と強い意思のもとに行動することが最も重要です。

現代の快適で便利な生活様式が地球温暖化の一因となっていることを理解した上で、これまでの資源やエネルギーを大量消費する生活様式を見直し、家庭や職場において継続的に取り組める地球温暖化対策を着実に実践していくことが求められます。

また、現在市内では、経済団体やNPO、町内会や子供会、老人クラブ等、様々な民間団体が、温暖化対策に関する普及啓発活動を行っています。これら民間団体には、地域に根ざした活動の推進とともに、市民・事業者・行政の取組をつなぐ役割が求められます。

(2) 事業者

事業者は、環境関連法令の遵守にとどまらず、事業活動が地球環境や社会に与える影響を十分認識した上で、CSR（企業の社会的責任）を意識した環境配慮行動が求められます。

特に、本市では温室効果ガス排出量に占める産業部門の割合が極めて大きいことから、新たな低炭素技術の開発・導入や、消費・廃棄段階での排出抑制に寄与する環境性能の高い製品の生産のほか、物流に係る温室効果ガスの削減等、事業活動全般での省エネルギー・省資源化を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

(3) 行政

行政は、市域の総合的な地球温暖化対策の推進者として、自ら率先して排出抑制に取り組むとともに、市民や事業者が進んで、また、連携・協力して温暖化対策に取り組むための環境づくりを行う必要があります。

そのため行政は、本計画において市民や事業者に目指すべき低炭素都市像を示し、実現に向けた各主体の取組を支援するとともに、行政のあらゆる事務や事業において、直接的な排出抑制のみならず、低炭素社会づくりを意識した施策の展開が求められます。

3. 温室効果ガス削減に向けた施策について

(1) 施策の位置づけ（※P56「倉敷市の施策体系」参照）

5つの取組方針に基づき行う施策は、取組の重要度や優先度、地域特性等に基づき、重点施策である<クールらしき80>プロジェクトと一般施策との2つに分類しています。

なお、中期目標達成の確実性を向上させるため、各施策のうち削減ポテンシャルの算定項目に含まれる一部の重点施策について、成果指標及び目標値を設定しています。本計画の策定段階において検討段階にある施策や、定量的な目標設定が困難な施策等については、成果指標及び目標値を設けていませんが、実施主体において、計画的な取組の推進に努めることとします。

■ <クールらしき80>プロジェクト（重点施策）

<クールらしき80>プロジェクトは、低炭素都市の実現を目指し、取組方針に基づいて行う取組であり、地域特性を活かしつつ、温室効果ガス削減の波及効果・先進性が高い施策のうち、重点的に取り組む施策をまとめたものです。

なお、「クール（COOL）」には、「冷やす」、「涼しくする」といった意味の他にも、「すてきな」、「かっこいい」という意味が含まれていることから、本名称には、自ら率先して温暖化対策に取り組み、快適で過ごしやすいクールなくらしを実現することと、そうした取組を通じて世界が認めるクールな低炭素都市くらしきを実現するという思いを込めています。また、「80」は長期目標の数値を低炭素都市の実現に向けた象徴的な数字として用いています。

プロジェクト1 世界に誇る「環境調和型コンビナート」の形成

本市には、我が国の基幹産業として世界で活躍する製造業が集積する国内有数のコンビナートがあり、我が国の成長と地域経済を力強く支えています。

一方、この地域から排出される温室効果ガスは、本市の総排出量の8割程度を占めており、本市が持続可能な低炭素都市の形成を実現するためには、水島コンビナート企業の取組が必要不可欠です。

本プロジェクトでは、水島コンビナート企業の持つ高い技術力を活用して、資源やエネルギーの高度利用による温室効果ガスの排出削減を一層進めるとともに、新たな環境ビジネスの創出を活発化し、環境調和型製造業の集積を進めることで、地域全体の環境競争力を高め、国内外に競争力を備えた環境調和型コンビナートの形成を図ります。

プロジェクト2 中小事業者の環境経営支援「ものづくりエコサポート」の推進

本市では、製造業や農林水産業に従事する多くのものづくり中小事業者が生産活動を行っており、水島コンビナート企業とともに地域経済の発展の一翼を担っています。

本プロジェクトでは、地域から地球環境を考え、行動する中小事業者の環境経営を行政、大企業、金融機関、経済団体が連携して支援することで、市内の産業部門全体における温暖化対策の底上げを図ります。

プロジェクト3 低炭素なまち「クールタウン」形成の推進

プロジェクト4 太陽エネルギーを活かしたまちづくり「太陽のまちプロジェクト」の推進

現在、地球温暖化対策に当たっては、「再生可能エネルギーの利用」や「次世代型エコカー」の普及等が有効とされており、国内のみならず世界的な普及が進んでいるところです。

本市は、年間を通じて日照時間が多いという恵まれた気候条件や、電気自動車の生産地である等、温暖化対策の鍵となる特性を有しており、これらの地域特性を活かしたまちづくりが、低炭素都市の形成に必要と考えます。

本プロジェクトでは、低炭素都市の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働・連携による温暖化対策を通じたまちづくりを推進するため、太陽エネルギー機器や電気自動車の全市的な普及拡大に取り組むとともに、一定街区において低炭素都市づくりの有望な種となりうるような先進的な取組を実施します。

プロジェクト5 環境にやさしい生活様式「良^{りょうかん}環スタイル」の推進

低炭素社会の実現に向けては、市民一人ひとりが地球温暖化問題に対する意識を高め、実際に行動することが、大きな推進力となります。

民生家庭部門における我が国の温室効果ガス排出量は大幅な増加傾向にあり、本市においても、限りある資源とエネルギーを大切に、自然環境との調和を図る、環境にやさしい生活様式の普及が必要不可欠です。

本プロジェクトでは、市民の温暖化対策の意識・意欲を向上させ、実際に取り組む人を一人でも多く増やすため、環境負荷の少ない家庭用省エネルギー・再生可能エネルギー機器の導入や、高断熱で自然素材を使用した環境にやさしい住宅の普及、地域の生活文化や知恵を活かした環境学習の実施を推進します。

(※P31 <コラム5>を参照)

プロジェクト6 人と環境にやさしいおもてなし「エコころ観光」の推進

本市は、年間約555万人の観光客が訪れる日本有数の観光都市であり、観光を通じて本市の低炭素技術や環境にやさしい文化を伝えることは、その波及効果を考えた場合、非常に有効であると考えます。

本プロジェクトでは、環境にやさしい、心のこもった温かいおもてなしで、エコを実感しながら観光を楽しめる環境を整えるため、電気自動車を活用した観光に伴う移動の低炭素化や、環境にやさしい体験型観光イベントや観光関連商品・サービスの企画開発・実施等を推進します。

プロジェクト7 主体間連携を強化する「エコの環^わづくり」の推進

低炭素都市の形成を目指す本計画の推進に当たっては、市民・事業者・行政が協働・連携して取り組む必要があります。

本プロジェクトでは、市民が温暖化対策活動に取り組みやすい環境をつくるとともに、各主体が連携して温暖化対策に取り組める環境整備を行い、取組の円滑な推進を図ります。

■ 一般施策

<クールらしき80>プロジェクトに次いで重要度や優先度の高い施策、<クールらしき80>プロジェクトの補足的施策、あるいは本市の特性等によらず普遍的な施策をまとめたものです。

<コラム5>良寛和尚とエコライフ

プロジェクト5の「良^{りょうかん}環スタイル」には、良寛和尚の名前をかけて、環境にやさしい生活に対する思いをこめています。

良寛和尚は、新潟県で生まれ、出家後、倉敷市玉島地区の円通寺で国仙和尚に師事し、その後も全国を行脚しながら、自らの質素な生活を示して庶民に仏法を説いたといわれています。自然を愛し、自然とともに生きるライフスタイルは、多くの人々の共感を得ました。

「焚(た)くほどは 風がもて来る 落葉かな」(火を燃やすのに十分な落ち葉は、風が持ってきてくれる)という歌は、そのような良寛和尚の生き方をよく表していると言えます。

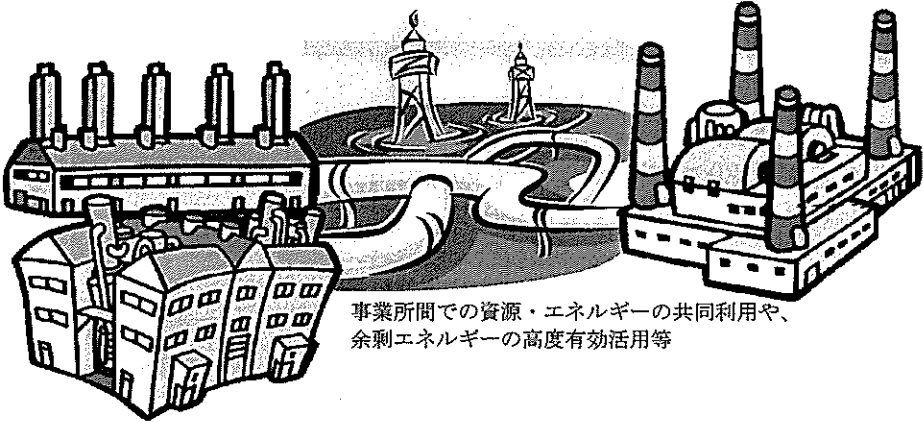


(2) 施策の内容

1) ～ものづくりを「クール」に～ <環境調和型産業への転換>

① <クールらしき80>プロジェクト (重点施策)

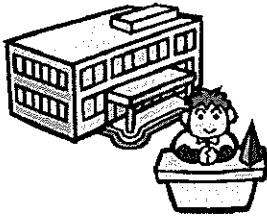
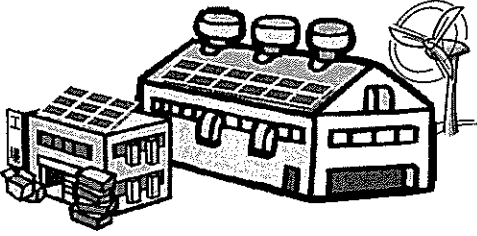
プロジェクト1 世界に誇る「環境調和型コンビナート」の形成

<p>名称・ テーマ</p>	<p>1-1 エネルギー・資源の高度利用推進</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業者・行政</p>
<p>概要</p>	<p><概要> 水島コンビナートの企業間における資源・エネルギーの相互融通や、副生成物・廃棄物・未利用エネルギー等の高度活用を促進し、コンビナート全体での資源・エネルギー利用の最適化を積極的に推し進めることで、国際競争力強化やエネルギーセキュリティー*の確保をしつつ、温室効果ガスの削減を図る。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業間高度連携システムの構築 企業間を結ぶエネルギーパイプラインをはじめとした高度利用システムの構築を推進し、企業間相互エネルギー利用や未利用エネルギー活用の推進を図る。 ○ 低炭素・低コストの資源・エネルギーへの転換 未利用・再生可能エネルギーの利用拡大や、副生成物や廃棄物を有効活用する革新的な製造プロセスの開発・導入を推進し、低炭素で低コストの資源・エネルギー利用への転換を図る。 <div style="text-align: center;">  <p>事業所間での資源・エネルギーの共同利用や、 余剰エネルギーの高度有効活用等</p> </div> <p><市の推進策></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ コンビナート企業及び関係機関（国・県）との連携・推進体制の構築 ➢ 未利用エネルギー活用、企業間相互エネルギー融通等、エネルギー高度利用化実現に向けた可能性調査の検討 <p>(参考) 国等の関係施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 補助制度（コンビナート連携石油安定供給対策事業等）の活用 ➢ 特区制度の活用

取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
企業間高度連携システムの構築		検討 実施	支援	検討・実証		実施
低炭素・低コストの資源・エネルギーへの転換		検討 実施		検討	実施	
成果指標：高度利用を行う水島コンビナート企業の割合 目標値：2020年度時点で8割到達（温室効果ガス排出量ベース）						

*：エネルギーセキュリティー

政治、経済、社会情勢の変化等に過度に反応することなく、エネルギーを安定的に確保すること。

名称・テーマ	1-2 環境関連産業の創出推進
実施主体	行政
概要	<p><概要></p> <p>水島コンビナート地区を中心として、環境関連事業者の新規立地を推進するとともに、温室効果ガス削減に資する新技術の研究開発や設備投資を推進し、環境関連産業の創出による環境調和型産業の集積を図る。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境関連産業新規立地支援制度の検討 市内に新規立地を行い、省エネルギー化や低炭素化に配慮した事業活動を展開する事業者に対する支援制度の創設について検討する。 ○ 低炭素技術開発等促進支援制度の検討 温室効果ガス削減効果の高い新技術・革新的技術の研究開発や、新たな設備導入、施設の改修等に対する支援制度の創設について検討する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>行政</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>事業者</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">環境関連事業の推進 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー化の推進 ・再生可能エネルギーの導入 ・新技術の研究開発や導入等 ・資源・エネルギーリサイクルの推進 <p><市の推進策></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 補助制度の創設検討 <p>(参考) 国等の関係施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 省エネルギー機器等への設置補助

取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
環境関連産業新規立地支援制度の検討			検討 実施	検討	実施	
低炭素技術開発等促進支援制度の検討			検討 実施	検討	実施	

プロジェクト2 中小事業者の環境経営支援「ものづくりエコサポート」の推進

名称・テーマ	1-3 中小企業の環境経営支援
実施主体	事業者・行政
概要	<p><概要></p> <p>中小企業における環境経営（省エネルギー・省 CO2 対策等）を促進するため、官民連携のもと省エネルギー技術の供与や人材育成、融資等の各種支援を行う。 また、中小企業の自主的な取組を促進するため、評価制度や情報提供等を通じて普及啓発を行う。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の環境経営支援 官民連携のもと中小企業の環境経営を支援するネットワークを構築し、大企業による省エネルギー技術の導入支援、行政・経済団体等による環境セミナーの実施や環境マネジメントシステムの導入支援、行政・金融機関による環境配慮型融資等により、中小企業の温暖化対策を促進する。 ○ 中小企業の取組を促進する仕組の検討 温暖化対策に積極的に取り組む中小企業に対して、行政や経済団体等が表彰やエコ認定等を行い、広くPRすることで、取組意欲の向上を図る。 <p><市の推進策></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中小企業支援ネットワークの構築 ➢ 省エネルギー改修に向けた融資制度の検討 ➢ エコ活動評価制度の検討

	(参考) 国等の関係施策 > 省エネルギー対策への補助 > 国内クレジット制度や自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS) の実施 > 相談窓口の設置 > 省エネルギー事例 (ベストプラクティス) の紹介					
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
中小企業の環境経営支援		実施	検討 実施	検討	実施	
中小企業の取組を促進する仕組の検討		実施	検討 実施	検討	実施	

② 一般施策

1-4	法令等による事業者の取組促進					
<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法に基づくエネルギー管理の適正化を推進する。 温対法に基づく CO₂ の排出抑制を推進する。 温対法の温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度や倉敷市環境保全協定等を活用した産業部門の取組促進を図る。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
省エネ法への対応 (エネルギー原単位改善、定期報告、中長期計画の提出等)		実施	実施	実施		
温対法への対応 (排出抑制指針に基づく事業活動、定期報告等)		実施	実施	実施		
倉敷市環境保全協定等を活用した取組促進		実施	実施	実施		

1-5	事業者による自主削減計画の推進					
<ul style="list-style-type: none"> ・ (社)日本経済団体連合会の「環境自主行動計画」やCSR報告書等、大企業の自主削減計画の着実な実施を推進する。 ・ 中小事業者における自主削減計画の策定を推進する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
自主行動計画の着実な実施		実施		実施	継続実施	
中小事業者における自主削減計画策定の推進		実施		実施		

1-6	高効率設備・機器・プロセス及び革新的技術の導入促進					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての事業者において、高効率な設備・機器・プロセスの積極的導入を進めることに加えて、大企業における革新的な技術の導入を促進する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
高効率設備・機器・プロセスの導入促進		実施	支援	実施		
革新的技術の導入促進		実施	支援	検討	実施	

1-7	再生可能エネルギーの導入促進					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての事業者において、太陽光エネルギーやバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの積極的導入を促進する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
再生可能エネルギーの導入		実施	支援	実施		

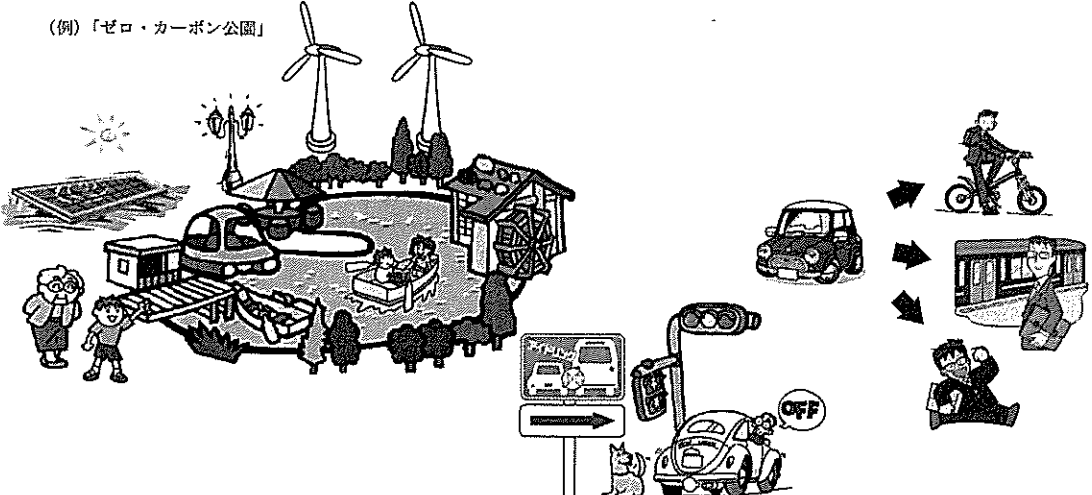
1-8	グリーン物流の推進					
<ul style="list-style-type: none"> 荷主企業と物流業者が協力・連携のもとモーダルシフト（低炭素型輸送・交通手段への転換）や低燃費車の導入等を進め、物流の低炭素化を推進する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
モーダルシフトの推進		実施	支援			
低燃費車両への移行		実施	支援			

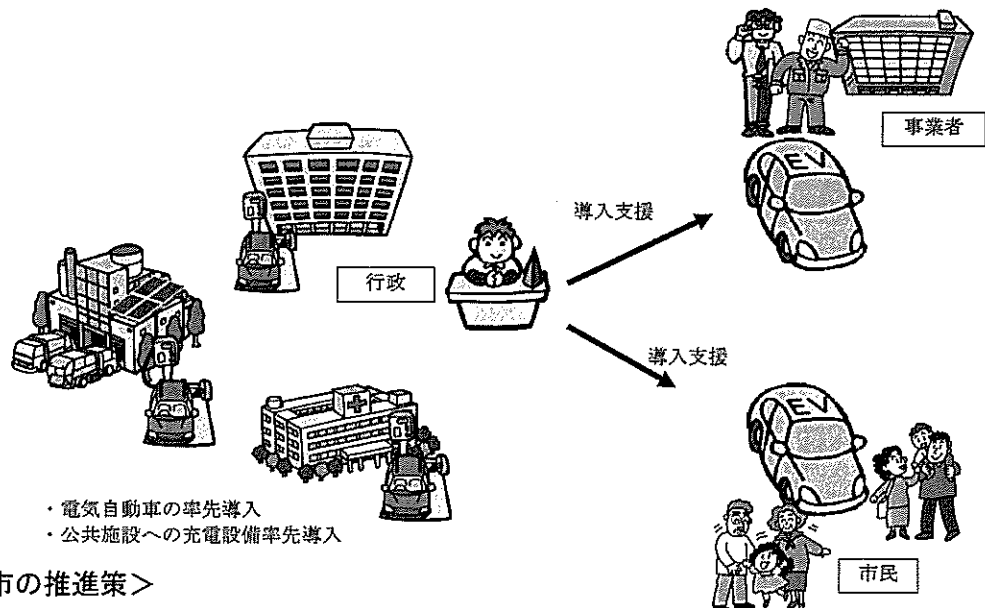
1-9	低炭素型商品（製品・サービス）の生産推進					
<ul style="list-style-type: none"> 全ての事業者において、製造時だけでなく、流通・物流や使用・廃棄に至るライフサイクル全体の環境負荷低減を意識したものづくりを推進する。 世界中の温室効果ガス削減に資する商品（製品・サービス）の生産を促進するため、環境性能評価制度を検討する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
ライフサイクルアセスメント（LCA）を活用した生産の推進		実施	支援			
環境性能評価制度の検討			検討			

2) ～まちを「クール」に～ <低炭素型まちづくりの推進>

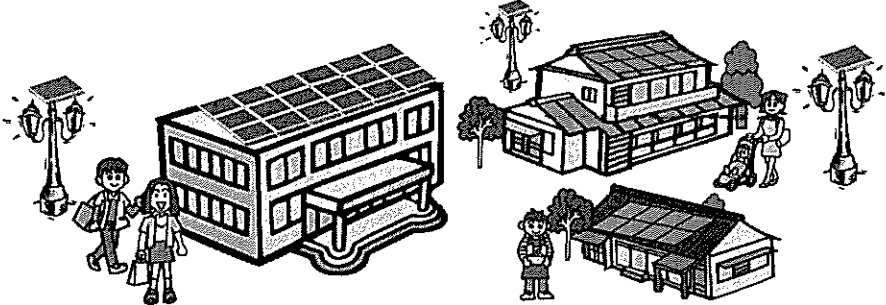
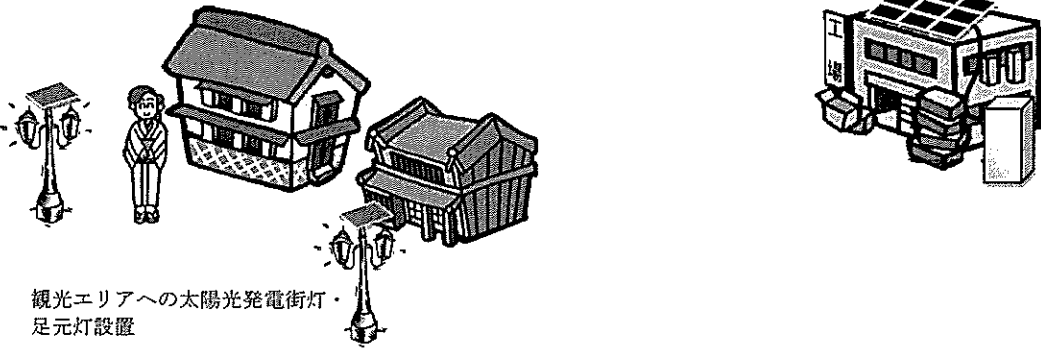
① <クールらしき 80>プロジェクト (重点施策)

プロジェクト3 低炭素なまち「クールタウン」形成の推進

<p>名称・テーマ</p>	<p>2-1 低炭素モデル街区の形成推進</p>					
<p>実施主体</p>	<p>行政</p>					
<p>概要</p>	<p><概要> 低炭素型まちづくりの先例となる先進的な取組を一定規模の街区単位で実証実験し、市民への啓発を図るとともに、効果の高いものについて、全市的な展開を図る。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「ゼロ・カーボン公園」の整備 市民に広く親しまれている公園施設に太陽光発電システム等の再生可能エネルギーや最先端の省エネルギー機器・設備を導入してゼロ・カーボン化するとともに、公園自体をそうした先進的な低炭素技術のショーケースとすることで、市民への温暖化・エネルギー問題に対する啓発を図る。 ○ 「エコモビリティ」の面的普及 公共交通機関や徒歩・自転車によるエコ移動や、アイドリングストップ等のエコドライブを重点的に行う街区を設定し、実証事業等を通じて環境負荷の少ない移動の面的普及を図るとともに、地域における効果的なモビリティマネジメントのあり方を検討する。 <p>(例)「ゼロ・カーボン公園」</p>  <p><市の推進策></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 産学官連携によるモデル事業の実施 ➢ 市民・事業者への周知及び普及啓発 <p>(例)「エコモビリティ」の面的普及</p>					
<p>取組例</p>	<p>実施主体の役割</p>			<p>ロードマップ</p>		
<p>「ゼロ・カーボン公園」の整備</p>	<p>市民</p>	<p>事業者</p>	<p>行政</p>	<p>短</p>	<p>中</p>	<p>長</p>
<p>「エコモビリティ」の面的普及</p>			<p>検討 実施</p>	<p>検討</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>
			<p>検討 実施</p>	<p>検討・実証</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>

名称・ テーマ	2-6 電気自動車（EV）の普及推進					
実施主体	事業者・行政					
概要	<p><概要> EVの生産地として、産学官が連携のもとEVの普及に向けたインフラ整備やモデル事業等を行う。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ EV利用環境の整備 EV及び充電設備を率先的に導入することで、市域のEV走行環境を整備する。 ○ モデル事業の実施 平成22年度に実施したEV貸出事業等、普及に資するモデル事業を、岡山県電気自動車等普及推進協議会と連携のもと実施する。 <div style="text-align: center;">  <p>・電気自動車の率先導入 ・公共施設への充電設備率先導入</p> </div> <p><市の推進策></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ EV及び充電設備の率先導入 ➢ 岡山県電気自動車等普及推進協議会との連携 ➢ EV及び充電設備の導入補助 ➢ 市民・事業者への導入啓発や補助制度等の情報配信 <p>(参考) 国等の関係施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ EV及び充電設備の導入補助 ➢ メーカーへの電気自動車開発への要望 					
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
EV利用環境の整備	市民	事業者 実施	行政 検討 実施	短 検討	中 実施	長
モデル事業の実施		検討 実施	検討 実施	検討・実証	実施	
成果指標：電気自動車保有台数 目標値：2020年度時点で14,600台						

プロジェクト 4 太陽エネルギーを活かしたまちづくり「太陽のまちプロジェクト」の推進

<p>名称・ テーマ</p>	<p>2-9 太陽エネルギー（太陽光、太陽熱）の利用推進</p>
<p>実施主体</p>	<p>市民・事業者・行政</p>
<p>概要</p>	<p><概要></p> <p>日照条件に恵まれた本市の特性を活かして、公共施設・住宅・工場・事業所・大規模集客施設等あらゆる場所での太陽光発電システム・太陽熱温水器等の導入を促進し、全国有数の太陽エネルギー利用都市を目指す。</p> <p>利用促進にあたっては、官民が連携のもと、導入対象や地域の実情を踏まえた促進策を検討する。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉敷市太陽エネルギー普及推進協議会の設置検討 官民が連携・協力して市全域の太陽エネルギー普及推進を図る協議会（市民・事業者・行政等にて構成）の設置を検討する。 ○ 住宅用太陽光発電システム・太陽熱温水器の設置推進 ○ 公共施設への太陽光発電システムの設置推進 ○ 工場・事業所への太陽光発電システムの設置推進 ○ メガワットソーラー発電所の設置検討 遊休地等を活用した大規模太陽光発電施設の設置を検討する。 ○ 市民共同出資による「市民発電所」制度の検討 公民館や憩いの家等地域の活動拠点に、地域市民の出資による太陽光発電システム・太陽熱温水器を設置推進する制度を検討する。 ○ 観光エリアにおける太陽光発電街灯・足元灯の設置 ○ 公園への太陽光発電、太陽光発電街灯の設置推進 <div style="text-align: center;">  <p>住宅・公共施設・事業所への 太陽エネルギー導入</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>観光エリアへの太陽光発電街灯・ 足元灯設置</p> </div>

<p><市の推進策></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 倉敷市太陽エネルギー普及推進協議会の設置検討 ➢ 住宅用太陽光発電への設置補助 ➢ 市有施設への太陽光発電システムの率先的導入 ➢ グリーン電力証書制度を活用した導入支援策の検討 ➢ 市民への普及啓発及び事業者への設置要請 ➢ 住宅メーカーを通じた新築・既築住宅への設置啓発 ➢ 国への要望（全量買取制度、事業用太陽光発電の買取価格の値上げ等） ➢ 市民・事業者への設置啓発や補助制度等の情報配信 <p>（参考）国等の関係施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅用太陽光発電への設置補助 ➢ 太陽光発電の新たな買取制度（全量買取）の創設 ➢ 発電効率の向上に資する新技術開発支援 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
倉敷市太陽エネルギー普及推進協議会の設置検討	検討 実施	検討 実施	検討 支援	検討	実施	
住宅用太陽光発電システム・太陽熱温水器の設置推進	実施		支援	実施		
公共施設への太陽光発電システムの設置推進			実施	実施		
工場・事業所への太陽光発電システムの設置推進		実施		実施		
メガワットソーラー発電所の設置検討		検討 実施		検討	実施	
市民共同出資による「市民発電所」制度の検討	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討	実施	
観光エリアにおける太陽光発電街灯・足元灯の設置			検討 実施	検討	実施	
公園への太陽光発電、太陽光発電街灯の設置推進			検討 実施	検討	実施	
<p>成果指標：太陽光発電設備の設置規模 目標値：2020年度時点で住宅用 累計 28,000 件、事業用 累計 10,000kW</p>						

② 一般施策

2-2	コンパクトなまちづくりの推進					
<ul style="list-style-type: none"> 多核環状型の都市構造を活かしつつ、公共交通機関や徒歩・自転車による移動を主とする低炭素型都市への転換を図るため、公共交通機関沿線・まちなかへの居住促進や市街地における高密度な都市型生活圏の形成を推進する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
公共交通機関沿線・まちなかへの居住促進	実施		検討 実施	検討	実施	
高密度な都市型生活圏の形成推進		実施	検討 実施	検討	実施	
歩車分離、自転車道の整備			実施	実施		

2-3	大規模集客施設設置事業者による温暖化対策の推進					
<ul style="list-style-type: none"> 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の地域貢献活動をはじめとして、大規模集客施設の低炭素化や来客者への温暖化対策に関する普及啓発を推進する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
地域貢献活動の推進		実施	支援	実施		

2-4	建物・施設の省エネルギー・省CO ₂ 化の推進					
<ul style="list-style-type: none"> 住宅やオフィスビル等、建築物本体の断熱性能強化及び機器・設備の高効率化を推進する。 環境に配慮した建築物の普及促進を図るため、一定規模以上の建築物に対する環境性能評価制度を検討する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
建築物の断熱性能向上（省エネルギー改修、高断熱建築物の普及）	実施	実施	実施	実施		
高効率機器・設備への更新	実施	実施	実施	実施		
一定規模以上の建築物に対する環境性能評価の届出・公表制度の検討		実施	検討 実施	検討	実施	

2-5	屋外照明の省エネルギー化の推進					
<ul style="list-style-type: none"> LED等を使用した屋外照明器具の高効率化を推進するとともに、ライトダウンキャンペーン等を通じて事業者の自主的な点灯時間の短縮を推進する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
高効率照明器具（LED、HID*ランプ等）の導入	実施	実施	実施支援			
点灯時間の短縮（ライトダウンキャンペーン、屋外広告照明の深夜点灯の自粛等）		実施	実施			

* : HID (High Intensity Discharge lamp)
水銀灯やナトリウムランプ等の高輝度放電ランプの略称。

2-7	エコ移動の推進					
<ul style="list-style-type: none"> 自家用車の利用低減による交通の低炭素化を図るため、公共交通機関や自転車等の利用を促進する。 エコドライブ、ノーカーデー、乗り合わせ通勤等の普及を図る。 通勤バスやカーシェアリング等の新たな交通手段の導入を検討する。 民間企業や行政において、自転車や公共交通機関等の利用によるエコ通勤を促進するための通勤制度を検討する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
既存の公共交通機関のサービスレベルの向上（路線維持及び運行時刻の見直し等）		実施	検討支援			
乗り合わせ通勤、ノーカーデーの普及	実施	実施	実施			
新たな交通手段（通勤バス、シャトルバス、乗り合いタクシー、カーシェアリング等）の導入検討		検討 実施	検討 実施			
エコ通勤制度の導入検討		検討 実施	検討 実施			

2-8	移動車両の低炭素化の推進					
<ul style="list-style-type: none"> 自家用車をはじめとして、鉄道・バス・タクシー・レンタカー等あらゆる移動車両の低炭素化を推進する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
低公害車両（電気・ハイブリッド等）の導入推進	実施	検討 実施	検討 実施			

2-10	バイオマスエネルギーの利用促進					
<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の形成を図るため、「バイオマスタウン構想*」の策定等を通じて、地域の未利用バイオマス資源の利活用を促進する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
「バイオマスタウン構想」の策定 検討		検討 実施	検討 実施	検討	実施	
下水処理過程で排出される汚泥等の有効利用			検討 実施	検討	実施	
廃食油を原料としたBDFの利用 拡大		実施	実施	実施		
竹を原料とするペレット燃料、菜の花等の農作物によるバイオエタノールの生産		検討 実施	検討 実施	検討	実施	

*：バイオマスタウン構想

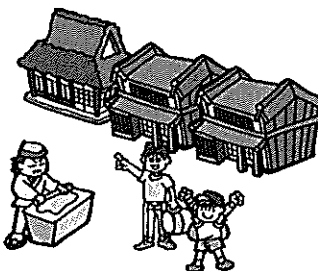
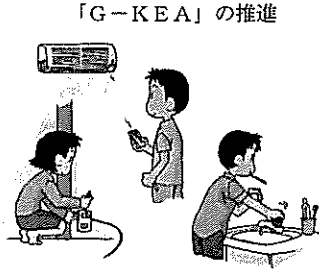
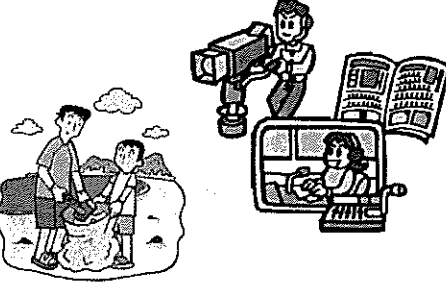
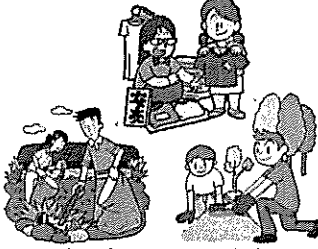
バイオマスの発生から利用までの総合的な利活用システムが構築された地域を指し、国が地域循環型社会の形成を目的として平成16年度より認定手続きを進めている。

2-11	都市緑化及び森林整備・保全の推進					
<ul style="list-style-type: none"> 緑のカーテン等の遮光効果による電気使用量の削減と温暖化対策の啓発を推進する。 ヒートアイランド対策として都市の緑化を推進し、市街地におけるクールスポットの創出を図る。 市内の森林や市外の水源涵養林において、森林吸収源としての適正な森林整備・保全を図る。 事業者や市民団体等の参加による持続的な森林保全活動の仕組を検討する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
緑のカーテン、住宅用生垣の普及 拡大	実施	実施	実施 支援	実施		
クールスポットの創出（校庭の芝生化、緩衝緑地・公園緑地の拡大、建物の屋上・壁面緑化の普及拡大等）		実施	実施	実施		
森林整備の推進	実施	実施	実施	実施		
持続可能な森林保全活動の仕組づくり	実施	実施	検討 実施	検討	実施	

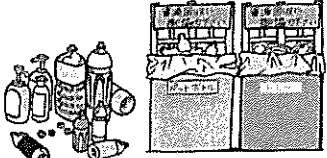


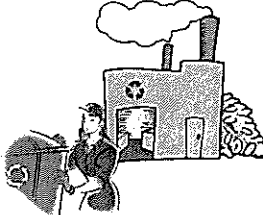
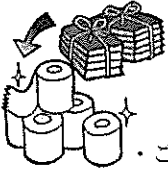

3) ～くらしを「クール」に～ <低炭素型ライフスタイルへの転換>

① <クールくらしき 80>プロジェクト (重点施策)

プロジェクト5 環境にやさしい生活様式「良^{りょうかん}環スタイル」の推進

<p>名称・ テーマ</p>	<p>3-1 CO₂の少ない生活様式の推進 (「グリーンくらしきエコアクション」)</p>
<p>実施主体</p>	<p>市民・事業者・行政</p>
<p>概要</p>	<p><概要></p> <p>平成 21 年度に倉敷市が策定したエコ活動の指針「グリーンくらしきエコアクション」(G-KEA)の内容を広く市民、事業者に周知するとともに、エコ活動への取組を促すことにより、ライフスタイルの変革を進め、温室効果ガス排出量の削減を図る。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境関連イベントを通じた普及 「STOP温暖化くらしき」や「くらしき環境フェスティバル」等の環境関連イベントを通じて、「G-KEA」の普及啓発を図る。 ○ G-KEA生活体験「町家のくらし」 美観地区等にある空き家をゼロエミッションハウスのショーケースとして改築し、最先端の省エネルギー技術の展示や環境にやさしい町家の生活様式の体験を通じて、市民が「G-KEA」の内容を学べる環境体験学習施設を整備する。 ○ 市の広報や地元メディア等を通じた情報発信 市のホームページや広報紙、ケーブルTV、コミュニティFM等、あらゆる媒体を通じて「G-KEA」の普及啓発を図る。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>環境にやさしい町家の生活様式の体験</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>「G-KEA」の推進</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>地元メディアによる「G-KEA」の情報配信・普及啓発</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>環境関連イベントの実施やイベントを通じた普及啓発</p> </div> </div> <p><市の推進策></p> <ul style="list-style-type: none"> > 「G-KEA」推進委員会の設置 > 「G-KEA」の継続的な見直し > 官民協働の組織「STOP温暖化くらしき実行委員会」との連携 > 市HPや広報紙等による情報発信

取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
環境関連イベントを通じた普及			実施	実施		
G-KEA生活体験「町家のくらし」	実施		検討 実施	検討	実施	
市の広報や地元メディア等を通じた情報発信		実施	実施	実施		
成果指標：「G-KEA」に取り組む人の割合 目標値：2020年度時点で52.5%（現状は24.6%）						

名称・テーマ	3-2 ごみの少ない生活様式の推進（「くらしキック20」）
実施主体	市民・事業者・行政
概要	<p><概要></p> <p>全国でも高水準のリサイクル率を誇る本市において「低炭素型・循環型社会」の形成を一層進めるため、マイバッグ・マイ箸運動やごみ分別細分化、ペットボトルのステーション回収や食品残渣の堆肥化等、ごみ減量と再資源化に向けた取組を推進する。</p> <p>ガス化溶融炉を運営する事業者と水島コンビナート事業者との連携により、廃棄物の処理に伴って出るガスや金属等を有効活用し、CO2削減を図る。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの排出抑制 マイバッグ・マイ箸運動、ごみ分別細分化等によるごみ排出量の低減化を図る。 ○ 再資源化の推進 ペットボトルのステーション回収、学校給食等における食品残渣の堆肥化、ガス化溶融炉の稼働率向上等によるリサイクル率の向上を図る。
	<p>ペットボトルのステーション回収</p>       <p>・マイバッグ・マイ箸運動 ・ごみ分別細分化の推進</p> <p>・ごみの再資源化 ・リサイクルの推進</p>

	<市の推進策> ➤ 生ごみ処理機等導入補助制度の継続 ➤ 市民・事業者への5Rの普及啓発					
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
ごみの排出抑制（マイバッグ・マイ箸運動、ごみ分別細分化等）	実施	実施	実施			
再資源化の推進（ペットボトルのステーション回収、学校給食等における食品残渣の堆肥化、ガス化溶融炉の稼働率向上等）	実施	実施	実施			
成果指標： ごみ排出量及びリサイクル率の改善率（2007年度比） 目標値： 2024年度までにごみ排出量20%削減、リサイクル率10%向上						

名称・テーマ	3-7 倉敷市住宅環境性能表示制度の構築と運用
実施主体	事業者・行政
概要	<p><概要></p> <p>住宅建築物にかかる温暖化対策として、輸送距離の短い県内産木材の使用や太陽エネルギーの利用等、本市の地域特性を活かした環境配慮型住宅の普及を推進するため、消費者の判断基準となる本市独自の住宅環境性能評価基準を策定し、その基準に基づくチラシ、パンフレット等への表示を住宅供給事業者等と協力して進める。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉敷市住宅環境性能表示制度の構築 住宅環境性能基準及び運用ルール、表示ラベルの作成等、制度の構築を図る。 ○ 市民・事業者への普及啓発 倉敷市住宅環境性能表示制度に関する市民への普及啓発及び事業者（住宅メーカー、工務店等）への表示（チラシ、パンフレット等）の協力要請を行う。 <div style="text-align: center;"> <p>住宅環境性能表示による消費者へのPR</p> <p>環境配慮型住宅の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代省エネルギー住宅 ・県産材 ・自然エネルギー </div> <p><市の推進策></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 倉敷市住宅環境性能表示制度の構築 ➤ 市民への普及啓発及び事業者（住宅メーカー、工務店等）への協力要請

取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
倉敷市住宅環境性能表示制度の構築		実施	検討 実施	検討	実施	
市民・事業者への普及啓発			実施		実施	

② 一般施策

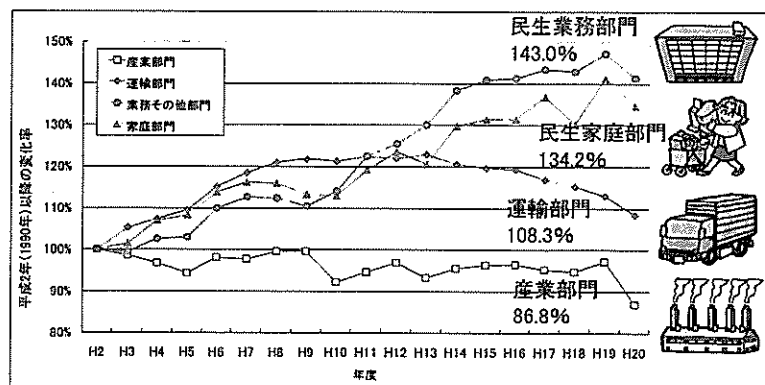
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
3-3 地産地消、旬産旬消の推進						
<ul style="list-style-type: none"> 市内学校園の給食等、公共施設における地産食材の使用を推進し、市が率先して食材の地産地消、旬産旬消を推進する。 市内の飲食・小売業において、旬の食材を使用した飲食メニューの提供やフードマイレージ*の小さい地産食材の販売を推進する。 						
公共施設における地産食材の使用、旬産旬消の推進			実施	実施		
飲食・小売業における地産品の使用・販売の推進		実施	支援	実施		

* : フードマイレージ

食糧 (food) の輸送距離 (mileage) の意味。食糧の生産地と消費地の距離が遠くなるほど輸送にかかるエネルギーが増大し、環境への負荷が大きくなるとする概念。

<コラム6> 我が国の部門別温室効果ガス排出状況

2008 (H20) 年度の我が国の部門別温室効果ガス排出状況は、1990 (H2) 年度以降、産業部門は13.2%減少し、一旦増加傾向を示した運輸部門についても、近年減少傾向で推移しています。一方、民生業務部門・民生家庭部門は共に増加傾向を示しており、両部門を合わせると1990年度比で39%の増加となっています。



3-4	環境教育・環境学習・環境啓発の推進					
<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりの地球温暖化に対する認識を深め、環境にやさしい行動の普及・定着を図るため、行政・事業者・市民団体による出前講座や環境イベント等、市民への環境啓発活動を推進する。 将来の低炭素社会づくりを担う子供の環境に対する意識や知識の向上を図るため、企業見学や学校園での出前講座、温暖化問題に関する研究発表会、食育推進活動等を通じた環境教育を進める。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
環境学習・啓発活動の実施 (出前講座、環境イベント等)	実施	実施	実施			
環境教育の実施 (エコ企業見学、出前講座、小中学校での学習や研究発表会、食育推進活動等)	実施	実施	検討 実施			

3-5	家庭へのエコ情報配信					
<ul style="list-style-type: none"> 市民の地球温暖化への理解を深め、地球温暖化対策の取組を促進するため、市のホームページや広報をはじめとして、メディアによる積極的な情報発信を進める。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
市による情報発信 (市HP、広報紙、広報チャンネル、市政テレビ、FMくらしき)			実施			
地元メディアによる情報発信 (TV・ラジオでのエコ番組放送、新聞・雑誌でのエコ特集)		検討 実施				

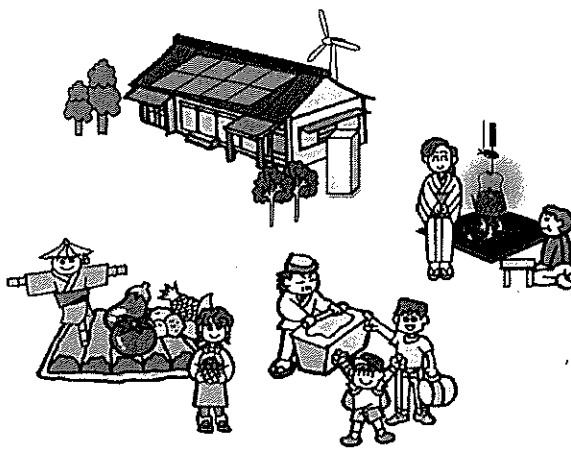

3-6	環境情報の「見える化」の推進					
<ul style="list-style-type: none"> 家庭での省エネルギー・省CO₂に対する市民の自覚を促すため、市によるワットチェッカーやワットアワーメーターの貸出、環境家計簿の普及を行う。 市役所や小売・飲食店、宿泊施設、公共交通機関等、日常生活のあらゆるシーンでCO₂を「見える化」する環境を整備し、市民意識の向上を図る。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
ワットチェッカー、ワットアワーメーターの貸出利用、環境家計簿の普及	実施		実施			
日常生活におけるCO ₂ の「見える化」の推進 (公共料金明細へのCO ₂ 排出量表示、公共交通機関利用時のCO ₂ 排出量表示、商品・サービスへのカーボンフットプリント表示等)		検討 実施	支援			

4) ～観光を「クール」に～ <環境調和型観光地づくりの推進>

① <クールらしき 80>プロジェクト (重点施策)

プロジェクト 6 人と環境にやさしいおもてなし「エコころ観光」の推進

<p>名称・ テーマ</p>	<p>4-1 電気自動車を活用した環境調和型観光地づくりの推進</p>					
<p>実施主体</p>	<p>事業者・行政</p>					
<p>概要</p>	<p><概要> 「美観地区」をはじめとして観光資源が点在する本市において、レンタカー会社へのEV導入促進や観光客へのEV利用優遇策等を図り、EVを活用した観光の低炭素化を推進する。</p> <p>(取組例) ○ 充電設備の整備 観光エリアへ充電設備を整備し、EVでの観光の利便性向上を図る。 ○ EV観光利用促進策の実施 レンタカー事業者のEV導入を促進するとともに、観光客のEV利用優遇策を実施する。</p>  <p><市の推進策> <ul style="list-style-type: none"> ➢ EV及び充電設備の導入補助 ➢ 充電設備の整備 ➢ 旅行代理店等を活用した市内外へのPR </p>					
<p>取組例</p>	<p>実施主体の役割</p>			<p>ロードマップ</p>		
<p>充電設備の整備</p>	<p>市民</p>	<p>事業者</p>	<p>行政</p>	<p>短</p>	<p>中</p>	<p>長</p>
<p>EV観光利用促進策の実施</p>		<p>検討 実施</p>	<p>検討 実施</p>	<p>検討</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>

名称・ テーマ	4-2 環境にやさしい体験型観光イベントの実施					
実施主体	事業者・行政					
概要	<p><概要></p> <p>環境にやさしい町家生活の体験や、先進的な温暖化対策を行う企業の見学等、環境をテーマにした体験型観光イベントの実施による低炭素型ライフスタイルの普及啓発を図る。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エコ生活体験ツアーの企画・実施（G-KEA生活体験「町家のくらし」※再掲） スローライフや低炭素型ライフスタイルの体験イベントを基に、参加者の環境保全に対する意識啓発を図る。 ○ エコ企業体験ツアーの企画・実施 省エネルギー化や低炭素化、低炭素化を推進する「エコ製品」生産等の企業の取組を見学することで、参加者の環境保全に対する意識啓発及び「エコ製品」の普及拡大を図る。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(例)「町家のくらし」体験 ・スローライフ ・低炭素型ライフスタイル</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(例) エコ企業体験ツアー ・低炭素化先進事業所 ・エコ製品製造事業所</p> </div> </div> <p><市の推進策></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 宿泊型体験施設の整備 ➢ エコ企業体験ツアー協賛企業の拡大 ➢ 市内外への体験イベントPR 					
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
エコ生活体験ツアーの企画・実施 （G-KEA生活体験「町家のくらし」※再掲）			検討 実施	検討	実施	
エコ企業体験ツアーの企画・実施		実施	検討 実施	検討	実施	

名称・テーマ	4-5 環境にやさしい観光関連商品・サービスの推進
--------	---------------------------

実施主体	事業者・行政
------	--------

概要

<概要>
年間約 555 万人の観光客が訪れる本市において、環境にやさしい観光を推進するため、CO2 排出量が少ない観光関連商品・サービスの生産・消費を促進する。

(取組例)
○ 低炭素型観光商品・サービスの開発促進
市や経済団体等による表彰・認定制度等を通じて、地産地消や簡易包装、リサイクル等、土産品の製造・販売や飲食サービスの提供時等に CO2 排出の少ない商品・サービスの開発を促進する。

エコ製品の認定・表彰
行政

エコ製品の生産・開発の促進
事業者

エコ製品の普及啓発
経済団体等

(例)
・エコ製品の販売・特設コーナーの設置
・簡易包装の推進

<市の推進策>
 > 表彰・認定制度の検討
 > 観光客への情報発信

取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
低炭素型観光商品・サービスの開発促進		実施	検討 実施	検討	実施	

② 一般施策


4-3	観光関連施設における温暖化対策の推進					
<ul style="list-style-type: none"> 観光エリアにおいて、景観に調和した太陽光発電の設置、LED等屋外照明の高効率化、店舗の省エネルギー化、マイ箸・マイバッグ、地産地消推進の取組等を一体的に行うことで、環境にやさしい観光地として全国にPRする。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
観光関連施設における温暖化対策の推進（観光エリア全体の省エネルギー化、マイ箸・マイバッグや地産地消推進の一体的取組等）		検討 実施	検討 実施	検討	実施	

4-4	既存の観光イベントのグリーン化推進					
<ul style="list-style-type: none"> 「グリーンイベントガイドラインおこやま」等を活用しつつ、市内各地で開催されるイベントについて、環境配慮の取組を推進する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
イベントにおける環境配慮の取組推進	実施	実施	実施要請	実施		

5) ~つながりを「ホット」に~ <主体間交流・連携の強化>

① <クールらしき 80>プロジェクト (重点施策)

プロジェクト7 主体間連携を強化する「エコの環^わづくり」の推進

<p>名称・ テーマ</p>	<p>5-1 温暖化防止活動拠点施設の整備</p>					
<p>実施主体</p>	<p>行政</p>					
<p>概要</p>	<p><概要> 環境学習機能を備え、温暖化対策を行う市民（民間団体）・事業者・行政の活動・交流の拠点となる施設の整備を検討する。</p> <p>(取組例) ○ 温暖化防止活動拠点施設の整備</p>  <p>施設自体の低炭素化・エコの ショールーム化 (例) ・太陽光発電導入 ・断熱性能の向上 ・緑化</p> <p>・環境学習メニューの充実 ・環境活動の活発化に向けた交流・連携</p> <p><市の推進策> ➢ 温暖化防止活動拠点施設の整備検討</p>					
<p>取組例</p>	<p>実施主体の役割</p>			<p>ロードマップ</p>		
<p>温暖化防止活動拠点施設の整備</p>	<p>市民</p>	<p>事業者</p>	<p>行政</p>	<p>短</p>	<p>中</p>	<p>長</p>
			<p>検討 実施</p>	<p>検討</p>	<p>実施</p>	

② 一般施策

5-2	「倉敷市温暖化防止活動推進センター（仮称）」の設立					
<ul style="list-style-type: none"> 温暖化対策に関する普及啓発、事業者や民間団体への活動支援や情報提供、市民相談等を行う「温暖化防止活動推進センター」の設立を検討する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
「倉敷市温暖化防止活動推進センター（仮称）」の設立	実施	実施	検討 実施	検討	実施	

5-3	官民協働の市民活動推進組織「くらしきエコサポーターズ（仮称）」の設立					
<ul style="list-style-type: none"> 行政・市民団体・事業者等が協働のもと、本計画の目標達成に向けた全市的な市民活動を展開するため、省エネルギー化や温室効果ガスの低減に関するアドバイザーの登録・派遣をはじめ、地球温暖化防止に関する情報収集・発信を行う組織の設立を検討する。 						
取組例	実施主体の役割			ロードマップ		
	市民	事業者	行政	短	中	長
「くらしきエコサポーターズ（仮称）」の設立検討	実施	実施	検討 実施	検討	実施	

4. 倉敷市の施策体系

基本理念

低炭素技術と環境にやさしい文化で未来を創る

取組方針
(4つの「クール」と1つの「ホット」)

- ものづくりを「クール」に**
(環境調和型産業への転換)
 - 高度な生産技術と企業間連携によるものづくりの低炭素化を進め、国内外に競争力を備えた環境調和型産業形態へと転換します
 - ものづくりを通じた世界の温室効果ガス削減を目指します
- まちを「クール」に**
(低炭素型まちづくりの推進)
 - 高機能・低炭素型のまちづくりを推進します
 - 車両の低炭素化を図るとともに、徒歩や自転車、公共交通機関による移動を主とする低炭素型の交通体系をつくります
 - 再生可能エネルギーの積極的利用で、資源・エネルギー循環型の社会をつくります
 - 市域の緑化を推進し、緑あふれるまちをつくります
- くらしを「クール」に**
(低炭素型ライフスタイルへの転換)
 - ものを大切に、自然を大事にする、環境にやさしい生活様式の浸透を図ります
 - 快適さと高い省エネルギー性能を兼ね備えた住空間づくりを推進します
- 観光を「クール」に**
(環境調和型観光地づくりの推進)
 - 環境に配慮した観光地づくりを推進します
 - 人と環境にやさしいおもてなしで観光振興を図ります
- つながりを「ホット」に**
(主体間交流・連携の強化)
 - 市内のあらゆる主体が活発に交流し、皆が連携・協力して温暖化対策に取り組める環境をつくります

重点施策 <クールくらし80プロジェクト>

プロジェクト1 世界に誇る「環境調和型コンビナート」の形成

- (1-1) エネルギー・資源の高度利用推進
 - ▶ 企業間高度連携システムの構築 他
- (1-2) 環境関連産業の創出推進
 - ▶ 環境関連産業新規立地支援制度の検討 他

プロジェクト2 中小事業者の環境経営支援「ものづくりエコサポート」の推進

- (1-3) 中小企業の環境経営支援
 - ▶ 中小企業の環境経営支援 他

プロジェクト3 低炭素なまち「クールタウン」形成の推進

- (2-1) 低炭素モデル街区の形成推進
 - ▶ 「ゼロ・カーボン公園」の整備 他
- (2-6) 電気自動車(EV)の普及推進
 - ▶ EV利用環境の整備 他

プロジェクト4 太陽エネルギーを活かしたまちづくり「太陽のまちプロジェクト」の推進

- (2-9) 太陽エネルギー(太陽光、太陽熱)の利用推進
 - ▶ 倉敷市太陽エネルギー普及推進協議会の設置検討 他

プロジェクト5 環境にやさしい生活様式「良環スタイル」の推進

- (3-1) CO2の少ない生活様式の推進(「グリーンくらしエコアクション」)
 - ▶ 環境関連イベントを通じた普及 他
- (3-2) ごみの少ない生活様式の推進(「くらしキック20」)
 - ▶ ごみの排出抑制 他
- (3-7) 倉敷市住宅環境性能表示制度の構築と運用
 - ▶ 倉敷市住宅環境性能表示制度の構築 他

プロジェクト6 人と環境にやさしいおもてなし「エコころ観光」の推進

- (4-1) 電気自動車を活用した環境調和型観光地づくりの推進
 - ▶ 充電設備の整備 他
- (4-2) 環境にやさしい体験型観光イベントの実施
 - ▶ エコ生活体験ツアーの企画・実施(G-KEA生活体験「町家のくらし」) 他
- (4-5) 環境にやさしい観光関連商品・サービスの推進
 - ▶ 低炭素型観光商品・サービスの開発促進

プロジェクト7 主体間連携を強化する「エコの環づくり」の推進

- (5-1) 温暖化防止活動拠点施設の整備
 - ▶ 温暖化防止活動拠点施設の整備

一般施策

- (1-4) 法令等による事業者の取組促進
 - ▶ 省エネ法への対応 他
- (1-5) 事業者による自主削減計画の推進
 - ▶ 自主行動計画の着実な実施 他
- (1-6) 高効率設備・機器・プロセス及び革新的技術の導入促進
 - ▶ 高効率設備・機器・プロセスの導入促進 他
- (1-7) 再生可能エネルギーの導入促進
 - ▶ 再生可能エネルギーの導入
- (1-8) グリーン物流の推進
 - ▶ モーダルシフトの推進 他
- (1-9) 低炭素型商品(製品・サービス)の生産推進
 - ▶ ライフサイクルアセスメント(LCA)を活用した生産の推進 他
- (2-2) コンパクトなまちづくりの推進
 - ▶ 公共交通機関沿線・まちなかへの居住促進 他
- (2-3) 大規模集客施設設置事業者による温暖化対策の推進
 - ▶ 地域貢献活動の推進
- (2-4) 建物・施設の省エネルギー・省CO2化の推進
 - ▶ 建築物の断熱性能向上 他
- (2-5) 屋外照明の省エネルギー化の推進
 - ▶ 高効率照明器具(LED、HIDランプ等)の導入 他
- (2-7) エコ移動の推進
 - ▶ 既存の公共交通機関のサービスレベルの向上 他
- (2-8) 移動車両の低炭素化の推進
 - ▶ 低公害車両(電気・ハイブリッド等)の導入推進
- (2-10) バイオマスエネルギーの利用促進
 - ▶ 「バイオマスタウン構想」の策定検討 他
- (2-11) 都市緑化及び森林整備・保全の推進
 - ▶ 緑のカーテン、住宅用生垣の普及拡大 他
- (3-3) 地産地消、旬産旬消の推進
 - ▶ 公共施設における地産食材の使用、旬消の推進 他
- (3-4) 環境教育・環境学習・環境啓発の推進
 - ▶ 環境学習・啓発活動の実施 他
- (3-5) 家庭へのエコ情報配信
 - ▶ 市による情報発信 他
- (3-6) 環境情報の「見える化」の推進
 - ▶ ワットチェッカー、ワットアワーメーターの貸出利用、環境家計簿の普及 他
- (4-3) 観光関連施設における温暖化対策の推進
 - ▶ 観光関連施設における温暖化対策の推進
- (4-4) 既存の観光イベントのグリーン化推進
 - ▶ イベントにおける環境配慮の取組推進
- (5-2) 「倉敷市温暖化防止活動推進センター(仮称)」の設立
 - ▶ 「倉敷市温暖化防止活動推進センター(仮称)」の設立
- (5-3) 官民協働の市民活動推進組織「くらしエコサポーターズ(仮称)」の設立
 - ▶ 「くらしエコサポーターズ(仮称)」の設立検討

削減の目安*

- 5,700千トン削減
- 600千トン削減
- 200千トン削減
- 200千トン削減
- 500千トン削減

↓

全体削減量 7,200千トン
(2007年度比▲12%の排出削減レベルに相当)

*削減の目安：中期目標年(2020年度)の推計排出レベル(現状趨勢)からの削減量

第7章 計画の推進体制と進行管理

1. 推進体制

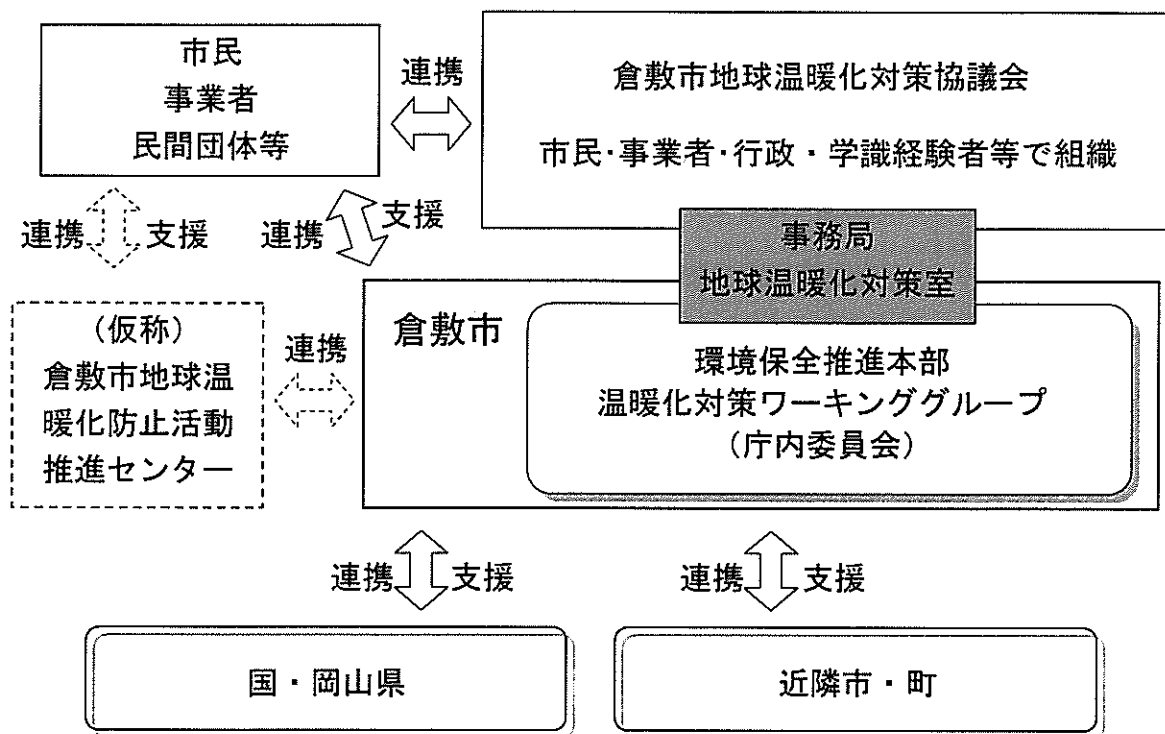


図 7-1 計画の推進体制

(1) 倉敷市地球温暖化対策協議会

温室効果ガスの排出抑制に係る取組内容を協議し、地域が一体となって地球温暖化対策の実践を支援する組織として「倉敷市地球温暖化対策協議会」を設立することにより、本市における低炭素社会の実現に向けた機運をより一層高めるとともに、地球温暖化対策の推進に関する提言を行います。

(2) 倉敷市環境保全推進本部温暖化対策ワーキンググループ（庁内委員会）

本計画に基づく温室効果ガスの排出量削減に向けた対策・施策を総合的かつ効果的に推進し、本計画に示した削減目標の達成を目指すため、庁内各部局を構成員とする庁内委員会を設置します。

(3) (仮称) 倉敷市地球温暖化防止活動推進センター（※）

本市の地球温暖化対策を推進するための組織として、温対法第24条に基づく「倉敷市地球温暖化防止活動推進センター」の設立を検討します。

(※) 平成20年に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地球温暖化防止活動推進センターの指定が中核市でも可能となりました。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地域地球温暖化防止活動推進センター）

第二十四条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
- 六 前各号の事業に附帯する事業

2. 進行管理

(1) 計画の進捗状況の把握

1) 削減目標の達成状況

温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況を把握するため、本市の温室効果ガス排出状況について、毎年定期的に推計を行うとともに、達成状況を評価し、必要な措置をとることとします。

推計に当たっては、基準年の排出量推計と同じ方法を用いることとします。

2) <クールらしき80>プロジェクト（重点施策）の進捗状況

<クールらしき80>プロジェクトの進捗状況を把握、評価することとします。

(2) 取組状況の評価

温室効果ガス排出量の削減目標や、個別の施策の推進指標の達成状況については、環境マネジメントシステム（PDCAサイクル）による評価を行い、対策・施策の見直しや追加等を適宜行います。

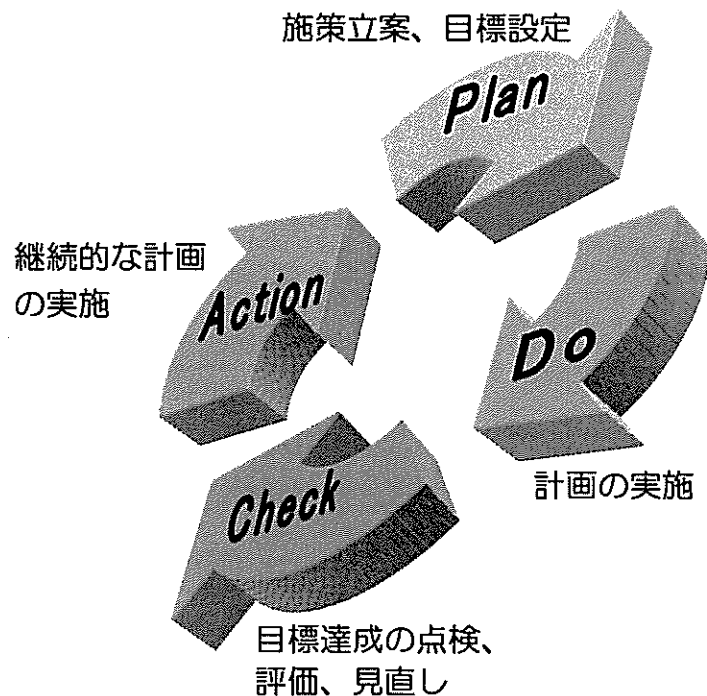


図 7-2 環境マネジメントシステム（PDCAサイクル）

また、温室効果ガスの排出量の推計結果や対策・施策の実施状況については、毎年度、市のホームページ等を通じて、広く市民に公表するほか、「倉敷市地球温暖化対策協議会」へ報告し、必要に応じて評価を受けるものとします。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

（3）計画の見直し

本計画は、温室効果ガス排出状況、地球温暖化対策・施策の実施状況並びに目標の達成状況、低炭素技術の開発動向、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜見直しを行います。

なお、計画の見直しに当たっては、必要に応じて「倉敷市地球温暖化対策協議会」の意見を聴くこととします。

倉敷市自然環境保全実施計画
くらしきネイチャープラン
2006～2010

倉敷市自然環境保全施策計画表

平成21年度実績・平成22年度計画

-概要-

倉敷市 環境政策課

地球のいのち、つないでいこう

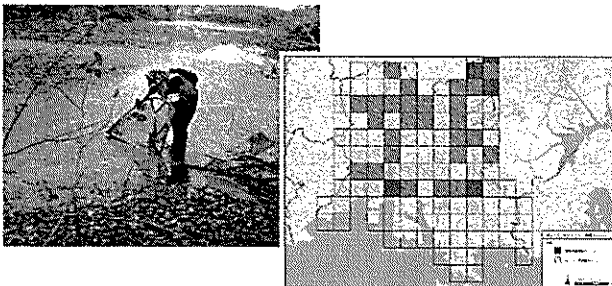
生物多様性

1. 身近な自然の保全

(7) 外来生物の移入などによる生態系への影響を最小限とするため、関係機関と連携し、外来生物に関する情報提供や正しい知識の普及に努める。

【計画・事業の名称】

外来生物に関する啓発と情報提供

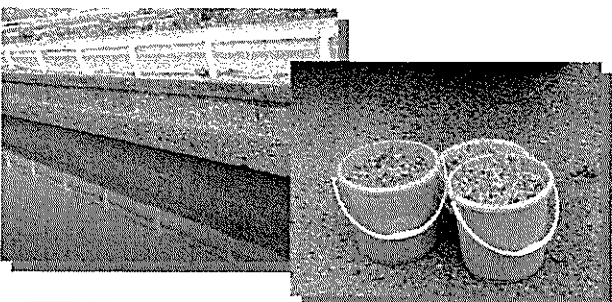


<21年度実施状況>

- ・緊急雇用対策事業を活用し「外来生物調査」を実施。秋季、冬季における市内の外来生物の分布状況を調査
外来生物28種を対象とし26種を市内で確認
- ・緊急雇用対策事業を活用しジャンボタニシ駆除事業を実施
- ・特定外来生物のセアカゴケグモが玉島E地区民有地で確認され、国、県と連携し広報及び封じ込めを行った。

<22年度予定>

- ・新たに発見された外来生物について記者クラブへの発表及び学術誌での報告を行う。市民からの問合せなどに対処する。
- ・昨年度に引き続き春季、夏季の外来生物分布調査を実施。11月に報告会を予定。

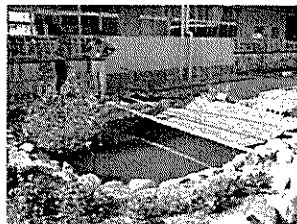
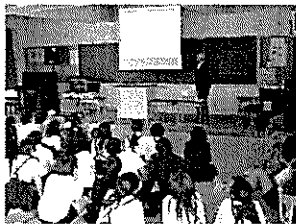


2. 水辺の保全

(3) 水辺の生物調査等の行い、水辺とふれあう機会を増やし、水辺の環境保全意識啓発に努める。

【計画・事業の名称】

親子水辺教室の開催
ビオトープの設置促進
啓発機会の提供



<21年度実施状況>

- ・親子水辺教室を実施(H21.8.23 29名の親子が参加)
- ・冊子「くらしきの淡水魚」を用いた講座の実施
- ・箭田小学校へのビオトープの設置

<22年度予定>

- ・親子水辺教室の実施(H22.8.18実施、44名の親子が参加)
- ・冊子「くらしきの淡水魚」を用いた講座の実施
- ・小学校、公共施設等のビオトープの利用実態調査を行う。

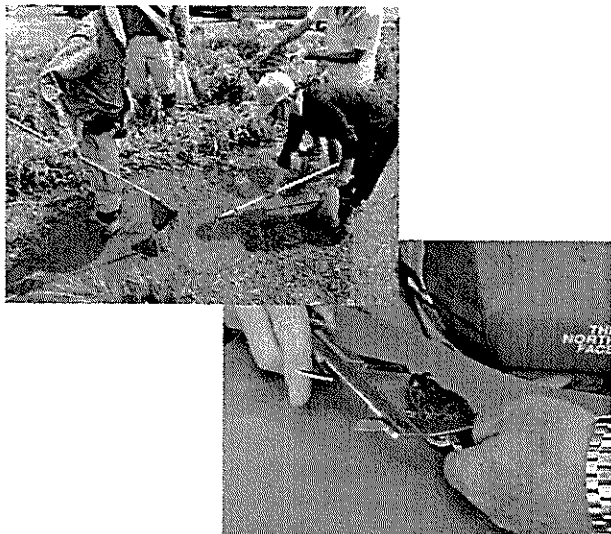
2

3. 緑と自然景観の保全

(2) 開発行為などを行う場合、現状の地形、地質、動植物の生息状況などを事前に調査し、自然の回復に努めるよう事業者を指導する。

【計画・事業の名称】

開発行為等の事前協議



<21年度実施状況>

- ・開発行為等の事前協議を年間129件実施した。
- ・市街化区域 60件
- ・調整区域 69件
- ・土砂埋立 3件
- ※希少野生生物への配慮要望なし

<22年度予定>

- ・継続して実施する。
- ・9月末現在、希少野生生物への配慮要望3件
スイゲンゼニタナゴ2件
ダルマガエル1件

真備町川辺地内で実施したダルマガエル保護移動の状況

3

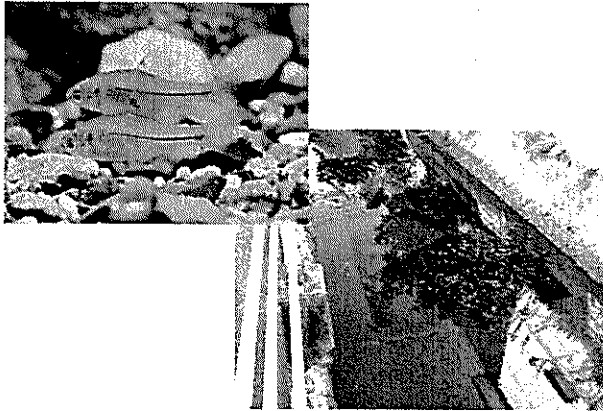
4. 希少野生生物の生息・生育環境の保全

- (3) 希少野生生物の生息・生育する場所における水路改修などの公共工事では、希少野生生物の生息・生育環境への影響を極力避ける、または最小限となるよう配慮した工事の実施に努める。

【計画・事業の名称】

希少野生生物に配慮した水路改修等公共工事の実施要請

希少野生生物に配慮した公共工事の実施(水路改修等)



スイゲンゼニタナゴに配慮した水路

<21年度実施状況>

- ・公共工事担当課へ希少野生生物物に関する情報提供
- ・希少野生生物の生息地の保全のため、水路改修時に専門家のアドバイスを得て関係課と協議を行いながら事業を実施
- ・公共工事担当課へ自然環境に配慮した施工例の調査を実施

<22年度予定>

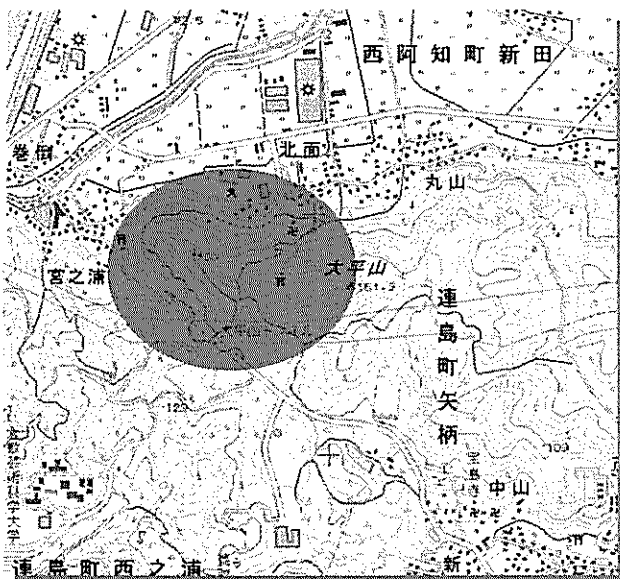
- ・水路改修等の際に、専門家のアドバイスを、協議を行いながら事業を実施
- 9月末現在、用水路1区間で協議中

5. 自然とのふれあいの促進

- (2) 探鳥コースや野鳥観察地を各地域に設け、身近な所での野鳥の観察ができる場所を提供する。

【計画・事業の名称】

探鳥コースや野鳥観察地の設定



<21年度実施状況>

- ・(仮称)大平山探鳥コースの設定に向け、冬鳥の調査を2回実施
- (探鳥コース全11ヶ所、検討中1ヶ所)

<22年度予定>

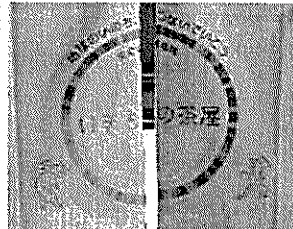
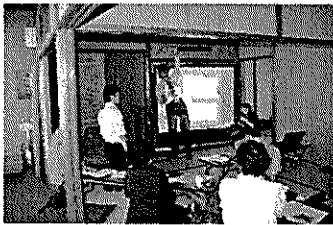
- ・(仮称)大平山探鳥コースの設定に向け、春、夏、秋の調査を実施予定
- ・大平山探鳥コースを設定し、表示看板を設置
- ・利用促進方法の検討
- ・既設の探鳥コースについて、点検

7. 実施計画の推進

(4) 市民、職員などを対象に自然環境保全に関する研究会、講演会を開催する。

【計画・事業の名称】

自然環境保全に関する研修会、講演会
自然環境に関する市民向けサイエンス・カフェ



<21年度実施状況>

- ・環境月間行事として6月27日に講演会「岡山山のタンチョウ」を開催した。
- ・サイエンス・カフェ(倉敷町屋いきもの茶屋)を2月26日に開催した「自転車で鳥を見るはなし」

<22年度予定>

- ・サイエンス・カフェを2回開催する
5月30日:玉島西爽邸いきもの茶屋
「人と魚の知恵くらべのはなし」
12月12日:倉敷物語館いきもの茶屋
「ネイチャーフォトをたのしもう！」

※その他の実施目標、計画・事業の名称・概要については計画表(資料:2)をご覧ください。

次期倉敷市自然環境保全実施計画策定状況

- H22.8.24 第1回倉敷市自然環境保全実施計画策定懇談会開催(資料4参照)
・学識経験者・市内環境団体などステークホルダーで組織
- H22.10.1 市民アンケート開始(資料5参照)
・自然環境に関する現状調査・課題抽出アンケートを実施
・対象人数2,000名(市内在住16才以上)
- H22.10.26 自然環境保全実施計画連絡会議(資料6参照)
・庁内関係課による連絡・検討会議

※今後の計画については資料7参照

倉敷市自然環境保全実施計画策定懇談会委員名簿

名 前	所 属	
青江 洋	NPO法人倉敷水辺の環境を考 える会	倉敷市環境審議会委員 環境省希少野生動植物保護推進員
江田 伸司	倉敷市立自然史博物館学芸員	岡山県野生動植物調査検討会委員
榎本 敬	岡山大学植物資源研究所	倉敷市立自然史博物館友の会会長 岡山県野生動植物調査検討会委員
奥島 雄一	倉敷市立自然史博物館学芸員	岡山県野生動植物調査検討会委員
狩山 俊悟	倉敷市立自然史博物館学芸員	岡山県野生動植物調査検討会委員
河邊 誠一郎	倉敷芸術科学大学	倉敷市環境審議会委員 倉敷の自然をまもる会会長
野嶋 宏一	NPO法人地域再生研究センター	岡山県野生動植物調査検討会委員
山崎 法子	倉敷市立自然史博物館友の会	倉敷市立自然史博物館友の会副会長

(五十音順, 敬称略)

新たな「倉敷市自然環境保全実施計画」策定に向けた、市民アンケート調査のお願い

《自然環境について、あなたの意見をおきかせください》

市民の皆さまには、日頃から市の環境行政に対して、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

倉敷市では「倉敷市環境基本条例」に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針として、「倉敷市環境基本計画」を定めています。

「倉敷市自然環境保全実施計画（くらしきネイチャープラン）」は、「倉敷市環境基本計画」の基本目標のうち、自然環境保全に係る目標達成のための、アクションプランとして定められた計画です。

現在、倉敷市では平成22年度までを計画期間とする、「倉敷市自然環境保全実施計画（くらしきネイチャープラン）」に基づいて、様々な自然保護施策に取り組むとともに、平成23年度からの新たな実施計画の策定を進めているところです。

このアンケート調査は、平成23年度からの新たな実施計画の策定にあたり、市民の皆さまが身近な自然環境について、日頃感じていることについてお聞かせいただき、新実施計画の施策等へ反映させるために実施しています。

アンケート調査をお願いする方は、市内にお住まいの16歳以上の方から2,000人を無作為に抽出させていただきました。

お忙しいところ誠にお手数ですが、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成22年10月

【記入上のご注意】

○このアンケートは、アンケート用紙をお送りした封筒に書かれた宛て名のご本人がお答え下さい。ご本人が回答できない場合は、ご家族の方がお答え下さい。

○このアンケートは無記名です。また、結果はまとめて集計し、個々の回答や個人情報・プライバシーに関わる情報が公開されることはありません。

○ご記入いただいたアンケート用紙は、同封の返信用封筒（**切手は不要**です。）に入れて、**平成22年10月22日（金）**までに、投函してください。

※ 記入にあたって不明な点やご質問がありましたら、下記までお問い合わせください。

倉敷市役所 環境政策課（担当：三宅・椿野）電話(086)426-3391

【参考】

○倉敷市環境基本条例

倉敷市では、環境の保全等に関する施策を定め、総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、健全で恵み豊かな環境を享受できる倉敷市の実現を図るため、平成11年12月に制定しました。

この条例第8条第1項で、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、倉敷市環境基本計画を定めなければならないとされています。

また、「倉敷市環境基本条例施行規則」第2条で、倉敷市環境基本計画において、自然環境保全に係る項目を定めることを規定しています。

○倉敷市環境基本計画

国及び県の環境基本計画と連携し、倉敷市環境基本条例の規定に基づき、公害の未然防止を図るとともに、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することをめざし、市民、事業者と協働して環境の保全と回復及び創造に関する施策を将来にわたって総合的かつ計画的に推進していくための基本的な指針として、平成12年に策定されました。計画期間は2000年度（平成12年度）から2010年度（平成22年度）までの11年間ですが、計画期間内に船穂町、真備町との合併による市域の拡大や社会情勢の変化に対応するため、平成19年度に計画の改訂を行っています。現在、平成23年度から10年間を計画期間とする、新たな計画の策定を進めているところです。

○倉敷市自然環境保全実施計画（くらしきネイチャープラン）

倉敷市環境基本計画に基づき、基本目標の一つである「緑豊かな自然と人の共生する環境」の目標達成のため、自然環境保全に係る具体的な項目を定めたアクションプランとして、平成18年度に策定されました。計画期間は2006年度（平成18年度）から2010年度（平成22年度）までの5年間です。現在、平成23年度から10年間を計画期間とする、新たな計画の策定を進めているところです。

※ 倉敷市自然環境保全実施計画（くらしきネイチャープラン）については、倉敷市のホームページでご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=5092>

B あなたの身近な自然環境への意識などについておたずねします。

問1 あなたは、『生物多様性』という言葉を知っていましたか。あてはまる番号を **1** つ選んで○印をつけて下さい。

※ 今年には国際生物多様性年であり、10月には愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）が開催されます。

- | | |
|------------|--------------|
| 1. よく知っている | 2. ある程度知っている |
| 3. あまり知らない | 4. まったく知らない |

問2 あなたは、植物、昆虫、野鳥など身近な生き物に関心がありますか。あてはまる番号を **1** つ選んで○印をつけて下さい。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. とても関心がある | 2. ある程度関心がある |
| 3. あまり関心がない | 4. まったく関心がない |

問3 あなたは、身近な生き物とふれ合うことができる場所が大切だと思いますか。あてはまる番号を **1** つ選んで○印をつけて下さい。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. とても大切と思う | 2. ある程度大切と思う |
| 3. あまり大切ではない | 4. まったく大切ではない |
| 5. わからない | |

問4 あなたは、公共施設や民間施設の建設において、身近な生き物への配慮がなされていると思いますか。あてはまる番号を **1** つ選んで○印をつけて下さい。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 十分配慮されている | 2. ある程度配慮されている |
| 3. あまり配慮されていない | 4. まったく配慮されていない |
| 5. わからない | |

問5 倉敷市には、瀬戸内海が多島美、八幡山や由加山、弥高山などの山並み、高梁川の自然豊かな河川など美しい景観と豊かな自然が残っていますが、昔と比べると自然も変化し、そこで見られる生き物たちも大きく様変わりしてきました。

あなたは、倉敷市の自然環境の現状について、次のうちどれがあてはまると思いますか。あてはまる番号を**2つ以内**で選び○印をつけてください。

1. まだまだ自然豊かで、様々な生き物がたくさんいる
2. 昔から伝わる、自然の恵を生かす知恵が、今に受け継がれている
3. 自然はまだ残っているが、絶滅しそうな生き物もいる
4. 自然の恵を生かす知恵が、失われてきている
5. 自然が壊されて、多くの生き物が危ない状態になっている
6. 自然の恵を生かす知恵は、ほぼ失われてしまった
7. その他

{ }

問6 倉敷市には、高梁川を始めとする河川、瀬戸内海、里山、農地など様々な自然環境がありますが、あなたが特に保全したほうがいいと思う自然環境はどこですか。

あてはまる番号を**3つ以内**で選び○印をつけてください。

1. 由加山など原生林に包まれた奥山
2. 真備地区など雑木林のある里山
3. 農地（水田、畑など）
4. 高梁川、倉敷川などの河川
5. 用水路、ため池
6. 海岸（砂浜、干潟、磯）
7. 倉敷美しい森などでみられる湿原、湿地
8. 市街地の中の公園・緑地
9. その他（

）

また、「保全したほうがいい」場所・地域があれば具体的に**1ヶ所**お教えてください。

※ 倉敷市で保全したほうがいい場所は[具体的に]

{ }

問7 あなたは、『外来生物』という言葉を知っていましたか。あてはまる番号を**1つ**選んで○印をつけて下さい。

※人の手によって、または偶然に、もともといなかった地域に持ち込まれた生き物を『外来生物』と言います。また、『外来生物法（平成16年制定）』では、ブラックバスやオオキンケイギクなど生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来生物の飼育、栽培等を規制し懲役、罰金などの罰則を設けています。

- | | |
|------------|--------------|
| 1. よく知っている | 2. ある程度知っている |
| 3. あまり知らない | 4. まったく知らない |

問8 近年、外来生物が増えて、倉敷市本来の自然に悪影響を与えている例もあるといわれています。侵入・増加する外来生物への対策としてどのような対策をとるべきだと思いますか。あてはまる番号を3つ以内で選び○印をつけてください。

- | |
|---------------------------|
| 1. 外来生物の駆除 |
| 2. 外来生物の見分け方やその影響に関する情報提供 |
| 3. 栽培植物やペットの適正管理と、その普及啓発 |
| 4. 外来生物法とその規制に関する情報提供 |
| 5. 市民等による外来生物駆除に対する活動支援 |
| 6. 緑化・植栽時に、地域本来の山野草や樹木を使う |
| 7. 特に対策は必要ない |
| 8. その他 () |

問9 市内には、スイゲンゼニタナゴやイチモンジタナゴなどの淡水魚、ダルマガエルやカスミサンショウウオなどの両生類、ミズアオイやオニバスといった植物など、絶滅の危機に瀕した野生動植物が今でも生息しています。あなたは、市内にこのような希少生物が生息していることを知っていましたか。あてはまる番号を**1つ**選んで○印をつけて下さい。

- | | |
|------------|--------------|
| 1. よく知っている | 2. ある程度知っている |
| 3. あまり知らない | 4. まったく知らない |

問10 市内では市民団体等が自然観察会や植樹、希少生物保護活動など、地域の自然を守り伝える活動に取り組んでいます。これらの活動に参加した事がありますか？また今後参加してみたいですか。あてはまる番号を**1つ**選んで○印をつけて下さい。

- | |
|--------------------------|
| 1. 参加したことがあり、今後も参加したい |
| 2. 参加したことはないが、今後参加してみたい |
| 3. 参加したことはあるが、今後は参加したくない |
| 4. 参加したことはなく、今後も参加したくない |
| 5. その他 () |

問 1 1 良好な自然環境が損なわれてきた原因のひとつとして、日常生活の便利さや快適さのみを追い求めて、自然の恵^{めぐ}みを浪費してきたことなどがあげられることがあります。

自然環境保全のために、今後の日常生活の中で、あなたが必要だと思うことは何ですか。あてはまる番号を **3 つ以内** で選び○印をつけてください。

1. 森林の適正な整備を進めるために、間伐材を利用した商品を使う
2. 地域の伝統野菜や食文化を伝えるために、地産地消に心がける
3. 自然にやさしい農業をすすめるために、無農薬・低農薬農産物を買う
4. 郷土の景観・生活環境を維持するために、地域の環境整備活動に参加する
5. 郷土の草花を守るために、草刈りをする際に山野草を刈り残す
6. 郷土の生き物を知るために、地域の自然を観察する行事などへ参加する
7. 自然を身近に感じるように、くらしの中で近所の自然に目を向けてみる
8. 自然素材を生かした伝統工芸を継承するために、自分で買って使ってみる
9. 自然を活用する昔の技術を伝えるために、体験行事や研修会に参加する
10. 生態系に影響を与える気候変動を防ぐため、地球温暖化対策に心がける
11. 生態系に影響を与えないよう、ペットが飼えないとき野外に逃がさない
12. 特になし
13. その他 ()

問 1 2 地域の自然環境を保全するためには、地域の自然資源を活用している企業・事業者の活動も関わってくる面がありますが、あなたが地域の企業・事業者に期待することは何ですか。あてはまる番号を **1 つ** 選んで○印をつけて下さい。

1. 地域の自然の恵^{めぐ}みを有効活用（商品の開発、販売など）すること
2. 事業活動で水や空気などを汚さないこと
3. 社員等による自然環境保護活動などの社会貢献
4. その他 ()

問 1 3 倉敷の自然環境を保全するために、行政に期待することは何ですか。次の中から
3つ以内で選び○印をつけてください。

1. 生物多様性が豊かな国立公園など、優れた自然環境の保全
2. 里山、農地、ため池など、身近な自然環境の保全
3. 絶滅の恐れのある希少な野生生物の保護や、乱獲防止
4. 生物多様性の重要性やその保全に関する市民への普及啓発
5. 市民が自然と触れ合う機会・場をもっと設ける
6. 自然の全体像を把握するための自然環境調査等の実施
7. 市民や市内事業者等が取り組む自然環境保全活動に対する支援
8. 自然環境保全活動を指導できる人材の養成・確保
9. 無農薬栽培など生物多様性保全に配慮した農林水産業等の振興
10. エコツーリズムなど豊かな自然環境を活用した観光業等の振興
11. ブラックバスやオオキンケイギク等外来生物による生態系への影響の防止
12. イノシシ等在来の動物が増えることによる生態系への影響の軽減
13. 特に取り組む必要はない
14. その他 ()

問 1 4 将来の倉敷の自然環境のあるべき姿、また自然環境保全に向けて、ご意見、ご提案があればご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

返信用の封筒（切手不要）に入れて 10月22日(金)までに投函してください。

倉敷市自然環境保全実施計画連絡会議参加部署一覧
 (倉敷市自然環境保全実施計画策定検討会議)

	部署名	
1	総務局	総務課
2		児島支所 産業課
3		児島支所 建設課
4		玉島支所 産業課
5		玉島支所 建設課
6		水島支所 産業課
7		水島支所 建設課
8		真備支所 産業課
9		真備支所 建設課
10		船穂支所
11		庄支所
12		茶屋町支所
13	環境リサイクル局	環境政策課
14		環境監視センター
15		環境衛生課
16		下水建設課
17		下水施設課
18	文化産業局	農林水産課
19		耕地水路課
20	建設局	開発指導課
21		街路課
22		公園緑地課
23		土木課
24	水道局	水道管理課
25		水道総務課
26		水道建設課
27	教育委員会	教育委員会 指導課
28		教育委員会 教育センター
29		教育委員会 生涯学習課
30		教育委員会 少年自然の家
31		教育委員会 文化財保護課
32		教育委員会 自然史博物館
33		教育委員会 科学センター
34		教育委員会 教育施設課

次期倉敷市自然環境保全実施計画 (くらしきネイチャープラン)策定スケジュール

